

第八十七回国会 内閣委員会 議 録 第 八 号

昭和五十四年四月十九日(木曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 藏内 修治君

理事 唐沢俊二郎君

理事 竹中 修一君

理事 岩垂壽男君

理事 新井 彬之君

理事 逢沢 英雄君

理事 稲垣 実男君

理事 越智 通雄君

理事 中馬 辰猪君

理事 中村 弘海君

理事 福田 一君

理事 水戸 豊彦君

理事 上田 卓三君

理事 八百板 正君

理事 市川 雄一君

理事 渡辺 武三君

理事 中川 秀直君

出席國務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君

外務大臣 園田 直君

文部大臣 内藤三郎君

國務大臣 (総務府総務長官) 三原 朝雄君

防衛大臣 山下 元利君

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 清水 汪君

内閣法制局長官 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 味村 治君

總理府總務副長 住 榮作君

内閣総理大臣官房會計課長兼内閣参事官 京須 実君

内閣総理大臣官房広報室長兼内閣官房内閣広報室長 小玉 正任君

内閣総理大臣官房総務審議官 大濱 忠志君

宮内庁次長 山本 悟君

防衛庁参事官 佐々 淳行君

防衛庁長官官房 塩田 章君

防衛庁人事教育局長 夏目 晴雄君

法務省民事局長 香川 保一君

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省初等中等教育局長 諸澤 正道君

通商産業大臣官房會計課長 安田 佳三君

警察庁警備局参事官 武士 孝君

警察庁警備局公安第二課長 岡村 健君

宮内庁長官官房 富田 朝彦君

防衛庁長官官房防衛審議官 伊藤 参午君

外務大臣官房外務参事官 枝村 純郎君

外務大臣官房領事移住部参事官 西方 正直君

大蔵大臣官房企画官 熊沢 二郎君

大蔵省主計局主計官 佐藤 浩君

大蔵省理財局国库課長 山崎 高司君

委員外の出席者

造幣局東京支局長 高瀬 昌明君

文部省初等中等教育局長 中島 章夫君

文部省初等中等教育局長 上野 保之君

文化庁長官官房庶務課長 上田 一郎君

農林水産大臣官房農文書課長 高畑 三夫君

農林水産省食品流通局消費経済課長 長野不二雄君

通商産業省貿易局輸入課長 村岡 茂生君

通商産業省貿易局輸出課長 本郷 英一君

通商産業省貿易局調査課長 杉山 弘君

通商産業省機械情報産業局計量課長 秋山 収君

通商産業省生活産業局紙業課長 阿久津孝志君

郵政大臣官房資材部需給課長 寺井 蔵章君

郵政省郵務局切手室長 山田 雅之君

郵政省貯金局電子計算計画課長 小倉 久弥君

内閣委員会調査室長 長倉 司郎君

委員の異動
四月十九日
辞任
稲垣 実男君
越智 通雄君

補欠選任
水戸 豊彦君
石橋 一弥君

同日
閣内 勝嗣君
増田甲子七君
受田 新吉君

同日
西田 司君
中村 弘海君
渡辺 武三君

同日
石橋 一弥君
中村 弘海君
西田 司君
水戸 豊彦君

同日
補欠選任
越智 通雄君
増田甲子七君
閣内 勝嗣君
稲垣 実男君

本日の会議に付した案件
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

元号法案(内閣提出第二号)

○藏内委員長 これより会議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。園田外務大臣。

外務省設置法の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○園田國務大臣 ただいま議題となりました外務

省設置法の一部を改正する法律案について提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

改正の第一は、中南米局の設置であります。中南米地域は域内に二十九カ国を有し、国際政治の上においてもその比重を高めてある地域であります。また、鉄鉱石、食糧等重要資源の供給先であります。また、日米関係の密接であり、さらに九十万人に及ぶ日系人社会が存在し、わが国とは伝統的に友好関係にある重要な地域であります。したがって、この地域に対する外交政策の一層強力な展開のため、中南米局を設置し、もって、外交実施体制の整備を図ろうとするものであります。

改正の第二は、中南米局の設置に伴いアメリカ局を北米局に改め、また総合的外交政策に関する企画業務の強化に対応するため大臣官房調査部を大臣官房調査企画部に改め、あわせて、それぞれ所掌事務の一部について改正を行うものであります。

改正の第三は、中南米局設置に伴う行政機構の改革として、情報文化局文化事業部、アジア局長及び外務省大阪連絡事務所を廃止するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

改正の第一は、在外公館の設置関係であります。今回新たに設置しようとするのは大使館三、総領事館三の計六館であります。大使館は、いずれも他の国に駐在するわが方大使をして兼轄させるものであります。大洋州のソロモン、ツバル及びカリブ海にあるドミニカの三国に設置するものであります。これら三国は、いずれも昨年英国の施政下から独立したものであります。他方、総領事館の三館は、いずれも実際に開設するもので、中国の広州、米国のボストン及び西独のフランクフルトに設置するものであります。広州は中国南部の要地で毎年広州交易会が開かれ、多数の邦人

が訪問するところであり、ボストンは米國東部の中心であり、その周辺を合わせ二千四百人の邦人が在留しており、また、同市にある米國最高の学術研究機関との接点をもつのは、今後の日米関係緊密化の上でも意義が大きいと存じます。フランクフルトは、西独の金融、商工業の中心であるとともに、欧州の國際航空の中心の一つでもあり、周辺を合わせ七百五十人に上る邦人が在留しております。

改正の第二は、現在インドネシアにあるスラバヤ及び在メダンの各領事館を、それぞれ当該地域の重要性にかんがみ、総領事館に昇格させるものであります。

改正の第三は、これらの在外公館に勤務する在外職員に在勤基本手当の額を定めるものであります。

最後の改正点は、子女教育手当に関するものであります。すなわち、日本人学校等もないため、多額の教育費負担を余儀なくされる特定の在外公館に勤務する在外職員に対しては、現在の定額部分のほか、一定の範囲の教育費に限り、一万八千円を限度として加算を認めようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

以上二件につき、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○蔵内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○蔵内委員長 次に、元号法案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。八百板正君。

○八百板委員 まず、三原長官初め皆さんの御苦勞に感謝を申し上げます。

質問は、いろいろ問いたですという問題でもございませうけれども、また一面において、よくわからないことを聞く、こういう面もあるわけであります。私は、この道の専門でもございせん。そういう意味で、ひとつ国民にわかりやすく、私にわかりやすくお答え、御説明をいただきたいと思ひます。私は愚鈍な方でありまして、なかなかのみ込みにくい人間であります。しかし、私を選んで何万の有権者は、そういうところがやはり国民の声として選ばれたのではないかと、こう思うのであります。そういう意味で、できるだけ簡潔に、わかりやすくお答えをいただきたいと存じます。何分、問題が広範にわたりますので、いろいろ調べますと、私もなかなか調べでございまして、切りも限りがございせん。昨夜から大分私も疲れておりますから、余り力んだ話は申し上げませんから、ひとつ静かに、一緒に考えていこう、こういうお気持ちでお願ひをしたい、この点をまず最初に申し上げておきます。

端的に申し上げます、国体ということが昔から言われておるのですが、日本の国体は、と聞かれた場合に何と答えたらいんでしょうかね。長官ひとつ……

○真田政府委員 憲法学といいますが、あるいは国家学といいますが、そういう学問の分野で国体という言葉が用いられているわけでございまして、これもしかし、いろいろ人によってその内容について議論があるわけなんです。従来、わが国の通説的な考え方といたしましては、国体というのはどうも主権の存在のあり方に主眼を置いて国体という言葉が使われておったように思われるんです。これは、つまり旧憲法下において確立されたおったような考えなので、したがって、日本の国体は、旧憲法のもとにおいては天皇を主権者とする君主国であるというふうに言われておったわけでございます。

その考えが、現在の憲法のもとにおいても日本の国体としてどう見るべきかというような問題があるわけなのですが、これもいろいろ考え方、

学者によって言っている言い回し方も違うわけですね。主権は国民にある、主権在民であるという点だけをとりえれば、それは日本はもう君主国ではないというふうな言い方もできましようし、あるいはまた象徴というお立場ではあるけれども、やはり天皇制をとって、そして天皇が國事行為としてある限られた部分であるけれども、國を代表するという地位にもあらせられるというような点をとりえれば、やはり日本の元首としては天皇であるというふうな言い方をしている学者もございまして、ですから結局、日本のいまの憲法を見まして、既成の概念で日本は君主国であるか共和国であるかというように言うのが実は非常にむずかしい問題なので、素直に言えば、日本は結局主権は国民にある、しかし、國事行為として天皇を持つて、象徴天皇制のもとにある主権在民の國である、そういうふうに言うのが一番率直な、素直な内容であろう、言い方であろうというふうに考えるわけでございまして。

○八百板委員 静かに聞こうと思つたのだけれども、そういうふうなことを言われると、勢い私も声が高くなつてしまふのです。わがわがからぬじゃないですか。私は、きわめて簡潔な言葉で聞いているのです。一体日本の国体は何だ、国民からこう言われたときには一口で答えなくてはいいけないのです。いまの話を聞いたなら、わがわがからぬじゃないですか。ああでもあり、こうでもあり。もつと端的に、国民が一口でわかるように、日本はどういう国だ、こう言われたら、日本はこういふ国ですと一言で言えるような、そういう頭の整理をしてもらわなくては困る。もう一遍答え直してください。

○真田政府委員 ですから、それは国体という概念の中身をまず決めてからなければいけないわけなのですが、それがいろいろ説があるわけでございます。それから一口で簡潔に申し上げますと、日本の国柄は主権在民であつて、象徴天皇をいただいておる、そういう国柄である、そういう国体である、こういうふうに御理解いただきたいと思ひ

ます。

○八百板委員 三原長官からひとつ政治家らしく、有権者にわかるようにお答え願いたいと思います。

○三原国務大臣 ただいま法制局長官が申し上げたとおり、私も、主権在民の国家であります、象徴天皇をいただいておりますことだと思っておりますのでございます。

○八百板委員 その問題はおしまいで質問の中でつなげていく問題だし、また繰り返してもうちょっとお尋ねすることになろうと思いますが、主権のあり方である、それによって分ける、こういうことを言われましたが、主権のあり方で分けるならば、結局、民主制とか君主制という簡単な分け方が出てくるのじゃないですか。これはまた後でも出てきますけれども、もうそうであるかないかだけひとつお答え願いたいのです。

○眞田政府委員 憲法にはつきり書いてありますように、主権は国民にございます。

○八百板委員 大事なところを答えないうのが答弁の何といえますか。こんなふうに考えてはいけません。なるだけ大事なところをはつきりするような答弁が政府委員としての立場だと思ふのだ。大団会もすいぶんいいかげんなところがありますから、それは政府委員にだけいいかげんでないことを求めるといふのも無理だといふことも私も承知しておりますけれども、昔、自民党さんの先輩ですけれども、広川弘禪という幹事長をやったり、大臣をやった人がおりますが、これは私の同郷の同僚というが先輩でして、あるとき農林大臣になったときに、どうだといふ聞いたところが、先生言うに、いや委員会というところは知っている人が知らない人に物を聞くところだね、という話を彼が言っておりました、なかなかよくつかんだ話だと思つて記憶に残っておりますが、私の質問は、知らない人が知っている人に聞く質問でありますから、そういう意味で、知らない人にひとつわかるように答えていただきたい。これは返事要りませんが、ひとつ

ういう気持ちで御回答を願いたいと思うのです。

憲法論議は、憲法第一条の論議ももちろん、後で素人なりにいろいろお聞きしたい点がたくさんございますから、その際にいろいろ聞かしていただきたいと思ふのですが、なるだけ簡潔な点を、まずいまいお尋ねをしたわけであります。

昔から国体明徴なんという言葉もあるものでありまして、旧憲法時代といえども、新憲法時代といえども国体を明らかにするといふことは——何とも旧憲法時代に使った言葉だからいけないといふことになりませんので、新憲法のもとにおいても国体を明徴にするという立場がやはり必要だろうと思ひます。国といふものは、何と申しましようか、国民の統合のしるしであるといふ象徴のあれがありまするようには、やはり国民的なわかりやすい形で統合されたものでなければいけないのでありまして、ああでもあり、こうでもありというふうな、ますますわからなくなるようなことでは困るものでありまして、そういう意味で、新たな意味における国体明徴という立場がやはり考えられていいと思ふのであります。

元号法の問題についてですが、私の手元に福田内閣当時の案というのがあります。それからたまたいまの大平内閣の政府案というのがありますが、ここで違ふ点は、いままでも取り上げられておりますけれども、「二世の間、これを改めない。」というふうにいわれる福田内閣当時の案として伝えられておつたものを、これを、「皇位の継承があつた場合に限り改める。」というふうに変更したのですが、直したと言ふのかどうかわかりませんが、けれども、とにかく変わつてゐるのですが、これはどういふふうな理由からこんなふうになつたのでございましょうか。どなたか、ひとつ私が一番うまく答えられると思ふ人に答えていただきたい。

○清水政府委員 委員長の御指名でございまして、私から答えさせていただきます。

ただいまおっしゃいました前内閣のときの案というお言葉でございましたけれども、その点は若干釈明をさせていただきます。

前内閣の段階におきましては、政府といたしまして、と申しますか、私も総理府の立場といたしましては、政府案といふものは直接にはまだお示しをしていなかったわけでもございまして、その当時存在しましたものももちろんございまして、それがただいま先生の御挙げになつたものでございします。したがしまして、私も、いろいろ物を考えます場合には、もちろん一つの参考と申しますか、よりどころと申しますか、そういうものとしてそれを念頭に置いていたということは事実でございします。

ところで、政府案として決定をいたしましたものは、ただいま御提案申し上げてゐるものでございまして、その間の違いでございしますが、御指摘の前の案の案におきまして用いられておりました「二世の間、これを改めない。」という表現はないわけでもございまして、前から言われておりましたそういう案の表現をとらなかつた理由というものは、これは端的に申し上げますと、「二世」という言葉が現在のほかの法律における用語との関係におきまして使いくにいくといふことから、それを使うと紛らわしいことになるといふことから、それを避けたいといふことであつたわけでもございします。

その理由をもう少し申し上げますと、現在の皇室典範の中に「三世」といふような用語が出てまいります。これは皇族の称号についての第六条の規定でございしますが、三世以下の男を王といひ、女を女王といひ、こういう表現でございまして、これは三親等といふことを意味するわけでもございします。そのように親等といふ意味において「三世」といふ表現が使われておりますので、今度別の法律で「一世」といふ言葉を使ひますと、それはその「三世」と同じレベルの「一世」といふ意味にならざるを得ないわけでもございします。そういういたしますと、いま元号の方で考えておりますのは、陛下の御在世中というふうな、皇位にあられる間といふような意味を持つものとして使うわけでもございしますが、それでは同じ三世とか一世とかいふことの言葉の使い方が違つてくるわけでも

いますので、それは適当でない、こういうことでもございします。そのような理由から、法制審議の観点におきましてそういう表現はとらないことになりました。

問題は、では法案の内容が実質的にどの程度違うかといふことになろうかと思ひますけれども、その点につきましては、御指摘の古い方のいわゆる案におきまして、皇位の継承があつたときに元号を改めるということがうたわれております。元号を改めるということがうたわれても、「皇位の継承があつた場合に限り改める」といふふうな表現をいたしておりますから、その辺の内容といたしましては、まず変わりがない、こういうことは申し上げられると思ひます。

そのような経過で両案の間に違いがあるということでもございします。

○八百板委員 これも余りよくわからないのですが、言葉といひますか文字といふものをよく検討されたという意味でその程度にわかるのですが、この告示という考え方があつたのをやめた理由は、どういふ理由でしょうか。議事の進行上、なるだけ私が聞くぐらゐの範囲の言葉で短くお答え願ひたいと思ふのですがね。

○清水政府委員 内閣の告示といふことでやるといふ考え方が従前から一つは検討の対象にありましたが、しかしながら、いろいろその後検討を重ねた結果といたしまして、現在提案しておりますように、国会の議決を経てお決めた法律の形で、昭和の次の元号についてはどういふ場合にそれが決めるかといふ、一番基本的なルールをそういう形で決めていただくといふことの方が元号の問題としてもより安定するし、明確になる、また、そういう手続でルールをお決めたことが最も民主的と申しますか、順当な考え方である、このように考えまして、内閣の告示という方法ではなくて、元号のルールを法律でお決めたいただきたい、こういうふうな御提案申し上げたわけでも

○八百板委員 これも余りよくわからないのだけ

れども、公聴会で坂本太郎公述人が述べられたのを、私なりに記憶しているのを、正確でないかもしれないが、象徴であるから国民とのつながりがあってよい、それが天皇の名である、あるいは元号だ、そういうふうな公述があったわけですが、象徴であるから国民とのつながりがあってよい、そういう考え方が、言ってみれば法律にすれば国会の議決だから、主権の存する国民となつた国会の議決だから国民となつていく、こういうふうな考え方で法制化した方がよい、そんなふうな考え方のじゃないでしょうか。この点と、それから坂本公述人の言つた考え方、そういう考え方なのか、これをお答え願いたい。

○清水政府委員 順序は逆でございますが、政府としてこの法律案を御提案申し上げました場合の考え方としては、元号というものの将来にわたる存続については、国民の大多数が願望をしているという、そうした事実を踏まえまして、しかしながら現状のままでは、そうした願望にこたえるところの方法と申しますか、つまりどういふ場合にだれが次の元号をつくるかということのルールがございませぬので、そのルールを決める必要があるわけでございますが、そのルールを決めるということは、国会の議決によつてつくられる法律の形でお決めいただくのが最もベターであるというふうに判断をしたということでございします。

もう一つの坂本参考人のお述べになりましたことにつきましては、これは坂本先生のお考えということで私も理解をいたすわけでございします。それ以上に直接政府として、その考え方が即今度の元号の法制化の立理由であるというふうには申し上げる立場にはないわけでございします。御了解を賜りたいと思ひます。

○八百板委員 この法律は、実体的な部分は政令で出すことになるわけで、そういう意味でルールを決めるんだ、こう言われるとおりに思うのですが、ところが、そのルールを決めるという、言ってみれば実体的でない、と言つてはちよつ

と言ひ過ぎかしらぬが、とにかくルールだけ決めるんだというものを国会に諮つて、議決して、そしていづゆる主権の存する国民とのつながりができたんだということでは、これはちよつとまくなひと思ふんですよ。ただ袋だけ決めて、中身の方は政令の方だということでは、国民はその袋の中に何が入るかわからないのだから、また、国民の代表たる国会も、その袋の中に何が入ってくるのかわからないのだから、そういう意味で主権者の意思と必ずしも一致しない、きずなよりをもつと強い代理的な、委任的なつながりがあると言ひないのじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

○清水政府委員 その点につきましては二つの点を申し上げさせていただきますと思うわけでございします。

第一点は、一般論といたしましては、法律に基づきまして、政府に、たとえば政令という形で具体的な問題の処理を御委任をいただくということ、現在の法制のもとにおいて一般的にある例だと思ひまして、今回の場合もそのようなケースに当たるかと思ひますが、この国会の御審議におきまして、私どもとしてはつきり申し上げたい二点がございします。

その第一点は、ただいまの御質問の中で、どういふものが出てくるかはつきりしないではないかということに関連いたしますけれども、これは法文の第一項をそのまま私どもは実施をすべきものと考へておりまして、したがひまして、予定されております政令におきましては、端的に、昭和にかわる元号名を政令の中身として規定をするということに解しております。もちろん、その昭和にかわる何々という名称がいつからそういうふうに変わるのかということをはつきりさせることがも一つ必要でございますから、したがひまして、政令の形を想定いたしますと、いつから元号は何々になるかというようなことだけがその法律から授權されている政令の内容であるというふうに解しております。

しかしながら、次に、そのようなことであれば、国民が一つ参加して、その具体的な名称を選んでいくことになるのか、ならないのか、恐らくならないのではないかと、したがひまして、それでは少し国民から切れ過ぎるのではないかと、そういう意味の御指摘だろうと思ひますが、その点につきましては、今度は政府といたしまして、具体的な名称を選び、それを政令の形で閣議決定する、そこに行くまでの手続の問題につきましては、当委員会におきましてもこれまで御説明申し上げてきたところでございしますが、やはりそのことを国会ではつきり御説明を申し上げるの、私どもとして当然のことだと思ひます。

で、その手続につきましては、またお尋ねがあれば重ねてお答え申し上げますけれども、広く国民の意見が反映されるような方々の、学識経験者と呼んでおりますけれども、そういう方々からひとついろいろの案を、お知恵を出していただく、そのように考察をいたしてもらいました中から、これは政府の責任において決定をせざるを得ないわけでございしますけれども、内閣の責任で一つを選んで決定をするというところでございまして、その間におきましては、先般も総務長官から、現在検討中の一つの構想ということでお述べが、あつたわけでございしますが、衆参の議長さんなりあるいは副議長さんにも御意見を伺うことを考へたらどうかというようにも検討の腹案として持つてゐる、このようなことが申し上げられるかと思ひます。

○八百板委員 どうもお答えが少し長過ぎるのですが、聞いてゐることを簡潔にお答えしていただきますと、これで私が聞きしように思つたことと、のたつた一ページばかりにこんな時間がかかつてしまふのです。お聞きしたいことがこれだけあるのですから、この程度のテンポでいつたら、これは十日ぐらい聞かないと私の質問の趣旨が全部聞いていただけません。いままで私も、委員会に大体においてずつと出ておりまして聞いてゐることがありますから、聞いてゐること、いまま

でお述べになったことはもう述べていただかないでもよいです、同じことは。私が聞きたいことは、そこでなにか、私のこの程度の頭でわからなかつたことをわかるようにしたい、それがまた私を選んで国民の考えでもないか、こういう趣旨で聞いてゐるのですから、ひとつそういう意味でお願ひします。

それから、この元号法と天皇制というものは密接不可分のものだ、これは天皇国であるというところの表現だ、天皇を避けてこの元号の法案を論議することはできない、国会で天皇制論議が社会党などから持ち出されるならば、政府はそれを正面から受けて、日本が天皇国であることの事実と意義等を明示すべきであるという意見が神社界あたりの意見として出てゐるのです、いろいろな意見もあり得るが、という意味で三原長官から前にお答えいただいておりますが、この辺、一言でいいから、そんな考えはないとかあるとか、こう言つてくだされ。

○三原国務大臣 旧憲法下におきます天皇制の復活というようによく論ぜられるわけでございしますが、そういうふうな考え方は毛頭ございませぬ。この点ははつきり申し上げておきます。

○八百板委員 そういうふうな簡潔に、はつきり、ひとつでいいだけお願ひしたいと思ひます。天皇はいま百何代ですが、平均の在位年というのは、これちよつと計算しにくいでしょうけれども、学者の間では大分いろいろ懸念のある点ですから、大体何年ぐらいになりますか。

○清水政府委員 現在、今上陛下は百二十四代というふうな私どもは記憶をいたしてゐるわけでございまして、それからまた、この百二十四代の始まりの方にございまして、実は私といたしましては歴史の知識が必ずしも十分ではございませぬ。古い知識で恐縮でございますが、皇紀で勘定すれば現在が二千六百三十何年ということになるのかと思ひますので、そのようにして割り算をいたすほかはなからうかと思ひわけでございします。しかしながら、それは多少歴史の問題として考へます

と、上代の時代につきまして定かでない点がござ
いますので、端的にそのまま割り算した数字をこ
こでお答え申し上げることはやはり適当ではなか
ろうというふうに考えますので、その程度にとど
めさせていただきますと思います。

○八百板委員 これまたお答えが長くなりそう
な話ですけれども、象徴天皇というのは簡単に言え
ば権力を持たない、そういう権力の、いわゆる主
権のあり方、それに伴う権力、こういうふうにと
考えていきますと、いわゆる象徴というのは非能
力、非権力、こう考えていいと思うんだけれども、
これもそうであるかないか、ひとつ簡単に、余り
むずかしい論議でなく。

○真田政府委員 簡潔にお答え申し上げますが、
天皇が象徴であるということが憲法で書いてござ
いますのは、天皇は権力をお持ちにならないとい
う消極的な面だけが出てくるのではなくて、その
ほかに、天皇の御存在を通じて日本国家あるいは
国民の統合ということを国民が意識するという積
極面もあるということを、積極、消極両面をあわ
せてお答え願いたいと思います。

○八百板委員 積極面として意識を深める立場が
あるということになれば、そういう行為を伴うも
のですか。

○真田政府委員 行為とおっしゃいますのは天皇
の御行為のことであれば、それはいわゆる国事行
為のみを行いなって、国政に関する権能はお持
ちにならないということでございます。

○八百板委員 そうすると、一つの積極面として
は、その存在を意識して国民の統合を図っていく
という意義がある、しかし、具体的にはそういう
方向で運動するとか努力をするとかという能動的
なものを持つておられない、こういうことですね。

○真田政府委員 先ほど申しましたように、象
徴であらせられるということの積極面についてお話
しましたのは、そのまた裏返しといえます
か、あらわれとして国事行為を行われる。ただ
し、国政に関しては関与されないという、そうい
う留保のもとに、国家機関としての国事行為の主

体であらせられる、こういうことでございます。
○八百板委員 これもまた公述人の言葉ですが、
お聞きになっておられない方もおられると思うの
だが、坂本公述人の言葉の中に、これは私の聞き違
いであるとする御免こうむりたいのですが、元
号の問題は文化の問題と考える、象徴の問題と絡
むと思うのですが、そんなふうな意味の言葉があ
ったのです。これは本当は公述人に質問する方が
いいのではありませんけれども、元号は文化の問題とい
うふうにお考えになっているわけですか。これ
は、お答えになっている政府委員にお答え願いた
いと思います。

○清水政府委員 わが国における独特の紀年法と
しての元号という意味におきまして、文化的な一
つの所産であるとかあるいは一つの伝統であるとい
うような見解が述べられていることがありますが、承
知いたしておりました、その点につきましては、
私もそのような面はあるだろうというふうに思
います。

○八百板委員 これまた坂本公述人の話になるの
だけれども、南朝、北朝に分かれて、文化の中心
となったというようにことを言われて、そしてま
た同時に、南朝、北朝に分かれて、文化の中心に
なったというふうな表現からすると、文化という
ものは何か権力と同じになっているような感じの
表現をされましたけれども、南北朝の場合は、文
化と言えは文化でないと云えないかもしれませ
んけれども、やはり一つの支配権の分裂でありま
して、なるほどその中に、正統性を主張しようとい
う立場から北朝親房の立場で神皇正統記というよ
うな一つの物が出ておりますが、言ってみれば私
も歴史の専門家ではございませんけれども、やは
り一つの分かれた支配権の正統性の主張を講い合
う、そういうところから、年号も別々に出して、
そういう支配的立場を占めていく、こういう相
争う中に発展があった、こういうふうになるのだ
すが、その相争う中にあった発展が文化だ、こ
ういうふうに考えますと、ちょっと年号そのもの
はなかなかつなげてこないような感じがするの

です。

一般的にいままで論議されております中で質問
者の共通して言っていることは、やはり年号とい
うものは支配権力の及ぶ範囲で使われるものであ
る、これは坂本さんもそういうようなことを言っ
ているのじゃないですか。そういうことを歴史
が証明していると思うのです。元号の伝統とい
うものは、何と申しましうか、いま制度化して残
さなくてはいかぬというふうな、そういう伝統で
しょうかね。その辺のところ、後で文化の話をし
ようとお伺いしたいと思うのだけれども、文化庁
の方、御意見をちょっとお願いいたします。

○上田説明員 文化といえますものは、普通言わ
れておりますのは、広く解しますと衣食住であり
ますとか学問、道徳、芸術、ひいては物の見方
でありまして、精神的成果の一切を含むことになるわ
けであります。文部省において文化庁の所掌す
る文化といえますものは法令の規定で明記して
ございまして、芸術及び国民娯楽あるいは文化財、
出版、著作権の問題、それからそれと並行しまし
てこれらに関する国民の文化的生活の向上のため
の諸活動を指すということになっております。元
号につきましても、文化庁に限らず根本問題とし
て国民の貴重な文化の所産であるというふうに考
えております。

○八百板委員 文化の話はまた後でお伺いしま
すけれども、余りたくさんあるから、なるだけ省
いてお尋ねします。

○伊藤説明員 お答えします。
防衛庁の方、いらつしゃっていますね。防
衛庁では西暦と年号とどんなうに使用されてお
りますか。

防衛庁では特に原則というものを決めておりま
せんが、防衛庁が発出する公文書については、す
べてと言っているほど元号を使っております。相
手方が外国であります場合には、相手方の都合も
考えて西暦を使用するという例もございします。そ
のほか広報等の文書あるいはいろいろな研究等の

文書につきましては、そのときどきの筆者の使用
したものをそのまま使うとか、時によつては、国
際比較なんかの場合には西暦を使うということ
でございしますが、一般的に庁内で使われている元号
は、ほとんど昭和の元号をそのまま使っておりま
す。

○八百板委員 防衛庁というところではやは
り国際的な西暦なら西暦で統一する、こういう
うな一つの統一性、一体性がなければならぬ
すがね。西暦中心にやっているんじゃないで
すか、実際は。いろいろな計画にしても作戦にし
ても、どうですか。何か元号法をいま法案になっ
ているからというので、余りそれに迎合して答
える必要はないのです。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。
防衛庁では、国会でお定めになっておる法律
あるいは内閣でお決める政令、そういうもの
に従ってやっておりますが、そのほかに防衛庁長
官が定める訓令、防衛庁長官が三自衛隊に発出
する指示、こういったものに、そのときそのとき
の年号を防衛庁として使っておりますが、この紀
年のやり方はいずれも昭和を用いております。そ
れから各部隊等が各部隊等に指示する場合なん
かも、全部年月日を記す場合には、昭和を使っ
ております。

○八百板委員 私の常識的な調べで聞いたところ
によると、防衛庁は西暦である、こういうふう
に一言で私に答えが出ていますね。何か答弁
が素直じゃないような感じがしますね、どうもよ
くわからないけれども。

贈り名というのは、これは尊称ですか。
○山本(信)政府委員 陛下がお亡くなりな
った場合は、贈り名、追号を差し上げるまでの間、大
行天皇と申し上げて、一定の、ある程度の時間が
たちましたところで新天皇が追号を差し上げる、
こういうような慣例で来ているわけですが、そ
ういふ慣例を尊重しながら対処するというような
ことになるのではないかと存じております。

○八百板委員 何かいま聞いてよくわからな
いのだけれども、尊称かどうかと聞いているので
すが、尊称ですか、でないですか。

○山本(徳)政府委員 尊称かどうかという御質問
でございまして、その意味から申し上げれば、通
常の意味の尊称に当たると存じます。

○八百板委員 贈り名としての年号を制定するこ
とはできませんか。

○山本(徳)政府委員 贈り名でございすいわゆ
る追号と元号との関係と申しますのは、従来も別
な制度として動いてきていたわけでございまし
て、明治、大正、この二例は元号がそのまま贈り
名になっているという事実はございすけれど
も、それが直ちに連動している、当然そうなる
という制度上の関係になっているものではない
かと存じております。

○八百板委員 活字読めばすぐわかるような話で
なく、制度上どうだということもさることなが
ら、そういうことができるかどうか、考えてみた
かというふうなことをお尋ねしているわけなん
で、できないのですか。

○山本(徳)政府委員 たてまえ上も、ただいま申
し上げましたように、別な決まり方になってく
るものでございすから、元号が決まれば当然
に追号がそうなるということを断言して申し上げ
るわけにはまいらないというふうな関係になるの
ではないかと存じます。

○八百板委員 天皇御自身があるいは天皇家が贈
り名を自分で名の、こういう自由はあります
か。

○山本(徳)政府委員 ただいま申し上げましたよ
うに、いままでの追号のやり方というのは新天皇
が、新たに即位されました天皇が前天皇に對し
まして差し上げる、贈るというふうでずっと来
ているわけでございまして、御自身がどうござ
いれるという例はないと存じます。したがいまし
て、私もといたしまして、御自身が自分のこ
とをお決めになるというふうはちょっと念頭
に置いていないところでございす。

○八百板委員 国民と同じ立場になられることを
期待されておるのですから、国民の一般がそう
だというわけではございせんけれども、こういう
問題がややこしい場合には、私に對する贈り名と
いうか、天皇名はこうしてもいいというこ
とを天皇に言っていた方がやはりいいのでは
ないでしょうか。これは無論戒名とは違いますが
れども、国民の中にはもう先に決めておる人もあ
りますし、それとは別でございすけれども、そう
と、そのおっしゃられる贈り名を、今度政府の方
でまた別の立場でたとえば年号として採用する
というふうなケース、これは私はいいとは思いま
せんけれども、そういうことも考えられるわけであ
りますが、そんなことを考えたことがありま
すか。

○山本(徳)政府委員 ただいま申し上げましたよ
うに、追号というのは、過去数百年の間のやり方
といたしまして、新天皇が前天皇に對して
贈り名をする、こういう伝統で参っているやり方
のものでございすので、それが逆転をするとい
うことは、ただいまの発想といたしましては、な
かなか困難なことではなからうかというふうな感
じがいたすわけでございす。

また、元号との関連となりますと、何しろ元号
は、紀年法といたしまして国務の、國政の問題で
ある、したがって天皇が、それがそうなるとい
うことを前提にしてどうこうするということはある
得ないかというふうなわけでございまして、その
点は御了解を賜りたいと存じます。

○八百板委員 先ほどもそれに幾らか触れました
けれども、元号の効果というものはどういうふう
に考えていますか。

○清水政府委員 効果と申しますか、そのものが
わが国においては、一般的に年月日のその年の表
示の方法として広く使われているということが、
つまりその効果であるというふうに思ひます。

○八百板委員 先ほどもちよっとそれにつながる
ような発言があったのですけれども、その辺を聞
いているのです。つまり、書類をつくっても天皇

の名を書く。天皇の名前でないと言われけれども、
實際上、国民的常識からは、天皇の名だ、こう思
っている人が多いのではないですか、かなりある
のではないですか、それを意識してはいないけれ
ども。そういうふうな、手紙を書いても天皇の名
を書く、伝票にサインしても天皇の名が直接では
ないにしても入っている。新聞もテレビも広告
も、直接ではないけれども、毎日毎日天皇の名で
呼びかける。そしてこれを法律にして決める。こ
れはだれかが言ったのだけれども、言ってみれ
ば、意識するとしなやかかわらず空気みたいな
体の中に吸い込まれていくように、意識しない場
合も人間の精神作用の中に体質化されるように天
皇というものを保持していく、これが目的ですね。

○清水政府委員 私どもは、それが目的だとい
うふうには考えておらないわけでございまして、今
度の法案におきまして、そういうことは全く
関係のないものとして紀年法としての元号を定め
る、そういうものとして理解いたしております。

○八百板委員 元号の決め方も昔からいろいろあ
ったようで、家光が年号を決めたというふうな記
録もちよっと見ましたが、一世一元を天皇以外の
人が決めた例が日本にはありますでしょうか。

○清水政府委員 御質問の意味がよくわからな
かったのでございすが、天皇以外の者が元号を決
めたことがあったか、なかったかという御質問か
と思ひます。

その点につきましては、これは私も承知を
しております。歴史的な知識の範囲というところで
ございすけれども、きわめて形骸化したと申しま
すか、実質的には、たとえば幕府の考えによつ
て左右をされたという説明は幾つか例として挙げら
れておりますので、そのようなことがあっただろ
うということは想像いたしておりますけれども、
その場合におきまして、名目的と申しますか、
最終的と申しますか、そのような点について言え
ば、天皇が定めてられたというのが元号の歴史
であつたように理解いたしております。

○八百板委員 昔はもう存命中に贈り名を決めた
ようですね。後継者たる天皇が本人である前天皇
の同意を得て存命中に決めたように、私ちよっと
調べた結果、そう思っているのですが、御存命中
に決められてもいいのではないのでしょうか。そ
の辺のところは宮内庁あたりでどうお考えか。さ
つき聞いたのだけれども、やはりうまくないで
すか。

○山本(徳)政府委員 先般、参考人の方が、後村
上、後醍醐天皇は遺言によつて、ということと
すから生前御自分がという意味になると思ひま
すが、お決めになった例があるのだという御説をお
っしゃつたようでございすが、私もといたし
ましては、歴史的事実としてそういうことがあつ
たのかどうか、現在の宮内庁といたしましては、
つまびらかにいたしております。

○八百板委員 いうところの元号というのは、や
はり君主の治世を示す本来の性格を持つておる
と思うのです。ですから、これが分裂したり何か
するといろいろなものが出てくるわけでありま
して、そういう意味で君主の治世、元号、という
ふうにつながっていると思うのです。ですから、
一日もアメリカがどうかとかどうかという論議
がちよっと出ましたけれども、元号は日本の天皇
主権の象徴だという考え方にたつたから、アメ
リカは、それはいいけれども、こう言つたわけであ
りまして、また現にそういう立場で、端的には神
繩では禁じたわけでもあります。一日、占領が終
つたら書いても何でも自由だよとGHQが言つ
たなんというふうな意味のどなたかの話があり
ましたけれども、これはそんなことはないのです。
あのときのそういうことを言う発言者はゲーデ
ィスですけれども、そんなことを言つたという記録
も証拠もどこにもありません。
それから、年号を決めるときに、公開と申しま
しょうか、なるだけ余り密室でやるようなこと
なくやろうという点もちよっといい言われており
ますが、いまの天皇のお名前、元号を決めるとき
は、秘密にやつただけけれども、御承知のように

毎日新聞に、あのころは東京日日ですか、内定といひますか、決定したのがスクープされました、そして新聞に出ちゃったんですね。出ちゃったものだから、これは大変だということになって大騒ぎになって、そして、まあスベアと言つてはおかしいけれども、その決まったのでないのを、別の用意のものを出して昭和というのできたという記録があるのですが、このときに毎日新聞がスクープしなければ、いわゆる光文、いまは光文五十四年ですが、そういうことになっておつたはずなんです、そういうふうな、何かそういうことでもって秘密にやつておられるのだけれども、ちよつと漏れちゃったからまた別のものにしようなんて、そんなこともやはり考えられるのでしようかね、これからの元号制定の過程の中で。余りそういうことを苦にしないで、どこからどこに伝わつてもいいというふうにして、それこそ本當の国民の象徴たる天皇の御世を表明する年号にふさわしいんじゃないですかね。その辺、どんなふうにお考えでありますか。

○三原國務大臣 お答えをいたします。

国民元号的な開かれた元号にしたいという、そういう姿勢は持つておるわけでございます、また今日までの審議の中におきまして、もうした民主的な決め方を、あるいは国民元号的な性格を持たせるためにいろいろ工夫をしたらどうかという御意見がいま御指摘もございましたが、ひとつそういうふうな姿勢、あるいは準備の際にそういう方針を踏まえながら検討してまいりたいという考えでおるわけでございます。

○八百板委員 中央集権的律令国家の第一歩というふうな意味で元号を、中国から伝わつてきたものを使つた、こういう意味では一つの適切な時代としての意義はあると思うのです、大化というの。しかし、大化というものは、本當に大化なんという年号があつたかどうか。これは歴史家の間ではむしろ、後でつくり上げたものだという説の方が支配的ですね、私の調べた限りでは、それはそれほど意味がないのですが、意味がな

いと言ふとおかしいが、歴史というものはそんなに正確なものではないですから、それは政治家の歴史なんかを見ると、自分のことを書かれたのを見ると三原長官もよくおわかりだと思ふのだけれども、いろんなわれわれの身近に知つてゐる偉い政治家の伝記なんか、ずいぶん本當と違ふようなのが多いですね。それからまた、私は議員でありますけれども、一方、農民運動者でありまして、むしろその方が私の専門といひますか、そういう立場ですから、したがつて五十年、六十年の農民運動の中に生きてきておられますから、身をもつてその歴史の跡を体で受けておるのですけれども、さて、農民運動史なんというものをつくつたものを見ますと、皆それぞれAの立場から、Bの立場から、Cの立場から、東から西から北からというふうな、大分アングルの位置が違つておりまして、これはずいぶん事実と違ふということが多いのであります。

そういう意味で、日本書紀がもとになつて、この大化とか元号というふうな問題も論議されていふと思ふのですけれども、日本書紀だつて、いまの歴史でさえそんなに正確なものがあるのだから、あの時代の歴史にそんな正確なものがあるのだから、ましてや日本書紀なんというのは後で何遍もいろんな人によつてつけ加えられてゐる面がありますから、そういう意味ではやはり、残すべき、伝承すべき、伝えていくべきものと、そうでないものというふうに分けて考えるというのがわれわれの立場じゃないかと思ふのです。ただ古いからとか、昔こうだつたからというのとらわれののんでなくて、やはり将来に向けて、より合理的な、将来どうしたらいいかというふうな、そういう立場で行くのが政治の立場であり、行政だつてそうだと思うのです。そういう意味で、何か伝統といふものにとらわれる——とらわれるのはいいのだけれども、そのとらわれ方がちよつと非常に偏狭な感じがするのです、三原長官、恐らくそうでないと言ふのでしようけれども、やはりそうでないでしようね。

○三原國務大臣 歴史と伝統の中には、いまお話のございましたように、伝承すべきものとあるいは整理をすべきものとあると思ひますが、その点はあくまでも現時点と申しますか、現世において国民の英知と良識によつて、これは残すべきであらうといふものは残し、そうでないものは整理されてしまふべきものだと思つております。

○八百板委員 これはちよつとだれに聞いたらいいかわからないのだけれども、今日の時代は宇宙時代でしよう。その中の地球、その中の、国際社会の中の日本、われわれはこういう立場であるのですから、この時間というものはかかる場合に、天皇の命とくつつけてはかるといふ考え方は、これはちよつと科学的でもないし、将来に向けての知恵のある扱いでもない。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

その辺、やはりいい知恵だと思つていますか。

○三原國務大臣 どうも御質問の申身、多少私の受けとめ方に違いがあるかも知れませんが、私も、私はやはり、いまだとせば例を挙げれば、西暦は世界的な幅を持ち、いたしておるし、国際的に通用される、元号は日本だけではないかというふうな点との調整の問題等御意見があつたらうと思ひます。私はそういう点において、日本に元号があるということが、そういう国際的な問題なりに決して、もともと云へばはなだ問題がございしますが、適正でないとかあるとかというふうな問題ではなくて、私は、日本にそういう独自のものがあつても国際性に違反するものでも、また、国際的な協力をしないということに考えられるものでもない。独自性は認めていただけるものだと考えておるところでございます。

○八百板委員 やはりこれでは天皇暦なんですね、一口で言つて、一世一元というのは憲法によつて破壊されたもので、それをまた元号法で、同じことを言葉とか文字なんかを少し改めて、実質的には復元して法制化するということになると、やはりこれは憲法違反じゃないですか。そうでなくとも、なし崩しに憲法の反動的訂正を

図るものであるといふふうに見ないわけにいかないのじゃないですか。

○真田政府委員 元号制度そのものが憲法の改正によつて廃止されてしまつたとは言えないわけがないで、別に憲法のどの規定にも反するわけではない。

それで問題にされておるのは、いわゆる実質的な一世一元の点だろつと思ふのですが、なるほど天皇の憲法上の地位は旧憲法と現在の憲法とは非常に違ひます。違ひますが、現在の憲法でも、やはり象徴としての天皇の地位といふものは厳然に国民の総意によつて認めてゐるわけですから、皇位の継承といふその事柄を契機として改元をするといふことは、少しも憲法違反にはならないといふふうに考えるわけでございます。

○八百板委員 憲法といへども万世不變のものではありませんので、法でありますから、改めて悪いといふことはありません。時代の進歩に対応して法律は何でも改めてよいものだと思ふのです。しかし、歴史を後戻りする改正と申しましようか、そういうものは許されないのであります、法といふものは後戻りするのではなくて、やはり進歩のための法でなければならぬと思ふのです。もつとも法といふものは、素人が専門家に聞くのですけれども、元来固定していくんだから保守的なものです。一番進歩的なところに合せて法をつくるということではできませんから、反動と進歩とを仮にあるとすれば、どうしてもそのうち中段か中のちよつと上くらのところ、そこで法といふものはできるのじゃないかと思ふのですが、いづれにしても、進歩を目標にいく、水準よりも後ろに持つていくものではないかと思ふのです。そういう意味で、天皇の生命と一体にする天皇暦といふものが進歩的性質を持つておりましようか。

○清水政府委員 元号の問題につきましては、それがわが国における長年使われ定着してゐる紀年法という点に着目してのことでございますので、特に進歩的とか反動的とかいふことではなくて、

これを国民が現に使っており、将来も存続を願っておるということに尽きるかと思うわけでございます。

○八百板委員 なかなか尽きるものじゃないので問題なんです、時間があれだからなるだけ飛ばしていきましょ、ちよつと重要な項目だけは聞いておきたいと思うので、そういう意味でひとつなるだけ短くお願いしたいと思うのです。

元号という言葉を、これをどう思っていますか。

○清水政府委員 これは現在におきましては、一般的に元号あるいは年号というのは、どちらも同じような意味に理解をされているということは申し上げられるかと思いますが、私もそのように思っています、現に元号ということで十分理解されておりますし、それからまた、これはある時点で変わっていく、その変わっていく呼び名、そのものとなることを元号として名前を変えていくというように、そのものの自体的あり方という点から考えますと、どちらを使うかということになりますと、やはり元号という言葉を使った方が適当であろうというふうに判断をいたしましたので、こちらを選んだということでございます。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

○八百板委員 私はいわゆる伝統と文化を重んずるものでありまして、そういう意味で文字というものを非常に大事にしたいと思うのです。元号と年号と同じだなどという感覚では困るのです。字が違ふじゃないですか、そこをどう思っていますか。二分の一違ふのですよ。

○清水政府委員 文字の違ふことは御指摘のとおりでございますが、私の申し上げておりますことは、ある時点で元号にして、そこからまた年数を示していくというふうなものでございます。そういう意味からいたしますと、元号という方がより適切であろうというふうに考えるわけでございます。

○八百板委員 これは大変重要な問題だから後で何遍も聞きますけれども、元号と年号は違ふのです。このくらいのがわからなくては法案を出す資格はありませんよ。日本語では元というのは始めですよ。号というのは名づくということなんです。年号というのは年ですよ。年を名づくんです。始めを名づくのを年を名づくとは全然概念が違ふじゃないですか。全然と違うとおかしいですけれども、少なくとも二分の一は違います。そこがわからないのですか。

す資格はありませんよ。日本語では元というのは始めですよ。号というのは名づくということなんです。年号というのは年ですよ。年を名づくんです。始めを名づくのを年を名づくとは全然概念が違ふじゃないですか。全然と違うとおかしいですけれども、少なくとも二分の一は違います。そこがわからないのですか。

○清水政府委員 年を示していくということでございます、そのスタートがある時期に決まりまして、そこでそれから呼び名をいまして、たとえば昭和なら昭和ということになるわけでございまして、そこが起点になっていく、こういう意味で、元号という感覚は十分適当なものではなからうかというふうに思うわけでございます。

○八百板委員 余りよく御存じないようだから、少し私の方から明らかにする必要があるように思うのです。少し字を大事にしたいと思ふのです。大体元号を制定するという考え方の発生的な点をずっと探っていきますと、言葉というのは非常に大変です。たとえば大化の場合だつてそうですね。大化という文字は非常にいろいろな意味を持っているのでありまして、これは中国の言葉だけれども、呂氏春秋の漢書からとつていふのです。「蘇邪去り賢者至りて大化をなす。」ここから大化をとつたというのです。そして「民のために利を興し、害を除き大化をなす。」というふうなつながりになっていきます。そして「教化を布いて天下を治せんとす。」というふうな歴史の言葉の中からつながってきているのです。元号と年号を同じだなんて考えられちゃ困るのです。元というのは始めなんです。始めを名づく、それで元号なんです。年号というのは年を名づく、それで年号なんです。これをこつちやに考えたらとんでもない。そんなことで元号を考えられたら、もともとまるまると狂っちゃうのです。

世論調査だつてそうです。年号はどうだなんて聞いていて、後で今度これを利用するときには、元号は支持されているとか国民になじんでいるとか、こういう論法で来ているのです。元号はどうだなんて尋ねている世論調査もないわけじゃありませんけれども、その場合だつてアルバイトを使つてやつたでしょう。政府の世論調査でアルバイトを使つたか使わなかったか、ひとつ聞いてみたい。どうですか。

○清水政府委員 政府の世論調査は総理府の広報室がやっておりますが、これが行います場合は、通常の手法と申しますか契約によりまして、一定のところに調査を委託してやるやり方をとつておるように承知いたしております。

その調査におきましては、調査員を使いまして調査をいたしておりますので、その調査員の中に臨時のアルバイトがいたかどうかという点は、私にたいまづまびらかには承知いたしておりませんが、方法といたしましては委託を受けたところがそういう調査員を使つて調査をしたということでございます。

○八百板委員 元号と年号ですが、「元号、賛成ですか」と聞いたつて、国民は「えっ」と聞きますよ。わかりませんよ。そこで初めて言い直して「いや、年号です」と言え、年号は使つていふからあつたほうがいいな」と言ふんです。元号なんて聞いたつて、だれも答へる人はいないと思うのです。

恐らく世論調査でアルバイトを使つていふので、私、現にその使われたアルバイトに接触を持っています。学生アルバイト、ずいぶんためです。どうせ書きさすべしといふから、わからないところはおまえが書いていふから、わらばかりの末端の指導でやられていきます。これは現に——うそだと言ふなら証人を出しますよ。ある者は、結局給料をもらえらばいいんだから、ある程度回つて、いなかた、留守だつたけれども書いておけといふので、自分で書いておけといふ形で自分をつくつたという事実があります。私は、世論調査をやつたというアルバイトから直接の話を聞いています。そんなわけで、そういう人たちが政府の世論調査をするのです。そこへもつてきて元号なんて言つたつて、年号と言えはわかりま

すけれども、恐らく元号なんて調査をしていませうから、そういうふうなわけですから、調査というものは、同じ形で何遍もやれば一つの傾向というものをつかむことはできるのです。しかし、そのものがよりどころになる場合は案外少ない。アメリカじゃないかというやじがあつたからイギリスの話をしますけれども、イギリスのデイズリーという政治家は世の中には三つのうそがあるといふことを言つています。一つは口でつくうそだ、もう一つは黙つていふうそだ、もう一つは統計のうそである、こういうことを言つていふのです。私はこれはかなり当たつていふところだと思います。統計というものは、合はせた数字そのものは正しいです。しかし、吸い上げるところで違つてくる。それからその合はせ方を、どつちとどつちと合はせて、どういふ効果に持つていくか、その合はせ方で違つてくるというふうなわけでありまして、政府で盛んに世論調査、世論調査と言いますけれども、それは根拠になりません。私はそう思うのです。一つの傾向として調査をされる場合には、それぞれの結果が出ると思うのです。

この元号と年号の問題は大変な問題ですから、たくさん申し上げたいことがあるのですが、文字といふことになると、昔の年号もずいぶん縁起を担いでいふものなことをやつたですね。そういう迷信的なものも含んだ古い時代の年号、元号というものも——私、年号、元号と言いましたけれども、年号というのは元号も含んでいふのです。西暦も含んでいふのです。マホメットも仏教も、私年号も偽年号もすべて含むのです。話が横に入りましたけれども、それはおわかりでしょう。年号といふものはすべて入るのです。もつと基本にいけば、いわば算年法です。年を数える法です。これを広く言つた呼び方だと思ふのです。算年法だと思ふのです。私は別に数学者でも何でもない、言語学者でもない。これは常識上さうだと思ふのです。算年法です。

だから、数え方の中には、一年、二年と言つたつて、もつと大きなスケールの、たとえば星の年

年齢、宇宙の年齢、いろんなものがあるでしょう。光年というのがある。一年間からなければ光が届かないという距離、あるいは何億光年なんという距離の概念がありますね。光は一秒間に七万六千七万六千キロと古いから七万六千七万六千七万六千キロかな、何かそのくらい走る、そういう尺度で年齢をはかるという方式もあるわけですね。しかし、宇宙の年は年号とは言いませんね、そういう概念。

少なくとも年号というものは、いま申し上げましたように元号も入ります。西暦も入ります。西暦だって、キリストのあれに合わせたという意味では元号ですね。しかしこれはキリストの誕生と必ずしも合っていない。日はずれていきます、年はずれていきます。そういう宗教的な始まりを呼んだ、名づけた、こういう意味ではやはり元号です。そういう広い意味ではキリストの西暦も元号です。いずれにいたしましても、年号の中にはキリスト暦も、皆さんの言う元号も、仏教暦も回教暦もみんな入るのですから、そういうものを一緒にたして、元号と年号をこっちゃんにして、そして国民の心がどうだんというふうになる、ちよつと困るんだね。

たとえば、人は好きかと言われれば、人間である限りだ。人は好きです。ところが、人は好きだという答えを三原朝雄が好きだ、こういうふうに置きかえてしまったのでは、これはちよつと無理があるんですね。人には大平正芳も八百板正もいるんだから。そういう意味で、二つにも三つにも考えられるようなものを出して、そして賛成か、いいか、どうだんという聞き方は、世論調査としては非常に適当でないのです。元号立案の根拠は全くありません、私はそういうふうに申し上げます。間違つた基礎の上に世論をはかつてはいけません。

もつとも文字というものをごろ合わせみたいに考える考えは私もありません。たとえば、よく出ておるように明和九年が迷蔵だから改めたとか、あるいは大正についても、私は正という名前

だけれども、これは中国では正という字をきらっているそうですね。これは一にとどまるという字に使われている、大いに正しい。それから森鷗外が「元号考」、これは発言者かなり自分に有利なように、森鷗外が何となく言っているのには何か意見を述べたような表現の質問が耳に入りませんけれども、森鷗外は余り意見を言っておりませんが、しかし事実についてはいろいろのことを言っているのです。

たとえば大正というのは明の属国だった越の年号にあるというふうなことで、もつともこれは、出典は明治は大正も易経からだと言われているが、明治は宋に滅ばされた大理国の年号であるというふうなわけで、森大先生は「不調ベノ至リト存候」、こういう書簡を同僚が何かに送っておりすね。言葉は余り担ぎ回す必要はないと思うのですけれども、やはり正確に使うということは大事故だと思うのです。

そういう意味で、天皇即位が一つの転機になって、そして国民生活に密着したものとして変化が起こるといふ、いわゆる元号というものを何か「主権の存する日本國民の總意に基く」という象徴天皇の御世と結びつけて、そしてそれが切れたところまで変えていくというふうなことは、どうも長い歴史の中ではやはりなじめないことじやないでしょうか。御返事を伺っても余りいい返事はもらえそうもないから、お答えはいいと存じます、時間がありませんようですから。

伝統といふことを言われておりますけれども、文化庁の方かどなたでもないのだけれども、一体伝統といふのは一般的に何年ぐらいたてば伝統というふうに考えるのが常識でしょうか。習慣といふものがありますね。習慣といふのは何年ぐらい繰り返せば習慣と考えるのか。これは常識ですからそれははっきりはしませんが、常識的にこんなふうにして思っているといふことをどなたか言ってくれませんか。

○清水政府委員 私からお答え申し上げますが、適

切かどうかでございますが、とりあえず御答弁をさせていただきますと思ひます。

伝統といふのは、字引などによりますと、「系統をうけ伝えること」とかそういうようなことで、「伝承に同じ」とか「特にそのうちの精神的脈絡」とかいうような説明が広辞苑あたりで行われております。したがって、その何年というのはいくつの要素と申しますか側面であらうと思ひますが、同時に、その中身の意味合いといひますか濃さと申しますか、そのようなことと相俣つた形で、そこに一つのいわばよりどころというやうなものになつてゐるものが伝統というやうなことに値しようかといふふうに私は理解をいたすものでございます。

○八百板委員 広辞苑にどう書いてあるなんといふことじやなくて、国民的な常識としてこのぐらゐに思ふという意味を私は伺いたかつたのだけれども、字引にこう書いてあるなんといふのは国会で記録にしたつて余り役に立ちませんね。大体伝統といふのは何世にもわたつて引き継がれていくのでしょうか、何世にもわたつて引き継がれていくのでしょうか、何世にもわたつて引き継がれていくのでしょうか。習慣といふのは何年ぐらゐかわからぬけれども、それより短い。

そこで、一世一元といふのはこういうふうになつてゐるのです。明治で決めて大正から実行した、そして約六十年だ、それが主権在民で根拠を失つて三十年続いている。そうすると、実際は一世一元といふのは差し引き三十年しかない。これは三十年では、少なくとも年単位の点から言つてちよつと慣習とも言えないですね。そういう意味で、一世一元は三十年の前後なんですね。そうすると、これを伝統といふのは、ちよつと無理があると思ふのです。これは伝統と言へますか。

○清水政府委員 私どもが申し上げておりますことは、紀年法としての元号、これが長い歴史の中で定着をしてくいてゐることを一つ申し上げてゐるわけでございます。

それからまた一世一元の問題でございますが、

歴史的に見ますと、平安時代の初期教代の天皇のときに一世一元といふやうなことが行われたといふことは事実としてございます。いづれにいたしましても、元号自身の歴史としては天皇がかわつた場合の代始め改元、これが一つあるわけでございますが、そのほかに、それとあわせて吉田等々の徴証による改元とかその他があつたわけでございます。それが明治元年の行政官布告のときに至りまして、代始め改元以外のことは今後はやめるといふ趣旨がはっきり宣言された、こういうやうな経緯だらうと思ひわけでございます。

○八百板委員 一世一元といふのは制度としてはないので、やういふ場合はあつたけれども、制度としてできたのは御承知のように明治が初めてですね。それを今度制度化しようといふのだから、そういう意味ではやはり三十年しかないのです。そしてその前に仮にいろいろのものがあつたとしても、そういう年号は明治の時期にすべて切られたわけですから、そういう吉田福福や縁起を担いだり迷信みたいなものはいかぬ、合理的にするにはこうだといふので。そういう意味では、明治の一世一元は合理性があると思ふのです。だけれども、それがまた新憲法でもって無効になつたわけですから、そういう意味で、これをまた戻して、くるといふことはどの点か言つても適當でない、こういうことは私は考えるのです。

それから、どうもお聞きしたいことが大變多くて困つてしまふのです。また、これはお聞きしたいと思つたことの十分の一ぐらゐしか聞いてないのだけれども、象徴といふのは、憲法第一条の場合には機関ですね。人じやないですね。どつちですか、これは長くなるから一言でいいから……。

○真田政府委員 象徴と申しますのは、抽象的な、あるいは無形なものを具體的、有形的なものを象徴と取り取るという場合に、その具體的、有形的なものを象徴といふやうに言つてゐるわけでございます。機関であるとか人であるとかといふやうな觀念とは直接結びつかない、むしろ天皇という存在が象徴であるといふやうに素直にわれ

われは考えているわけでございます。

○八百板委員 そうすると、象徴というのはそういうものとしてとらえた場合でも変わらないものですね。変わるものですか。どっちですか。

○真田政府委員 象徴の意味はただいま申し上げたとおりでございますので、もし天皇が崩ぜられまして、新しい天皇が即位されれば、もちろん新しい天皇が象徴という存在におなりになるということでございます。そういう意味では、変わるとおっしゃる意味がそういうことであれば、まさしく変わるということでございます。

○八百板委員 何だか変わるような、変わらないような話じゃ困るのです。やはり象徴というものは変わらないでしよう。憲法に定められた一つの構成といえますか、考え方としての象徴というものは変わらないでしよう。象徴そのものは変わらないのじゃないですか。天皇がかわったって象徴は変わらないのじゃないですか。天皇がかわれば象徴は変わるのですか。

○真田政府委員 どう申し上げたいのか、その象徴という存在である方はおのりになっても象徴たる性格は変わりません。

○八百板委員 その辺が何だか変わると言いたくないだけども、変わらないとも言いたくないだけども、ちよつとわかりにくいだけども、私はやはり憲法第一条の象徴というものは変わりがないと思うのです。天皇がお亡くなりになられても、それによって憲法第一条の象徴という、そういうものに変化はないと私は思うのです。そうでしょう。

○真田政府委員 憲法が考えております制度としての象徴、これは変わりません。ただ、その象徴という地位を占めておられる天皇がおかわりになることはあつても、憲法が予想しておる制度としての象徴は変わりません。

○八百板委員 何かそこを警戒しているような答弁だけれども、これは大事なところなんです。憲法第一条の象徴という、これは天皇が亡くなられたって変わりませんよ。天皇が亡くなった

ら何か部分的に変わるようなニュアンスの話なんだけれども、これはそんなことはないですよ。天皇がかわったって憲法は変わりませんよ。そのくらしいのことはわかつていっているでしょう。どうですか。

○真田政府委員 天皇がおかわりになつても、それは象徴たる性格、憲法第一条が言っている象徴たる性格は、制度としては変わりません。

○八百板委員 私が尋ねることを警戒して何か言っているだけだけれども、警戒してもらつても結構なんですけれども、なるだけ私は言いたくないことを言つてもらおうとしているんだから、はっきりさせまいとしていることをしようとしているんだから、警戒してもらはうがないけれども、象徴というのは変わらないのですよ。変わる、そういう考え方をここに含まして、そして元号というものをくつつける。始めてしよう。元号というのは始めを名づけます。始めを名づけるということになれば、始めがあるということは終わりがあることなんです。だから、天皇が亡くなられたことによって終わった、そして新しく皇位継承者が出たことによって始まる。その始めを名づけるというのが元号なんです。

○真田政府委員 先ほどちよつと申しましたように、元号制度そのものは、まず憲法上での規定にも違反しない。ただ、いわゆる一世一元と憲法との関係はどうかという点にどうも御質問の焦点があるように伺っているわけですが、その制度としての象徴たる性格は変わりません。変わりませんが、その象徴としての地位にあられる天皇、存在、その天皇がかわられたこと、そのことを契機として改元をするということは、少しも憲法に抵触するとは思えない。むしろ憲法の趣旨に合うものではないかとすらわれわれは考えるわけでございます。

○八百板委員 趣旨に合うのじゃないかという考え方は、きのうかおとといかの公述人の坂本さんの言われた考え方と同じなんです。つまり年号、元号というものを天皇の名前でくつつけて、そしてこれを毎日使わして、主権の存する国民とのきずなをつくっていく、こういう考え方。そういう意味であなたは、その方が合うのじゃないか、こう言っている。そういう意味だと思ふのです。それはそういう意味ですね。だから、あなたの考えがそれで大体わかりますがね。

○上田説明員 日本独特の文化で、先生のおっしゃる意味がよくわかりませんが、たとえば現在文化財保護法に規定しております重要有形文化財でございまして、重要な無形文化財、たとえば歌舞伎それから古美術、文楽、能楽等は、日本古来固有のものであると言ふことができるかと思ひます。

○八百板委員 ちよつと文化的感覚が合わないようだけれども、ちよつとほかの話と結びつけて、独立してお尋ねしようと思つたけれどもくつつけてお聞きしますが、即位式と同時に大嘗祭の儀が行われます。これは昨日も同僚が聞いておりますから、同じことは聞きませんが、これが新憲法のもとで旧憲法のとときのままでいいかないのじゃないかと思ふるような点があるのじゃないか、そこで検討をしたい、こういうふうな答弁が三原長官からも宮内庁からもありました。大嘗祭の中で、旧憲法の考え方が改められたという考え方からいつて、どうも適切でないと思ふるような行事、それはどんなものが考えられますか。余り意地悪く聞いているんじゃないのだから、一つか二つ、端的にこういうものはこんなふうに思われる、こういうふうにお答え願ひます。

○山本(悟)政府委員 大嘗祭は、天皇が即位の後に初めて新穀をもつて皇祖及び天地神祇を祭る儀式であるということ、御案内のとおりでございます。これは非常に古くからの皇室の行事として行われてきた伝統のあるものでございます。さような意味で、この大嘗祭というものは非常に伝統のある即位に伴う儀式として従来は行われてきた、こういうことになつていっているわけでございますが、もちろん現行憲法のもとにおきますところの国の儀式としての即位の礼というのは、新憲法のもとにおきます制約というものがあつてございまして、その中で、そういった関係におきまして、どういふように行ふべきかというふうなことは鋭意資料等を集めて研究をいたしておる段階でございますが、大嘗祭にもいろいろな段階がございまして、どれをどういふところまで現在研究が進んでいるかというふうにはなつていない段階でございます。このことについては、これはこう、これはこうというのはいまだに申し上げかねる段階でございます。ただ、現在の憲法のもとにおける国の儀式としてはどうあるべきか、また、その他のものとして皇室の行事としてどう行ふべきかということ、十分慎重に検討をしてまいりたいと思ひ存じております。

○八百板委員 登極令というのはここにありますが、私もわからないところが多いけれども、ずつと見てみましたけれども、私の聞きたいのは、なかなかわかりにくいのですが、儀典の問題です。

儀典を扱つておられる方おいでだと思ふのだけれども、いろいろな方がありますが、たとえば前の質問でも神様になる式だというふうな話もありましたけれども、その辺のところですね。もつとも古い祝詞なんかには神様になるというふうな、現御神とかいろいろなことが書いてあります。それはいまだどういふふうになつていいるかわかりませんが、そこまで記録を見る余裕もありませんけれども、たとえば国栖舞とか集人舞とか、行事の中にもいろいろのがありますね。それから生きて

いるうちに神様になる、そんなふうな儀式はあるのですか、ないのですか。これは儀典長かだれか……。

○山本(信)政府委員 大嘗祭の一番中心となるのは、たとえば「大嘗宮ノ儀」というものが書いてあると思いますが、これは天皇が悠紀殿、主基殿でみずから新穀を供えて神恩に感謝し、食事をなさる、こういうふうなところの解釈、それを神道家がどういうふうに解釈し、どう言うか、いろいろな議論があるかと存じます。そういうものも含めて一体どうすべきかということ、それから本当に資料も整えまないと、非常に古いときからの歴史等あるものでございますから、そういったものを合せて皇室の御行事としてどうすべきかというところを検討しているところでございまして、はつきり申し上げまして現在結論が出ていますわけではございまして、その点は御容赦を賜りたいと存じます。

○八百板委員 何だか伺っていると、私よりも知らないような御返事で困るのです。私なんか全然わからないのがある程度調べてみたのだけれども……。

ちよつと中身の話をさせていただきませんか。生きていくうちに神になるなんというふうなことが儀式の中にあるのかないのか。それから、たとえば、吉野の野蠻人ですか、野蠻人を征服したというふうな事柄とか国柄舞とか、そんなものはないというふうなことなんだか、一つか二つぐらいでもないから聞かしてもらわないと……。それから、本来的にはこれは新穀のお祭りでしょう。その辺のところをもう一遍ひとつ。

○山本(信)政府委員 大嘗祭のお祭りの中心は、ただいま先生おっしゃいましたように、全国でできまして新穀を集めて、それを神に供えてお祭りをするという儀式であらうと思ひます。

○八百板委員 これは後で幾らか変わったようですけれども、もともとは稲作文化の天皇家にあられた象徴的儀式だと思ひのですが、そうじゃないですか。

○山本(信)政府委員 神事でございまして、いろいろの考え方があろうかと思ひますが、いま先生のおっしゃいましたような言い方をすると、説もございまして。

○八百板委員 これは、説もじゃなくて、その方が本来的なものじゃないですか、名前が新嘗祭とか大嘗祭という点から言つたつて、そしてまた登極令の中にもそういうことを書いてありますね。主たる行事はやはり稲作ですね。たんばを定め、抜き穂をして、そしてお上りになる。つまりこれが主たる行事の中心でしょう。

○山本(信)政府委員 従来の即位及び大嘗祭のことが規定されておりました登極令を讀んで、具体的に書いてございまして儀式をずっと追つてまいりますと、ただいま先生のおっしゃられたようなこと、たゞいま先生のおっしゃる。ただ御案内のとおり、非常に古くは大嘗祭という言葉ではなくて新嘗祭、いわゆる「にいなめ祭」と同じようなことと言つておつたわけではございますが、相当古いときから、即位されての御一代に一度の儀式として大嘗祭ということがずっと行われてきた、こういうふうな関係になっております。

○八百板委員 これはやはり稲作文化の象徴なんですよ。それに対して後で権力支配のいろいろなもの、儀式化されたものがそこについていったのだと、これは私の見解ですが、そう思うのです。そういう意味で、この大嘗祭というものは新憲法にふさわしいように、そういうような生産面といひますか、国民の豊かさを念ずる、そして豊かな実りを念ずる、そういういわゆる日本の伝えていくべき伝統として、日本の文化というのは稲作文化ですから、そういうお祭りとして、そういう面を整理するといひますか、これが新憲法のもとで大嘗祭を行う意義があると思ひます。

と同時に、この行事は天皇家だけの行事という狭いもの、偏狭な方向に持つていかないで、偏狭があつてはならないということは、何か憲法にも天皇のお言葉がありますね、とにかくなるだけ広げていく。そういう意味では、農民はもちろんのこと国民的行事として農業の生産を励ます、こういう稲作文化に培われてきた日本の伝統を高らかに、この行事を通じて国民的なものにするといふにしようと思ひます。そういうこと、そういうこと、それが、いわゆる国民とのきずな、そういう関係をつくつていくということになるんじゃないでしょうか。私はそう思うのですが、これはどう思ひますか。

○山本(信)政府委員 大嘗祭そのものの性格というふうな点につきましては、いろいろとお考えのあるところであらうと存じます。その中で、日本国憲法のもとにおいてどう考えるべきなのか、これが最も日本国憲法の精神に合致するののか、ということ、よくよく考えていかなければならないことと存じているわけではございます。ただいま先生の仰せられました一つの御意見、それも十分考えさせていただきます、今後研究を進めてまいりたいと存じます。

○八百板委員 現御神に連なるというふうなそういうふうな考え方ではなく、たとえば祝詞にも「現御神と大八洲国しるめす天皇」なんというふうな言葉がありますが、これは大嘗祭の場合に入っているかどうか、確認してございせんけれども、こういうふうな考え方で行事をやるのでなくて、祭事をやるのでなくて、もちろん昔の祭政一致という時代の流れと伝統もありますから、いろいろながながと絡まってくると思ひます。けれども、やはり一つの時代とともにお祭りも幾らか変わっていくわけですから、いま申し上げましたように大嘗祭の、新嘗祭の本来的な新穀の豊かさをたたえながら国民の幸せを祈つていくというふうな、そういうふうな方向に位置づけるように持つていくのが望ましいと思ひます。

これはちよつと文化庁の方に關連してお聞きしたいのですが、私は農業の方はあなたよりは専門家だから、ちよつと農業にこじつけるようになってお考えになるかもしれないけれども、日本の文化というのは稲作文化なんですよ。これはどなたが研究した結論からいっても、稲作とも

に日本の文化、感情、モラル、いろいろな情感、色彩感でも道徳観でも、社会秩序でもでき上がつてきているんですね。もともとこれだつて日本古来のものじゃないのです。稲作が日本に入つてきたのは、大体縄文後期か弥生の始まりころと言ひましますね。ところが、これも中国から来ています。中国では稲を栽培したという考古学上の証明はずいぶん古いですが、古い出土品の中から出ておりますから、そういうことを考えますという、中国の稲作が日本に渡つてくるまでには三千五百年ぐらひかかっていますね。それから長い歴史の中にいつとはなしに日本に渡つてきたというふうに見られます。たとえば律令文化という、大化にいたしまして、年号を使うのを日本でもねするようになった、これだつて中国が使うようになってから日本に移るまでには、たしか七百年か六百何十年たつていないんじゃないですか、数字は余りよく覚えていませんが。

とにかくそんなふうなわけで、やはりそれが日本に渡つて、そして長い日本の歴史の中ではぐくまれて、一つの民族的なものに溶け込んでおるわけでありまして、これはよそから来たからどうだというものではないと思ひます。だから、その中で生きるものは生きていく、また生かさなくしてはならぬものは、為政者や将来を考える人々の努力によつて、これを保存して発展させていく、こういう立場がわれわれの立場だと思ひますが、新嘗祭の持つてくる意味は、そういう意味で日本の起源、文化の起源であるところの稲作の問題として考えると、私は非常に新しい、新しいと申しましようか、むしろ本来の意味の発展として新しい方向が出てくるんじゃないかと思ひます。

そういう意味では、キリスト教暦だという西暦にいたしまして、やはり日本の実際の生活の必要の中で使われてきておる問題ですから、西洋だからいけないと言ふんだつたらば、あるいはキリスト教だからなんというふうなことを言うんだつたら、われわれがもう日常化している日曜、

ひとつ日曜は委員会はやらぬことにしようなんという日曜なんという観念は、これはもともとキリスト教の安息日——あれは週を五日ですか、六日ですか、七日ですか、ある時期には週六日ですね。あるときには週七日、これは暦によって、ある時代時代によって違いますけれども、その中に日曜というものを定めたのは、これはキリスト教の安息日をとったものですね。それをもうだれもそんなことを考えないで、クリスチャンの方々はそういうことを思ってお祈りをされたり教会に行ったりされるんですよけれども、そういうように日常化しているんですから、だから、別に、中国から来たものだから、あるいは西洋がどうかだかというふうなことは考える必要はない。やはりわれわれの近代生活の中で合理的でいいもの、しかも将来にわたって発展していくべきものをとる、こういう態度が必要だと思ふのです。

稲作のついでに、少しコマージュンになりますけれども、農業の話を大嘗祭との関係で少し申し上げますけれども、文化というのは、カルチュアという言葉がありますように、もともと耕すということでありまして、カルチャーは耕す耕運機であります、そういうようなわけで、文化というのは農耕文化に起源を發しているわけでありまして、とりわけ日本の場合には稲作の農耕文化に端を発している。そういう意味で新嘗祭というものをそういう日本の伝統として考えていくというのが私は正しいと思ふのです。

たとえば皇極天皇が初めて年号をつけた、こういう記録が伝えられておるわけですが、その皇極天皇の名前を——これは元号というのは名前だから、大変重要だから申し上げるんですよ。よけいなことなんて言わないでください。皇極天皇はこういうお名前なんです。「あめとよたからいかしひたらしひめ」というんです。これは漢字で書くと「天璽財重日足姫」、これは要するに、いわゆる五穀豊饒を祈念した天皇の名前なんです。また、逆に言えば、この時代にそんなに理詰めに向かい名前をくつつけたなんというのはちょっと怪

しいという問題もあるんです。後でもってかっとうをつけるためにくつつたという説もかなり有力ですね、この時代としては余り名前がよ過ぎるから。

昭和もそうですね。昭和というのは、御承知のように、これは若槻内閣の時代に決めたんですけれども、やはり一つの國家の方向を出しているんです。先ほど光文がすっぱ抜かれて、光文のかわりに出てきた、こう言いますけれども、そういう面も、事実もそうなんですけれども、光文と昭和とどっちがいいかということになると、私は光文の方が字面が少なからよかつたんじゃないかと思うのですが、しかし昭和というのは、意味としては、これは農民の立場を考えた名前なんです。農民が安心して暮らしていけるように、國がよく治まるようにという儒教的國家観念、そういうものを實現、こいねがって示した名前なんです。

ところが、名は体をあらわすと言いますけれども、實際は昭和は農業をつぶす年号になっちゃったんですね。とんでもない戦争をやった、またがめつ資本主義競争をやった農業をひねりつぶして、そういう意味では光文の方がよかつたんじゃないかと思ふのです。年号というのは文字として考えれば光文が第一候補になるというのはわかるのです。昭和というのは農業を大事にして農民の豊かさを念じたという意味では非常にいいわけですが、いいけれども、實際は名は体をあらわすということにならないで、戦争をやった、あるいは高度成長で農業を犠牲にしてというふうな形に進んできたというのが政治の現実ですね。

たとえば、明治の一世一元によって縁起を担いだりするのを消した、そういうことはやらないようにしようということも進歩ですね。そういう意味で一つのすぐれた、打ち出した政策だと私は思ふのです。ただ、それをつくったときは元年かな、とにかくそんなに考えた考えでないと思ふのです。陛下も。とにかくあのとき御年十何歳ですかね。いまのようなマスコミ、テレビにうるさく教育される、いろんなことが頭に入る時代と違

って非常にナイーブな最も困難な変化の中に立たれておったことは事実ですけれども、それにしても十七歳か十八歳ぐらいの立場で御即位されたのですから、もしいろいろな問題があれば御の者の方に問題があると思ふのです。陛下は御英明な方であつたから、いわゆる當事者能力と申しましようか、そういうものをだんだん發揮するようになつて、御承知のような明治を形成したということが言えると思ふのです。

神様という考えなんですが、東洋的生活の中では死ねば神様になるという考え方は古くはあるのです。死ねばみんな神様になるという考え方。みんな神様になるということになると、これはないと同じことになつちゃうんです。そういうことになると思ふのです。そこで明治以後、神道というものを中心にして國家政策に結びつけてつくってきたんです。そして宗教と分離したのですけれども、天皇家は仏教徒ですね。お答え願ひたい。

○山本(徳)政府委員 歴史的に見ますと、過去におきましては仏教に帰依された天皇はすいぶんおられたわけでございます、そういう事實はあろうと存じます。

○八百板委員 在位中に引つ込まれて、いわゆる僧籍といいますが、そういう立場になられた歴史はたくさんあります。法皇なんというのはそういう意味でしよう。それが神様などもある時期には神様だか仏様だかわからない、そういう神仏混淆の時代がありますね。それを明治のときに分けましたね。それとこの天皇の神様というのとかかわり合いがあるんじゃないですか、天皇は現御神だという考え方。その仏教徒である、徒と言ふ言葉は適切でないけれども、天皇家が現御神になつてしまつたから、これはもつとも大分古くから現御神なんだけれども、そういう言葉はたくさんあるんだけれども、その辺の關係はどうでしょうかね。これは私もよくわからないんだけれども、何か神仏混淆を切つたというのと天皇神格化を強化した歴史とのつながりがあるように思ふのです。

○山本(徳)政府委員 かつては法皇と名のられた天皇もあることは歴史的な事実でございます、そういう方が信仰心として仏教を信じられたであらうということは想像がつくわけでございいます。また同時に、皇室の伝統的行事としてはいろいろない、いまで申せば神式的な行事というのも行われていた、こういう事實もあると存するわけであります。それが明治の際にどういうかっこうでなりましたと、これは學問の分野に属するようなこともなつてまいりますし、現在の宮内庁として、そのところがどうであつたかというところは明言というふうなことはいささかしかねるわけでございしますが、これは學者によりまして、いろいろな説が出てまいっているかと存じます。

○八百板委員 明治の年号はくじ引きで決めていたのです。岩倉具視がまとめて天皇がくじ引きをされて決めたのです。これはいろいろな考え方があると思ふのですが、まあ担ぐ者は明治というものを「治まるめえ」というようなことに読んだなんという町の声もあつたのです。いづれにしても今度年号を決める場合に、どっちにしていかわからないという場合には、くじ引きで決めることはあり得ますか。これは宮内庁の方と三原先生の方と両方からお聞きしたい。

○三原國務大臣 お答えいたします。

候補名を學識経験者の方に御選定を願つてお出し願うわけでございしますが、それをいまいろいろな腹案を考えて最終的に閣議で御決定願うわけでございしますが、いまのところ、くじ引き云々というふうなことは考えておりません。しかし、慎重に進めてまいりたいと思ふわけでございします。くじ引きというものは考えておりません。

○八百板委員 政治家が決めるということになりますと、事實上そうなりますから、そうするといろいろなバックがありますから、こう決めるかどうかの方に軍配を挙げたことになるとかというふうなこともあつて、まさかそんな名前が出る、これは必ず反大平派が反発しますから、大平だつて

いい名前です、大平元年なんというのは。事実上これは内閣がつけるんだから大平元年とした方が一番びつたりするのですね。だけれども、こういうことをやったら、恐らく反対意見が強く出ると思うから、そうすると、これは結局だれの考えと推薦にも偏ったものではないという意味で、いつそのことくじ引きにしようかというふうな場合たつて起こり得るのですね、本当に困ってくる。そういう意味で私はお尋ねしたのであって、決していかげんな話で聞いているわけじゃないのです、現に明治天皇の明治というのは、くじ引きで決まっていますから。

それから習慣ということに関連して、年号を習慣的に使っているという問題との関連がありますから、メートル法へ変えたときどういふ事情で変えて、そしてその利害得失をどんなふうにいま判断しているかということをもひとつ簡潔にお願いしたい。

それから太陽暦を太陽暦にしたとき、どういふ事情でそういうふうにしたか、それで、これはよかつたか悪かつたか、こういうふうな立場で、どんなにか一番適当な人、きわめて簡潔にお願いしたい、ある程度は、それこそ字引を引いたり、年鑑を見れば、みんな書いてあるのですから。

○秋山説明員 計量単位の問題につきましてお答えいたします。

計量単位を統一いたしますことは、商取引の秩序保持あるいは學術の振興などの基礎を築く上で必要でございますが、計量単位の統一に際しましては、メートル法を採用いたしましたことにつきまして、メートル系単位が幾つかの長所を有しているということがその理由でございます。

その理由は、第一に、単位の基準が厳密に確定されていることでございます。それから第二に、各単位が十進法を採用し、かつ、広い範囲の単位がそろっていることでございます。それから第三に、新しい分野の単位を基本単位の組み合わせにより容易に導くことができるということでございます。それから第四に、世界の多くの

の国がメートル系を採用しているということでございます。

わが国は、明治十八年にメートル条約への加盟が決定されて以来、メートル系単位の普及啓発に努力が払われて、大正十年に度量衡法が改正され、一定の猶予期間、分野別に十年、二十年と決められました。これを設けて、わが国の度量衡がメートル法に統一されることとなりました。その後、この猶予期間が何回か延長されましたが、昭和二十六年に度量衡法が現在の計量法に変わりました。昭和三十三年末限り尺貫法による計量単位を取引、証明に使用することが原則として禁止されました。これを契機にメートル法単位への統一が急速に進んだのであります。このように、尺貫法単位からメートル系単位への切りかえに当たりましては、約四十年という準備期間が設けられました。国民生活への影響を最小限にするように配慮が払われました。

さて、メートル系単位への切りかえの後に、建築でありますとかあるいは和裁など特定の分野で、尺の単位の長さ計の使用につきまして実生活上の必要性という点から問題を生じておりました。これにつきまして昭和五十二年に現行法の枠内で当分の間、尺に相当する目盛りを付されております長さ計を供給する措置がとられました。これによりましてメートル系単位への統一に伴う問題点がさらに減少いたしました。現在はメートル系単位への統一の利益が十分に生かされている状況にあると考えております。

○八百板委員 結構な御答弁なだけども、内閣委員会では元号法案が問題になっているのだ、そこで問われているものは何だ、こういう立場は、やはりお役人さん、考えなくちゃ、これは近代国家の官吏じゃありませんよ。ただ出てきて、何か記録にあるようなことを読み上げるのだったら、わざわざ長い時間お待ちいただいておりますけれどもいいのです、失礼だけれども、そう思いませんか。私は、やはり長い間使ってきた習慣というものを英断をもってこういうわけで打ち消した。け

れども、やはり残るものはこういうふうに残っている、こういうふうな角度で、この審議に協力するという立場で御答弁をお願いしたのだ。

まあ時間を苦にするわけではないけれども、そういう意味ですから、ひとつそのころはお含み願いたいと思うのです。やはり近代化していく。しかし古いものでも不合理なものでも、そこになじんだものであって、たとえば尺貫法にしたってそうですね。私は数学者ではないからわからないけれども、メートル法というのは、科学的な基準に立った物差しですね。地球の半径ですとか何の何万分の一だかをメートルにするとかなんとか、そんなような勘定でしょう。私はよくわからぬけれども、いづれにしても非常に科学的なものです。ところが、尺貫法というのは人間の体と

いうものと日常の生活というものは人間の体と関係する。たとえば、この物をつかむ一握りというふうな、そういうところから出たものだと思うのです。だから、やはりいいものは使われていくのだし、そういう意味で年号だって本当にいいものは、いい伝統として国民がこれを受け継いでいくものは受け継いでいくのだし、不合理なものはおのずから国民生活の中で消えていくのだし、そういうものだと思うのです。そういう意味で余り法律できめつけるだなんて、伝統とか文化とか慣習なんというのは法律できめつけてやるものじゃないのです。こう言ふと、いや法律で決めるのじゃない。ルールだけ決めるのだと言ふ。袋だけ決めるのだ、中身は別なんだ。ところが、袋だけ決めて中身は別だと言ふが、中身はなお一層専断的というか、恣意的な行政の立場で狭いところを決められていくことになっていくということになると思うのです。

こちで話したのじゃ質問にならぬから、だけれども習慣というものは、たとえばよんまげとか断髪令とか帯刀とか、ああいうのも明治で終わって、ああいうのは大体において復活しません。やはり生活の中で求められていないからですね。だから一世多元の古い年号法だって、明治一世一

元法によって消されていったわけです。その後一世一元がまた新しい憲法で消されていった。にもかかわらず、これをまた持ってきて、天皇の命に合わせる、こういう論法で来たのです。今度の元号法というものは、そういう意味で、どなたか反対するのはアナクロニズムであるとおっしゃった方がありますけれども、これは先に言った方が得だと思つたのか知らぬけれども、そういうふうな後ろに持っていく方がアナクロニズムじゃないかと思うのですが。

別にそんなことをとりたててどういふ言ひわけじやございませんけれども、それでよく事実たる慣習、慣習という言ひを言つておられるのだが、その事実たる慣習というのは、年号が親しまれて、こう言ふのです。これは先ほどもちよつと触れましたように、国民はだれでも、それは事実年号は欲しいと思つております。やはり年を数える方法がなくては不便ですから。だけれども、それを元号法というふうにするかえちやつてゐるのです。国民は年号は欲しいと思つてゐる。年号はどうですかと言つて調べた。世論調査もやつた。みんながあつて欲しいと言ふ。それじや元号は国民の圧倒的世論だ、こういうふうにしていつてしまつた。元号と年号は違ふのですから、そこがわからなければ話になりません。全然うそですよ。虚構の上に立つたあなたの方の元号法の提出なんですよ、そういう論法で来れば。

年号というものは、先ほども申し上げましたように、あらゆるものを含んでいるのです。西暦も含んでいるし、元号も含んでいるし、マホメットも仏教もキリストも——キリストと西暦は同じだけれども、そういうふうな総称的なものなんだ。あつて、それをどうですかと言つて聞いていけば、だれだつて年号がなければ困ると思うから、年号結構です、続けてもらいたいと答えるに決まっています。元号なんて聞いたつて、それは何ですかと聞き直す。年号なんだよ、ああ、そうですか、年号ならあつてもいいです、こういうことになる。そういうふうな形で形成された政府のお

つしやる事実たる慣習、事実たる慣習はありますよ。ありますけれども、そういうふうな持っているというところは、私から言えは言語道断なんですよ、そういう調子方をして、これがこうだからこうだということ。三原長官は、うそは言わない、ごまかしはしないということを立てておっしゃっているのを横から聞きましてけれども、それは御本人はそう思っていないでしようけれども、年号と元号というのは、まるまる違ひのようです。その辺のところを幾らかわかりましたかな。そのところをわかったか、わからないか聞きたいのですがね。同じだと言われますか。

○清水政府委員 年号と元号の關係につきまして、先ほどお答え申し上げたところでございまして、私も通常聞いております話の場合には、いま先生のおっしゃいましたように、年号と元号とがある程度範圍が違ひようにお使いになる方ももちろんおられるわけでございまして、むしろそうでない、両方とも同じ意味で使うのだという方もたくさんいらっしゃるわけでございまして、そのようなことがあろうと思ひますけれども、私どもは、先ほど申しましたようなことで元号という言葉を避けていただいておりますのでございまして、それから、先ほどお尋ねのありました中太陽曆のことがございまして簡単に答え申し上げますが、明治五年に太陽曆に切りかえをいたしました、これはすでに御指摘のございました当時の鎖国から開国へ向けての一大転換期、文明開化という思想の中で、世界の進運におくれなために国内的に人知の開發を促進する、あるいはその方がより精密な基準であるという認識のもとに、そういうものに切りかえられたと理解をいたしております。

○八百板委員 政治というものはなかなか合理的にいかないのであるけれども、結果としてはやはり合理性を追求して進行しているという面が出てくると思うのです。古い曆を新しい曆、太陽曆にしたというのは非常に近代合理的性を持っておりまして、しかし太陽曆というの、先ほど農業の話をして

申しましたけれども、農業と非常になじんだものでありまして、ことに電気、電灯のない時代においてはお月様の光が大変よりどころになります。そういう意味で月の満ち欠け、運行に合わせたという意味が大きいと思ひます。したがって、同時にまた、いろいろな農業の行事などとも非常になじり合っておりまして、そういう意味で非常になじんでいたものなんです。これをなかなか太陽曆にできなかったのをがたがたとやったのです。ずいぶん強引に抜き打ち的にやったのです。いいことなんだからいいのだけれども、抜き打ち的にやったという点ではいろいろ問題があるのです。暦屋がつぶれるとかいうことは、それほどではないとしまして。

たとえばこれなんかも、調べますと、旧曆によると、うるうがあつて一年十三カ月になる。そしてその上にその十三カ月になるうるうがしょっちゅうある。太陽曆の場合は四年に一回です。うるうというものは、そういうわけで、これを變えろと月給二分もうかる。十二月の二日から變えちゃったから十二月の月給は払わぬでいい。十三カ月に十二月の月給は払わぬでいい。それでもって財政窮乏の救いの手としてやみ討ち的にやったというのが実際の政治を動かした裏面の背景ですね。これは大隈重信の記録にはつきりしています。

そういうようなわけで、いろいろなものが絡まって不適切なものもありますけれども、歴史の流れとして見た場合には大変いいことをやってくれたわけであつて、歴史の中では、ちよつと強引にやっただけで、進歩的な評価を受けるものだと思ひます。ところが今度の元号はそうならぬですね。そういう意味で、ちよつと申し上げておるのです。

外務省の方をお呼びしているからちよつと、長くお待たせして申しわけありませんが、元号の本家の中国は使っていないですね。

○枝村説明員 現在の中国は使っておりません。○八百板委員 そういうふうに明快に御答弁いた

だくと結構なんですがね。

御本家も使っていないし、世界じゅう使っていないところはどこにもない、こういうことですね。これは事実だからお答えをいただく必要はありません。

外務省の方に聞きますが、外務省は西曆使用が一番便利なのじゃないでしょうか。

○枝村説明員 外務省と申しましても政府の機関の一つでございまして、国内向けその他の公文書あるいは部内では、現在も元号を主として使っておるわけでございまして。ただ、もちろん国際的な面におきましては、多数国間条約の日付はすべて西曆でやっておりますし、あるいは旅券關係の記載あるいは申請書その他便宜なものは西曆を使つておる、こういうことでございまして。

○八百板委員 外務省の方に、大臣じゃないからこんなことを聞くのもどうかと思ひのだけれども、バングラデシュに日本が負けたのはどういうわけですか。

○枝村説明員 何と申しますか、やはりバングラデシュの非常に早い時期からの立候補に対しまして、日本が若干立ちおくれたという点の一つであらうかと思ひます。それから一時期の票読みからしますと、十分な票がとれなかった背景には、バングラデシュが非同盟諸国に対して非常に熱心な働きかけをしたわけでございまして、この効果について私も若干見通しが甘かったということがあろうかと思ひますし、またイスラム諸国との連絡という要素もあつたかと思ひます。また一般に申しまして、国連、これだけ加盟国がふえてまいりますと、小国といひますか、そういう国が自分たちも選挙されて理事会その他の機関に席を占めたい、こういう空氣が強まっております、日本本のようないわば大國の中に入りまします国が、安全保障理事会でありますとか経済社会理事会でありますとか、そういうところに続いて席を占めることに對して危惧の念が強まっております、こういう事情もあるかと思ひます。

○八百板委員 私に聞きたいことでない方向に持

つていくような話だけれども、國際社会で日本が元号をつくらうとか、そういう國際社会の方向と逆の方向に向いていく、そういう日本の政治感覺といひますか外交感覺といひますか、バングラデシュと日本と比べ物にならないほどこっちが上だなんて申しませんけれども、そういう日本の外交がこういう結果を招いたのじゃないですか。素直にそう思ふのじゃないですか。

○枝村説明員 安全保障理事会選挙の結果と元号問題とを結びつけて考えておりませんので、申しわけないのでございましてけれども、いまの國際化ということから申しますと、まさに先生おっしゃいますように、私も常に日本の国内と國際社会との接点に立っております者として、日本の社会といふものが、國際化といひますか外國からも理解され、また日本人の外國に対する理解といふものが強まることを大いに希望するわけでございまして。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

しかし他面、やはり日本固有の文化とか伝統、そういうものも実は非常に必要なことでございまして、単に日本が經濟的な利益だけを追求する國でない、豊かな伝統を持ち、文化を持ち、尊敬に値する価値を持った國である。こういうことがやはり國際的にも尊敬されるゆえんであり、これもまた國際社会において生きていく上に必要な一面であらうか、こういうふうな考えをしております。

○八百板委員 私が外務省の方に聞くと、ああいうふうな考えだからどうも肩身が狭くて、國際社会で日本がというようなことを言う人があつたのでございまして。また参議院のかつての年号についての公聴会のときにも、そういう発言をしておられる方があつたようですね。別に元号法と結びつけておっしゃいますけれども、やはりみんな結びついておるのです。

基本的な問題をこれからちよつとお聞きしたいと思ひます。天皇の人間宣言といふのがございいます。天皇の人間宣言といふことは、どういう意味でしょう。象徴天皇としての人權とい

うものは、憲法に定められた基本的人権の行使に
対してかなりの制約を加えるものだというふう
に常識的に判断されますが、その辺のところを簡潔
にひとつお願ひします。

○真田政府委員 日本国憲法のもとにおいて、一
体天皇は日本国民の一人であるかどうかというこ
とが考え方の基本になるわけでありますが、もち
ろん日本国民の一人であるというふうにならわれ
は考えております。したがって、基本的人権
の規定ももちろん適用があるわけなんです。他
方憲法自身が、天皇は国の象徴であり国民統合の
象徴であるというふうになっておりますので、そ
ちらの方からいろいろ制約があり得るわけなん
で、それは憲法自身が認めているところであらう
というふうに考えます。

○八百板委員 一応憲法の第一条を正確に読んで
みます。第一条、「天皇の地位と主権在民」とし
て括弧の中に入れて、「天皇は、日本國の象徴で
あり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、
主權の存する日本國民の總意に基く」と、こうあ
りますね。

そこで、国民ということになりますと、国民の
總意ですから、すべてですから、したがって、天
皇が国民であるとなれば、天皇の意思もこの国民
の總意の中には含まれておるといふことではし
ょうね。

○真田政府委員 天皇の地位は主権の存する国民
の總意に基くと言ひてございます場合のその總
意というのは、一億何千万の国民の一人一人の、
具体的な国民一人一人の意思というふうな意味で
はなく、いわゆる總意、いわゆる總体としての
国民の意思ということではございまして、特定の
人がその中に入っているとか入っていないとかい
うようなことを実は問題にしておる条文ではない
というふうに考えられます。

○八百板委員 「主権の存する日本國民の總意に
基く」と、こういう一つの断定的規定なんです
が、「主権の存する日本國民の總意に基く」とい
うことは、どこで証明され、どこでそういうこと

になるわけですか。国民の總意がどこで尋ねられ
て、どこでそうなった。こういうふうな点でどう
なりますか。

○真田政府委員 それは別に、そのときに国民投
票をやったとか全国的な調査をしたというわけじ
やございせんので、一体だれとだれと、あるいは
何割の人が賛成したとかいうようなことを数字
的に証明することは非常にむずかしいのですが、
先ほど申しましたように、ここに言う總意とい
うのは、いわゆる總体的な意思、一般的な国民の意
思という意味でございまして、証明しろとおつ
しやっても、それはなかなか困難であらうと思
います。

○八百板委員 これは憲法第一条ですから、非常
に重要な問題だから、何かわからないのじや困
るのですかね。總意に基いてということになつて
いるのだから、總意に基いていないという証明
もできないし、基いていないという証明もでき
ないということになるのですか。

○真田政府委員 いまの憲法ができましたときに、
これは帝國憲法の改正の形をとりましたけれど
も、當時の帝國議會で衆知を集めていろいろ御
討になつて、そして國民の總意はここにあら
るのだというふうな制憲議會において御判断になつた
それがこの条文の規定にあらわれておると、こ
ういふふうに言わざるを得ないのだらうと思
います。

○八百板委員 これも言葉を言うわけじゃないけ
れども、言わざるを得ないであらうと思ひます
というふうな、こういう表現ではうまくないの
です。憲法第一条のあれは、言わざるをと否定し
て、また、得ないのではありませんというふう
に、否定して何か肯定した表現をするというの
とはつきり、こうである、こういうふうな言
つて、構成員の第一条なんですから、國の基本
法、この第一條なんですから、國の基本法
の、構成法に言つてもらわれないと困るの
です。それはひとつ、どうも聞かずに言葉が長
くなって、なおわからなくなるから……。

国事行為と、あと何ですかね、國政といふの
な、国事行為と國務ですか、こういうふうに分
けて、国事行為だけを、国事行為を限定して「のみ」
と、こういうふうな言ひ方をしておりますね、憲法の中
で、そこで、六条には、天皇の總理大臣と最高裁
長官の任命権とがあるんですね。この限定さ
れた国事行為と「天皇の任命権」といふのは、
このところはどういうふうにならうかといふ
ようかね。任命権というふうになりますと、や
はり権利があるんですね。天皇に總理大臣と最高
裁判官を任命する権利があるということにな
ると、これは大変なことなんですがね、六条は。任
命権とありますね、六条の法文に。そうでは
う。任命権です。第一条に國民主權といふのが
あつて、六条には「天皇の任命権」、こうある
んだから。これをひとつ明らかにしていただき
たい。

○真田政府委員 日本國憲法が定めております天
皇の国事行為は、四條の二項あるいは御指摘
になりました六条による内閣總理大臣及び最高裁
判所の長たる裁判官を任命する行為、それから七
條に列挙してある行為、以上のものが全部天皇の
国事行為でございまして。

○八百板委員 国事行為の方はまた後でちよつと
聞きますが、私のお聞きしているのは任命権とい
うことなんです。権利です。任命する権利。
権利があるのだらう。国会が指名しても、い
けません、こう言うことができるんじゃないで
すか。

○真田政府委員 六条には、「内閣總理大臣を任
命する。」「最高裁判所の長たる裁判官を任命す
る。」と書いてあるわけではございまして、特に任
命権といふのは憲法に言う条文じやなくて、この
六法全書編集者がつけた名前でございますので、
別に主権の権利が存する國民の主権と紛らわし
いとかそのような関係には相ならないわけでは
ございまして、それから最後に申し上げた助言と
承認に反して天皇が国事行為をなさることを憲法
は認めておりません。

○八百板委員 私、法律はよくわからぬから、手
元にある憲法の本だけでお尋ねしているだけだ
けども、そうすると、これ本屋が勝手につけたん
で、さうすると、「天皇の任命権」といふのを。本
屋が勝手につけたら、これはゆゆしい問題です
ね。そうすると、「天皇の任命権」なんというの
はないんですか。実質的に任命権じゃないん
ですか。

○真田政府委員 内閣總理大臣及び最高裁判所の
長たる裁判官を天皇が任命されます。

○八百板委員 そうすると、やはり任命権がある
んじゃないですか。あるんですか、ないんです
か。任命権があるかないか。

○真田政府委員 それはもう用語の自由でござ
いまして、権とおっしゃるならば権利とおっしゃ
つたて構わぬと思ひますけれども、憲法には、特
に任命権という言葉は、使つてはおりません。

○八百板委員 だけれども、實際上天皇が任命す
るのでしょう。すると切つ切つていふんです
よ、憲法は。内閣の指名に基いて最高裁の長たる裁
判官を任命する。任命するのではありません。

○真田政府委員 内閣の助言と承認に基いて天
皇が任命行為を行われるわけではございまして。

○八百板委員 内閣の助言と承認によつて国事
行為を行うというのが後にあるのだけれども、こ
の六条はそうじゃないでしよう。内閣に助言のし
ようがないじゃないですか、国会の指名だもの、
内閣總理大臣の任命に。内閣が助言するんです
か。

○真田政府委員 第六條には、条文上明らかな
うに「天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理
大臣を任命する。天皇は、内閣の指名に基いて、
最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」こうな
つておるわけではございまして、実質は、内閣
總理大臣の場合には國會の指名というのが先行
しますし、最高裁判所の長たる裁判官の場合には、
今度は内閣の指名というのが先行して、それがも
つた上から内閣が助言と承認をいたしまし
て、それによつて現実に任命行為を天皇が行
われるという関係になるわけではございまして、それ

を権利、任命権というふうにおっしゃつても、それは言葉の、用語の問題でございまして、実体はいま申し上げたとおりでございまして。

○八百板委員 何かさつきは、内閣の助言と承認によつてというのは総理大臣の任命まで、そんなふうな意味の発言をされたからお尋ねしたのであれども、内閣総理大臣は国会が指名するんだもの。内閣総理大臣の任命を天皇がやつて、その際に内閣の助言、承認なんというものはあり得ないでしょう、指名される御本人だもの、総理大臣は、それはそれでしよう。あと決めるのは天皇でしょう。決めた後、今度承認行為と、こうなるのですか、内閣が。そのところ、どうです。

○真田政府委員 どうもおっしゃる意味がよくわからないのですが、実体は、天皇がお決めになるのじゃなくて、国会の指名なり内閣の指名というのがまずあつて、そこで実体が決まっちゃうわけなんです、その後に形式的な任命行為は、これは天皇が国事行為としておやりになる、こういう関係でございまして、どうも、何か任命権、権利があるじゃないかというふうにおっしゃいますと、何か天皇が実体をお決めになるというふうに誤解されるおそれがありますので、私は先ほどから、権利、権という言葉にはこだわつておるわけでございます。

○八百板委員 そうすると、六条に関して、発言の中で内閣の助言と承認というのを言うから、助言と承認というのは六条のどの段階で入るのかということ——入らないんじゃないですか、助言と承認は。そこはどうなんです。指名される御本人だもの。

○竹中委員長代理 速記をとめて。

(速記中止)

○竹中委員長代理 速記を始め。

真田法制局長官。

○真田政府委員 六条の特に「内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」その場合には、やはり助言と承認に基づいて任命行為が行われておるといふふうに私は理解しております。

す。前内閣の助言と承認によつて新内閣総理大臣を任命するというのも行われております。

○八百板委員 あなた専門家なんだから、少し整理してもらわなければ困るよ、頭も。天皇の国事行為一般については、内閣の助言と承認ということは明文に記載されております。その他については一般的に及ぶということがあるんでしようね。

そこで「天皇は、内閣の助言と承認により」というが、助言というのは文字どおりにいけば内閣の方から持つていくスタイルでしょう。承認というのは、向こうから言うとおかしいけれども、天皇の方から来られるものに対して承認をする、こういうふうなことになるんじゃないか。

○真田政府委員 助言と承認という言葉がございまして、ただいまおっしゃいましたように、事前に内閣の方が助言を申し上げて天皇が国事行為をなさる、それから承認の方は、天皇の方が発意をされて内閣がそれを承認するというふうに分けて読む読み方といひますか、そういう解釈をなさつていられる方もございしますが、実際の行政のあり方、動きといひましては、常に助言と承認を一個の言葉として読んでおりました、先ほど申しましたように、事前、事後というふうに分けて運用はされておられませんし、政府の従来の解釈も助言と承認という一つの言葉だといふふうに解釈して運用しておる次第でございまして。

○八百板委員 アメリカとかかわり合ひの中でできた憲法だから、わかりにくいところはアメリカ文を讀むのもいいと思うのです。助言と承認というのは、英文によりますと、これまた本屋がどうだということになるかもしれないけれども、私の持つてい本では、この助言と承認というのはこうあるのです、アドバイス・アンド・アプローバル。つないでいるのはアンドなんですね。この文から言つて、助言と承認というのは同じものだということにはならないのです。日本語でも、助言と承認ということになれば、助言と承認は同じだということにはならないのです。そうでしょう。内閣と国会と言つた場合、同じものじゃない

いのです。別なんです。と、アンド、違うのですよ。日本語でも、というのは違ふのですよ。委員長と委員、これは幾らかつながつていけるけれども、別なんです。だから、これをくつつけて同じものに考えるという考え方はちよつと無理があるんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○真田政府委員 助言と承認を分けて事前、事後というふうに分けていられるのもちろんございまして。先ほど来申し上げておりますように、助言と承認という一つの言葉として解釈し、運用しておる次第であります。

○八百板委員 この助言と承認による国事行為を天皇は拒むことができますか。

○真田政府委員 憲法の精神に照らしまして、内閣が助言と承認を行つたにかかわらず、天皇がこれを拒んでその国事行為をなさらないということとは認められません。憲法はそういうことを予想していないといふふうに申し上げます。

○八百板委員 天皇にも人権がございんだから、それはいやだと、もし拒まれたら、どういふことになりませんか。

○真田政府委員 たとえば、内閣が衆議院の解散の助言と承認をしているのに、天皇が、おれは解散しないといふことをなされたんでは、これは天皇が国政に干渉されることになるわけでございます。そういうことは憲法は全く考えておりません。

○八百板委員 人権の基礎である意思表示をきちんとされるというふうなことになるのは、人間ならば私は当然だと思ふのだ。だから、もしそれをされたらどうなりますか。それは内閣の責任ですか。

○真田政府委員 そういうことは憲法はもう予想もしていないわけでありまして。

○八百板委員 天皇には表現の自由がありますか。

○真田政府委員 天皇の地位としては、いわゆる象徴たる資格における国事行為をなさるといふこと

とのほかに、私人としての御行為もあります。したがつて、原則としては、表現の自由なり一般的に基本的な人権をお持ちでございまして、いまの憲法第一条が書いておられるような象徴としての地位をお持ちでございまして、政治には関与されないといふこともまた別の条文ではっきり書いてございまして、そういう方面からする制約はございまして。その制約の範囲内においては、天皇は人権の制限をお受けになつても、これは憲法が認めているところでございまして。

○八百板委員 象徴たる天皇ですから、大いにこの象徴たる立場を宣伝されたらどうですか、天皇御自身も。そういう意味では、やはり表現の自由といふか、思想の自由、基本的にはあるのですから……。

それで、出版の自由はありますか。

○真田政府委員 天皇が私人として、個人としてといひますか、行動されるその御行動の中に出版といふことは当然入つております、現に天皇のいろいろな生物学の御研究の結果の出版物もあるやに伺つております。ただし、表現の自由はお持ちでございまして、先ほど申しましたように、政治には関与されない。つまり象徴たる性格になじまないような、そういう内容の表現の自由はお持ちにならない、制約をお受けになる、こういうことにならうかと思ひます。

○八百板委員 表現の自由の中で、出版の自由があるといふことになりまして——これは当然あつてしかるべきです。天皇は生物学の権威者です。生物学といふのは比較的原始動物といひますか、そういうものを研究されておられるようです。私もその出版物を見ましたが、生物学といふものを研究していれば、当然に人間も生物の中に入るのですから、下等動物なんといふのは最も現象的に人間の生態を表現しているのですね。だからそういう意味で、この研究の行き着くところは学問的な広範な人類の基本的問題に連なつてくる学問的なのです。そういう意味で、そういうところでも政治的なニュアンスにつながつてくる

と制限されるというふうなふうに考えられると、これは研究の立場がずいぶん拘束されるのじやないでしようかね。そういう意味で、出版の自由もあると言えはる。ずいぶん制限されているのじやないですか。もつとこれは自由にされた方がいいのじやないでしょうかね。どうですか。

○眞田政府委員　ですから、先ほど来私は、天皇は憲法上の象徴たる地位に伴う制約はお受けになるけれども、基本的には人権をお持ちであるというふうに申し上げておるわけでございまして、その生物学の御研究が国政に与するものだとおっしゃる御研究がよくなるわけなのですが、どうも御質問の趣旨がよくわからないので、むしろ広く御研究になつて結構だろと思ひます。ただ、先ほど来繰り返して申しますように、象徴たる地位に矛盾、抵触しない範囲内で十分に御研究あるいは御発表になつて、一向差し支えない次第でございませう。

○八百板委員　大体、下等動物、原始動物、そういうものの研究というものは、単にそれだけ研究するという点では研究者は満足しないと思ふのだ。当然に生物としてのかわり合ひの中を見つていくという立場だと思ふのです。そうすると、やはりこれは政治に関係ないとおっしゃるのかもあらぬけれども、根元の問題なのですよ。大体政治家なんというのでも下等動物と同じように条件反射で動いてるのですから、だから非常にかかわり合ひが多いのです。そういう意味でこの元号の問題だつて、そういう基本的な問題より条件反射的な力関係とか、そういうふうなものが非常に作用しているのです。これは原始社会の、原始動物の生態の中から生き写したようなものもあるのです。これを天皇の生物学と結びつけて政治とどうしようというふうには申しませんが、いずれにしても研究というものはすべてに連なつていくのです。

それから天皇は、いままでテレビ記者会見はやらないうか、記者会見をやられていますね。それからアメリカでも記者会見していますね。そのときに天皇、いわゆる現人神ということについて尋ねたのに対して、何かそういうことは第二の問題だとか言つてお答えにならなかったという記録があるのです。人間宣言はしたけれども、やはり現人神だと天皇御自身お考えになつておられるのでしょうかね。そのところ、宮内庁あたりの方が記者会見や何かの場合にはアドバイスするのだと思ふのだけれども、それはどうですか。

○山本(信)政府委員　いろいろな記者会見の席等におきましていろいろな御発言があつて、それがいろいろな形で取り上げられましたことは過去にも幾らかあるわけですが、いま先生の御指摘になりました「……のことは二の次で」ということにつきましての問題、当時もいろいろ議論されましたけれども、陛下の御趣旨をいたしまして、言葉の上で二の次というところで例が出たので、非常に物事を軽く考えているのではないかと、いう説もあつたわけですが、当時の宮内庁の關係の者から、さうなことはではないという御趣旨につきましての補足の説明もいたしたというように存じているところでございませう。

○八百板委員　いまのお答えも神様ではない、こういうことですね。それから御本人である天皇御自身も神様ではない、このお考えになつておられる、これははつきりひとつ、紛らわしいことを言う人がありますから、はつきりひとつお答えください。神様であるかないか、これだけです。

○山本(信)政府委員　現在の陛下が神であるというふうなことはお考えになつておられるとは私どもには当然信じられません。陛下がさうなことをお考えになつておられるとはとても信じられません。

○八百板委員　あなたはやはりそう思つていら……。

○山本(信)政府委員　私ももちろんさうでございませう。

○八百板委員　天皇が内閣の助言と承認によつて象徴天皇の行ひ國事行為をたくさん決めております。たくさんというか、ある程度決めております。

す。その中で、先ほど答弁の中に解散という話が出ましたが、解散についてはいろいろな例があります。天皇の承認を内閣で決めるうちに先にもう一つ、それから閣議に諮つて解散したという例があるのです。これをまた論議すると時間を食うから申しませんが、いろいろな場合があるのです。七条による解散あるいは六十九条による解散、それから六十五条かな、何かいろいろの場合が行われます。そこで法制局としては、大体どういふお考えを持っていますか、解散の憲法的根拠について。

○眞田政府委員　衆議院の解散につきましては、天皇の國事行為の中に掲げられておりますが、そのほかに第六十九条で、例の内閣不信任決議が衆議院で可決され、あるいは信任の決議案が否決されたときは云々と、解散または総辞職というふうにして書いてございませう。この条文をめぐりましてかつて問題が起きました。六十九条の場合でなければ解散はできないのじやないかという意見と、それから、いや解散はいつでもできる、いつでもできるというんです。助言と承認によつて天皇の國事行為として、つまり七条のみで解散ができるという説と二つあるわけですが、政府は七条のみで解散ができるという解釈をとつております。現に解散の詔書の文言には「憲法第七條により、」という条文を引つ張つて、七条のみで解散ができるという解釈と運用が行われておる次第でございませう。

○八百板委員　この論議もやれば何時間もかかる問題ですから……。七条というのは國事行為の手續行為だけを決めたものであつて、いわゆる解散権なんというものの存在が内閣にあるということにはならないんじゃないですか。どうでしょう。

○眞田政府委員　解散権が内閣にあるとかあるいは天皇にあるとかいふ關係がなくて、解散は天皇の國事行為として行われる。その基礎になるのは内閣の助言と承認であつて、実体は内閣が閣議によつて決まらして、助言と承認を行つて、そ

れに基づいて天皇が解散の詔書を出しになる、こういう手續になるわけでございます。

○八百板委員　單なる手續としてこういう形で國事行為が行われるのだということの規定したのは、いわゆる憲法の何条ですか、三条ですか四条ですか。七条であつて、そういうことになりますと、解散というものは、主権者たる國民の選んだ代理人である国会というものを、天皇の名で内閣が何でもできるということになつてしまひます。解散は何カ月たなければやちやいけないう規定はありますか。やる気になつたら続けて何週でもやるんじゃないですか。そういう意味での専制行為が起つてくる可能性をどこでチェックしますか。

○眞田政府委員　解散はいつやらなければならぬといふか、あるいは一定の期間はやつてはいけないといふか、あるいは規定があるわけではございませう。これは内閣と国会と裁判所とのいわゆる三権の分立と申します。三権の間の相互のチェック・アンド・バランスに基づいてできている制度だと考えております。したがひまして、内閣はいつでも政治的な判断のもとに衆議院の解散を決定して、天皇に助言と承認をするということが可能でありまして、もしそれが乱用になつたとかさういふやうなことになるれば、これはその解散後の國民の審判によつて内閣の判断の適否、正否、当否、それが選挙の結果あらわれてきて、是正されるというふうなふうかと思ひます。

○八百板委員　事実それに近いやうな乱用があつたし、繰り返されてきているんですね。憲法の規定は、御承知のように解散については「内閣の助言と承認により、」というの、これは言つてみれば事務的な手續ですね。権限ではないですね。助言と承認というものは、何もさういふことをやる積極的なものを持つてないんです。このくらの積極的なものを持つてゐるの、この中の「國民のため」といふことなんです。國民のためといふことを全然考えないで、形式的な助言と承認とい

うようなところに力点をかけて、そして総理大臣の延命工作のために、主権者たる国民の選任した国会をばんばん解散するなんという、そんなことを憲法は規定してないですね、憲法の精神は。私はそう思うのですが、そうじゃないですか。

○真田政府委員　解散というのは非常に大事な国の行為でございまして、新しく國民の意思を問うという必要がある合理的な場合にのみ行われるべきであることは当然でございまして、その解散の実体を定める内閣の決定、これ自身が実はもう國民のために行われるべきものであって、ましていわんや、党利党略のために解散を決めるなどというようなことは、これはあってはいけないことばもう申し上げるまでもないことでございます。

○八百松委員 解散の問題についても、もう新憲法ができてから三十年ですからね。だから憲法の了解釈というものに對するはば定着したものを定め、そしてしかもそれが單なる解釈とか、そういう考えの中の定着ではなくて、これが解散の現実の行爲と一致する、そういうふうに持っていくべき時期だと思ふのですね、三十年たっていますから。いままでの慣行の中でよくなかったことがはばはっきりたくさんあるのですから、解散の中で、ぱつかりたくさんあるのですから、御承知だと思いますね。私どももその一部の片棒を担いだ立場ですけれども。それから抜き打ち解散など、いろいろなことがありましたからね。ああいう、吉田内閣時代のことですけれども、あるいはそのほかの内閣の場合だって、常にいままでの解散というものは国民のために行われたのではないんですよ。言ってみればその政党のため、政党のためと言うよりも、その政党の中の派閥の力関係の中で、首相たる者を出しておる派閥の勢力を強めよう、そういう意図のもとに結局解散というものが行われるんですよ。これが實際なんですよ。そうでないんですよ。人々国会のことを知らない人です。国会議員なら、私のこの考えをそうでないなんて言まへる人は一人もいないと思うんですよ。現実そうかなんだから。

そういうふうに、国民のためでないですね。いわば政權維持のために、あるいは内閣の温存のために、そのために天皇の名によつて、しかも手続的にだけ限られておるものを、あたかも権限であるかのごとく装つて、七条によつて解散をする

というふうなことは、これはいわゆる日本の憲法の精神、三権分立の精神からいっても合わないと思うんですよね。そういう理屈の上ではああだ、こうだと言つても、それは七条というものでやることを禁ぜられていないとか、いろんなことを書いたものは、私もここにありますが、だけれども、そういうふうな点について、たとえば国民の意思と国会の意思が切れている、あるいは遮断されているというふうな判断をする場合だつて、これは内閣の判断ではできないんですね。結局事実上、そういうことは名目的に言うけれども、実際にはその政權の維持のために、あるいは自分の地位保存のために解散権というものを乱用したというのが、いままでの解散のもうすべての事実だと言つてもよろしいんですね。そういうふうな点を考えると、七条というものに解散権があるという考え方に立っているということは非常に危険だし、また憲法もそういうことをうたつてはいないんです、これは私の素直な見解から言つて。憲法というものを素直に見て、そうなんですね。

それから六十九条にだつて解散権というものは
ないんですよ。ただ、不信任を食つた場合には――
食つたと言うとおかしいけれども、不信任を受け
た場合には解散しなければならぬ
というだけであつて、解散する権限があるという
ような意味じゃない。それを、何か伝家の宝刀だ
とか総理の腹一つだなどというふうな形で横行し
ているということは、これは日本政治のために非
常に悲しむべきことなんです。こういう点は若干
保留しておいて、総理がお見えになればまたお尋
ねしたいと思つておりますが、この点ひとつ法制
局も、落ちついた一つの望ましいものをつくつて
いくという努力をしてもらいたいと思ふんです
ね。何かああ言われたからこうだというんじやな

てもらいたい、そういうお考えありますか。

○眞田政府委員 内閣がいづれ衆議院の解散の取旨と承認の閣議決定をするかどうかというときはきわめて重要な政治的な行為でございまして、私がいまは解散すべきでないとかそういうようなことをを申し上げるべき立場ではございません。私とししては内閣に對しまして、憲法の精神は、解散は國民のために行うべきものであつて、党利党略のために行うべき制度ではございませんという法律解釋を申し上げることは私の職責でございますけれども、解散はいまやるのは乱用でございますからはいけませんとか、そういう判断をすべき立場ではございません。

○八百板委員　やはり党利党略や首相の地位保持のために解散というものをあたかも権限があるかのごとく乱用してはいけないというぐらいのこととは、法律をやっている人ならきちんと言わなくちやいかぬですよ。何か問題が出た場合にはこういう見解だと言うこと、そういう立場があなたにあるんですよ。

両院法規委員会の勧告というのがありますけれども、この七条を肯定しながら六十九条との関係を取り上げておりますが、これもまだどっちつかずと言えどどっちつかずの勧告だけでも、これはずと云へばどっちつかずの勧告だけではやはり参考になる程度の勧告なんですか。どういふふうに評価しているか。

○眞田政府委員　きょうは元号法案の御審議なので、すから、実は解散に関する資料を持ってきておられないわけなんです、かつて両院法規委員会、協議会で、解散は六十九条の場合に限るとか限らないとか、あるいは衆議院が何か決議をした場合にはなるべくそれに従って解散をするというような慣行をつくった方がいいとか、それと、いろいろな式の勧告をなさったということはいま記憶しておりますけれども、何せ資料を持ち合

せておりませんので、詳細なことはここで大い
まお答えすることは差し控えたいと思います。
○八百板委員 解散というのは象徴天皇たる天皇
の国事行為の言つてみれば政治とかかわり合いの
ある最大の問題です。だから私が言う前に解散と
いう言葉をあなたが言っています。すぐに頭に出
てくる問題だと思ふのですよ。だから用意してな
かったからなんというんじゃちょっとうまくない
んですがね。

いづれにしても、この七条解散という立場でいくということが憲法精神からいって非常に災いを醸すものだ、現にいままでの解散がそうだから、そういう意味で、憲法の条文からいっても、そういう手続的な承認事項の規定はあるけれども、外してやれるというものではない。それは六十九条によって、不信任を受けた場合に、その不信任した国会は国民の意思とずいぶん隔たりにあるという判断をした場合に、初めて七条の手続を通じて天皇の閣事行為に乗っていくものだ、こういうふうには私は主権在民の憲法の精神から考えるのが素直な筋だと思うのです。こういう問題は、どちらかという和政府見解はどうしても自分の立場を守るといふ立場にありますから、余り正しくなはいんです。そういう意味では、そういうところを離れて客観的に問題の本質を掘り下げて日本の政治の上によい結果をつくっていくようにするといふのが必要だろうと思うのです。

元首はだれですか、日本の。これも一言で。
○眞田政府委員　一言で言えとおっしゃっても非常にむづかしい問題でございまして、これはもともと元首という言葉の意味をどうとるかによつて変わつてくるわけなんでございまして、昔から伝統的には、元首というのは、国内的には國政を総攬する、あるいは対外的には國を代表するといふ、そういう対内、対外の機能を持つてゐる、それが本来的な元首であるというふうに、古典的といひますか、従来はそういう解釈であつたわけですが、各国いろいろ事情が変わりまして、いま申し上げましたような意味の完璧な元首というのはまだ

ずほとんどアミン大統領ぐらいしかないのである。いかと思ふが、たゞ現行憲法上天皇が元首かという命題で問題になったことがしばしばございまして、政府の方の解釈といたしましては、なるほど天皇は國事に關する行為しか行われねばならぬ、しかもそれは内閣の助言と承認に基づいておやりになるという制約があるから、先ほど申しましたような意味の元首ではございせん。しかし、なお対外的には、限られてはおりますけれども、政府を代表して外國の大使、公使を接待するという行為をなさるという面もございまして、その点を取り上げてやはり元首だという考えもあり得るんじゃないかというふうに思つてゐる次第でございまして。

○八百板委員 さつきから言葉のことを言つていられるけれども、やはりあなたの答弁もつと言葉を大事にしなればいけませんよ。政府を代表してというふうなことを言つてゐるけれども、政府を代表して外國のお客さんに天皇が出るんですか。言葉をちよつと氣をつけてくださいよ、あなたともあろう者が。

○眞田政府委員 私の言葉の中で不正確な点があったようですから、それは取り消しまして、正確に申しますと、日本を代表して、日本國を代表してということとでございまして。

○八百板委員 象徴であるということなんですけれども、一体、生きてゐる人間が象徴であるということとはあり得ますか。

○眞田政府委員 それはもう憲法第一条が明文をもつて書いてゐるわけですから、天皇は日本國の象徴でございまして。または日本國國民統合の象徴でございまして。

○八百板委員 象徴であるといふことは、それだけでも、人間がそのまゝ象徴といふようなことはあり得ないんです。ですから、やはり象徴であるべき期待を持たれてゐるという考え方、そういうニュアンスに考えなくちゃいけないんじゃないんですか。そういう一つの國民的統合のいわば努力の一つの目標だ、そういうふうにとらえるのが

常識的じゃないですか、象徴であるということとはそういう意味だというふうに。それはどうですか。

○眞田政府委員 繰り返して申すようでございますが、憲法第一条で、主權の存する國民の總意に基づいて天皇は象徴たる地位にあらせられる、これはもう明文に書いてあるとおりでございまして。したがって、國民としてもまた政府としても、象徴たるにふさわしい処遇といひますか、お取り扱ひをするということとは、その第一条から当然読み取れるということとでございまして。

○八百板委員 やはりそういう一つの願望と申しましようか、期待を込めた象徴であつて、生の人間、天皇御自身を何か象徴だといふだけで固定的に考へるということとはちよつと天皇に対して酷だと思ふのです。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

そんなこと、生きてゐる人間がなれるはずのものじゃないのです。ですから、そういう一つの國民統合の期待が込められておる、そういうふうな考へた方がいんじゃないかと思ふのです。

アメリカの例を出すと、また何かかかんとか言いたい人もあるかもしれないけれども、たとえば英文ではこれは「シャル・ビー・ザ・シンボル」と書いてあるのです。ということになると外國の、少なくともアメリカの理解の仕方は、そういうものに期待しておる、ありたい、であつてほしいというふうな意味に外國では理解してゐると思ふのです。そこで、なるだけ國民一般の憲法規定のとおり天皇の人間性といふものを尊重するといふ立場が、象徴天皇制のいかにかわらず重要な点でありまして、そういう意味では、御老体でもありますから、なるだけ國事行為も酷なことがないようになつてあげるのが人道上必要なんじゃないかと思ふわけでありまして。そういうふうな配慮を宮内庁あたりでされておりますか。

○山本（徳）政府委員 陛下の御老齢になられたということを事実でございまして。そういった御老齢を考慮しまして、日常の各種の行事といったよう

な事項につきましては、手順を十分に考へまして、御無理がからないうように配慮することが必要であるということとは私も常に念頭に置いて、そういう意味での御補佐を申し上げてゐるというつもりでございまして。ただ、陛下は御案内のとおり、精神的にも肉体的にも大変御健康でございまして、あらゆる意味で非常に積極的に國事行為その他の諸行事に取り組んでいらつしやる、これがただいまのところのお姿でございまして、そういう中で御年齢を考へながら手順を考へていきたい、こう思つておるところでございまして。

○八百板委員 五十歳とか六十歳とかでなく若い人は、天皇の國民だといふふうな考へ方は持つておられません。だから、天皇のお名前と實際上具體的につながつていく、天皇のお名前を年月の呼び方と結びつけるということは、いろいろな意味で無理があると私は思ふのです。それをまた國民の總意に基づくとするといふふうな意味合いにおいて世論調査をしたとかなんといふこととて、いままでする慣習であるとか言われておられますが、それはすべて私から申し上げますと虚構の上に立つたものです。事実、年号を続けていきたい、あつてほしい、これは人間の要望として年号といふものは考へております。しかし、これを元号といふふうにするか、元号は國民の事実たる慣習だといふふうを持つていくことは、まさにすりかへたからかうだといふ形です。いままでおつしやいましたけれども、それは間違ひです。やはり歴史といふものは前に進むものですから戻しちゃうけないのです。

そういう意味ではこれは天皇暦なんです。天体の運行、宇宙、太陽、地球、そういう繰り返しの月の月とか日とか時間といふものを、ある場合にはお月様を中心とした時代もありまして、けれども、こういう時間の区切りといふものを、天皇の在位と退位とに区切つてとつていくというやり方は、これは言つてみれば、天皇の即位に合わせるというやり方——時間といふものはわかれの生

命です。時間というのは命ですから、その命が結局天皇ともになつたり始まつていくといふふうな考へ方を持つていくといふことは、何か古い何千年前の殉死的な首長といひますか大王といひますか、それに殉じて、死ねばおれも死ななくちゃいかぬといふ考へ方につながつてくるのです。そういう意味で、時間といふものをそういう形でつかまえるといふことは、近代的な合理性がないのです。ことに日本の場合には、御承知のやうに外に向かつて発展していかなくちゃいかぬといふ國なんです。國際社会の中に伸びていかなくちゃいかぬという立場です。経済的にも、いろいろな意味でそういう國なんです。それがなるとだけ偏狹に閉鎖的に小さく小さくしていくといふ考へ方で時間といふものをつかんで、元号を法律としてつくつていくといふ考へ方は、歴史の方向に反するのです。

御承知のやうに、いま四十億以上の人間が地球上に住んでおります。その四十億の人の中で事実たる慣習として大方西曆といふものが使われております。肝心の本家である中國だつて、お隣の朝鮮だつて、いまいろいろなことがございましてけれども、ソ連もアメリカも西曆を使つてゐる。こういうのは西も東もない。もつとも西、東と言つたつて、これは自分の住んでゐるところを中心にして言うのだから、日本の地圖は日本を中心にかいてありますけれども、ヨーロッパに行つたら日本國は地圖の真ん中にかいてありませんが、何かそういうふうな自分が中心だといふふうな偏狹な考へ方があらわれてゐる。それは天皇の人間宣言の中にも、そういうことがあつてはいけないうことが書いてあるのです。

ですから、どこからいつたつてこういう方向は進歩の方向だといふ言ひがたいのです。四十億の人間がそういうふうな一つの國際的方向で進んでゐるときに、一億の人間が、日本だけがだんだん消えていくといふ一つの方向性を持った慣行を法律でくづけて、そして、毎日毎日あらゆる機關を通じていけば天皇の名前を呼ばせるという

ふうな形になるわけですから、そういう意味では天皇暦ですね。そういうふうになりますと、国際社会の中ではちよつと逆の方向なんです。

時間の予定もございまして、若干留保をいたしまして話を結びたいと思いますが、かなり重要な部分について政府の答弁は了解ができませんので、質問を留保しておきたいと思ひます。

吉凶につないで、人民の禍福に合せて古い年号の習慣があつたということは、これをもし復活しようとするならば、私は明治の一世一元よりも、むしろ民の心といひますか、政治の安泰を祈つて、あるいは人民の幸せを祈つて、あるいは地震があつたから疫病がはやつたから、あるいはいろいろな災いがあつたから、それをなかれかしと折つて、そして年号を変えたという気持ち、心の方が、むしろそこにこそ尊重しなくちゃいかぬものが日本の中にあると思うのです。一世一元な人というものは、そういう意味では尊重せらるべき伝統の中にも入らねえし、慣習の中にも入らねえ。もし古いものをたずねていくというならば、そういう一世一元によつて排除されたその迷信的な年号をつけるというのじゃありませんけれども、そういうふうな政治の豊かさ、安泰、戦争があつたからといって変えるというふうな、そういう気持ち、心をこそ伝えるというのが政治の姿勢じゃないか、私はそういうふうな思ひます。

そういう意味で、民主憲法を崩して天皇を高めていくということにもならないでしょうし、またそうあつてもならないし、また進歩する歴史の方向と逆行するようなこういう法案を通すということとは、やはり時間、歴史の中で現実の裁きを受けるものだと思ひます。そういう意味で、ぜひ御再考をお願いしたいと思います。

長官、ひとつ見解を述べていただきたいと思ひます。

○三原国務大臣 長時間にわたつて貴重な御意見をお聞かせ願ひまして、十分拝聴をいたしましたのでございます。私ども、基本的にはあくまで

も、長い間國民がこれを用をしまひまして何とか存続したいという元号に対する気持ち、したがひまして、いま御指摘をなさいますように國民のためによい元号をつくりたい、そういうこととございまして。ただ、しかし、問題は、よきそういう事実たる慣習で昭和という元号が使用されてきておるわけでございますが、しかしそれには、先ほどもいろいろ意見がございましたように、いつの時点かにそれが効力をなくして、そしていつの時点かにそれが改元をせなければならぬということを考えてまいりますと、その点において政府としては責任を持たなければならぬ、存続の期待に対する責任ある処置をせなければならぬというところで基本的なルールをつくりたいというわけでございます。

そういうようなことで今回の法案を提案をいたしておりますが、その点と、いまる御意見のございました天皇制の問題と関連し、憲法の基本的な精神に反するようになりはしないかという点を御心配を願つて、いろいろなお話があつておるわけでございます。この点についてはもうここで私は改めて申し上げることを差し控えたいと思ひますが、るる法制局長官も申し上げたところでございますから、その点については憲法には抵触をいたしません、憲法違反にはなりませんというところをここではつきり申し上げさせていただきますと思ひます。

なお最後に、どうも進歩的でなくて、これ自体が閉鎖的なものになりはしないかという点の御指摘でございます。そういう考え方方も先生のいろいろな御意見等から見て御意見として拝聴をいたしましてまいつておるところでございますが、決してしかし、日本の國民が愛用し、存続を希望しておりますその昭和という元号等について、日本が独自のものを持つておることと自体が、世界のそうした普遍的な大勢でございまして西暦等と関連をしながら、日本自身が閉鎖的なものになるというふうな考え方を私どもは持つており

ません。今日まで併用を述べてまいつておるわけでございます。西暦と昭和のような元号とは併用していただいて結構でございます、現状どおりでございますというところも申し上げておりますし、今日までの経過等から見ましても、決して閉鎖的なものとも考えておりませんし、日本だけが自己顕示欲にとらわれて行動しておるものと考えておりませんから、この点はひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○八百板委員 時間というものは空間的区画というのはいりませんから、そういう意味で、ひとつ余りとりわれないで御検討をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○蔵内委員長 午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

午後四時一分開議

○蔵内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

元号法案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。村田敬次郎君。

○村田委員 この国会におきます非常に重要な法律案でございます元号法案につきましては、去る三月十六日本会議より審議が開始されて、そしてすでに長時間にわたる慎重審議を経ておるわけでございますが、きょうは大平総理に出席をいただきまして質疑をすることとなりました。私は、与党の立場でございまして、この元号法案に賛成の立場から、ごく論点をしばつて御質問を申し上げます。

まず、第一点でございますが、大平総理は、昨日、日本社会党の飛鳥田委員長と元号問題についてお話し合いをされたようでございます。それによりまして、飛鳥田委員長から総理への申し入れ書では、元号が事実たる慣習であるとすれば、

西暦も事実たる慣習であるということ認め、また、國民に元号を強制することの法案を撤回し、年号が必要と考える場合には、内閣の判断で行うこと、という申し入れになつておりまして、従来の社会党の主張からすれば、一歩前進したかにも思われるわけでございます。したがひまして、大平総理と飛鳥田委員長との会談の結果、この法案の審議について特に関係のある点をお伺いしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 飛鳥田委員長ときのお目にかかりました。飛鳥田さんの言われることは、元号法案の審議がまだ熟しないものがあるから、熟した審議を続けてもらいたいということでございます。そこで、私は、承りますと、内閣委員会におきましても本法案の審議は慎重に続けられておると承知いたしております。この種の問題は国会において所定の手続を経て審議を進め、処理をしていただくことが適當であらうと思ひますが、飛鳥田委員長は、なお十分熟した審議を強く希望されておりました。

○村田委員 したがひまして、飛鳥田委員長との会談の結果も、総理としては、この国会において一日も早く、速やかにこの法律案の質疑を終わつて、そして法案を成立させたい、そういうお気持ちだと存じますが、いかがでございますか。

○大平内閣総理大臣 仰せのとおり考えております。

○村田委員 次に、先般、この委員会におきまして、三原総務長官から元号の定め方の手続についての御説明がございました。この三原総務長官の御説明は、元号の定め方について、学識経験者に元号の候補名の作成を委嘱し、提出された候補名を総務長官が整理をし、次に内閣官房長官、総理府総務長官、内閣法制局長官の三長官會議に諮り、衆参両議院の正副議長の見解を聞いた上で閣議で決定すると答弁をしておられますが、総理におかれましては、この考え方と同様と考えてよろしゅうございませうか。

○大平内閣総理大臣 三原さんの御発言につきまして、私としても、常識的な処理の仕方ではなからうかと考えております。

○村田委員 次に、この委員会でも一番多く質問が出たことの一つでございますが、それは、元号の法制化に反対している人々の多くは、法制化をすると元号の使用が義務づけられ、西暦の使用が禁止されると考えているためではないかというふうに思われるわけでございます。この点については全くそうではないことがこれまでの政府答弁において、あるいは総理府総務長官あるいは法制局長官からも言われておるわけでございますが、非常に大事な問題でございますので、ぜひこの際、大平総理の口からお答えを願って、この点を確認しておきたいと存じます。

○大平内閣総理大臣 元号は国民の生活の中に定着いたしておるわけでございます。政府が提案いたしております今度の法案は、元号存続を希望しておる国民の期待にこたえて改元の場合、だれがどういう手順で、いつ決めていくかという手順を決めようとするにすぎないことは承知いたしております。すなわち、いかなる意味におきまして元号の使用を強制するということは考えていないわけでございますので、そういった誤解のないように、政府といたしましても十分気をつけていかなければならぬと考えております。

○村田委員 戦後、現在においても昭和という元号が事実たる慣習として続いております。元号制定の手続その他が決まるわけでございますが、実際の民間における使用は現状と全く変わりませんが、まさに日本国民の歴史、伝統、風土あるいは習慣、そういった日本民族の文化的所産としての元号が国民の習慣として使われておる実態と制定後も全く変わらない、こういうふうな承知してよろしいでございますか。

○大平内閣総理大臣 さよう心得ております。

○村田委員 終わります。

○蔵内委員長 上原康助君。

○上原委員 お尋ねに入る前に一言だけ委員長にも申し上げておきたいのですが、先ほど与党委員の方から、この元号法案の審査は、本委員会でも長時間かけて進められてきたんだ、きょう大平総理の御出席をいただいで、最終的といいますか、そういう審査の段階だというふうな受け取れる御発言があったのですが、実は私たちが、まだまだ説明をしなければいけない諸問題、諸点というのがきわめて多いということで、今日まで理事會においても、さらに日時をかけた慎重審議をやっていたいただきたいということを強く要請をしてまいりました。長時間かけたという割りには、午前中の質問時間を入れてもまだ三十時間に満たない現状であるということ強く指摘しておきたいと思ひます。同時に、私自身もまだ政府に対する質問はやっておりません。そういう意味でも、総理が本委員会に御出席をなされたということで、この元号法案の持つ重要性、しかも国民の大多数は法制化について大変疑問を持っておられる、法制化の必要ではないのだ、元号の使用については確かに国民生活の上から大きな比重を占めていっていることは否定はいたしません、法制化そのものには非常に問題があり、より解明すべき点が残されていることを、大平総理を初め総務長官も十分受けとめてもらいたいし、また委員長におかれましても委員会運営については、そのような私たちの強い要求であり、かつ連日傍聴席で本委員会の審査の状況をお聞き取りをいただいている国民の方々の素朴な、そして積極的な御意見にもこたえるように取り計らっていただきたいことを要望して質問に入りたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 お尋ねに入る前に一言だけ委員長にも申し上げておきたいのですが、先ほど与党委員の方から、この元号法案の審査は、本委員会でも長時間かけて進められてきたんだ、きょう大平総理の御出席をいただいで、最終的といいますか、そういう審査の段階だというふうな受け取れる御発言があったのですが、実は私たちが、まだまだ説明をしなければいけない諸問題、諸点というのがきわめて多いということで、今日まで理事會においても、さらに日時をかけた慎重審議をやっていたいただきたいということを強く要請をしてまいりました。長時間かけたという割りには、午前中の質問時間を入れてもまだ三十時間に満たない現状であるということ強く指摘しておきたいと思ひます。同時に、私自身もまだ政府に対する質問はやっておりません。そういう意味でも、総理が本委員会に御出席をなされたということで、この元号法案の持つ重要性、しかも国民の大多数は法制化について大変疑問を持っておられる、法制化の必要ではないのだ、元号の使用については確かに国民生活の上から大きな比重を占めていっていることは否定はいたしません、法制化そのものには非常に問題があり、より解明すべき点が残されていることを、大平総理を初め総務長官も十分受けとめてもらいたいし、また委員長におかれましても委員会運営については、そのような私たちの強い要求であり、かつ連日傍聴席で本委員会の審査の状況をお聞き取りをいただいている国民の方々の素朴な、そして積極的な御意見にもこたえるように取り計らっていただきたいことを要望して質問に入りたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 われわれが尊重し遵守しております憲法は、その規定の中に改正の手続も含まれておるわけでございます。したがって、改憲という道を現行憲法が封じておるわけではないと思ひます。しかしながら私は現在、国民が今日の憲法を改正しなければならぬ、そういう議論も国内にあることは承知いたしております。政府が、その改憲の論議が熱しておりまして、政府が何らかの措置を考えなければならぬような事態になつておるとは見ていないのであります。

○上原委員 なぜ私が冒頭、憲法に対する総理の御見解を少しお尋ねしたかといひますと、これまでの元号法案の審査を通して、憲法に対して私どもが考えているあるいはとらえていて、私どもも言うより、有力な憲法学者を含めてですが、要するに元号問題というのは、明治憲法下における天皇主権のかつての政治体制と、現行憲法下における象徴天皇になった段階における元号問題というのは根本的に違ふのではないのか、主権在民の現

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○上原委員 時間都合もありまして、象徴天皇制と元号制のかかわり、関連について、細かい議論はまた後ほど法制局長官の御見解ももう少しお尋ねをしたいと思つておるわけですが、いまの御答弁もそうですが、政府のお考えをずっと聞いておりますと、憲法で象徴天皇制というものが第一一条によつて認められているのだから、その象徴である天皇が交代をする、かわることによつて、さらに年号、元号というものを改定をしていく、改元をしていくことはちつとも現行憲法にもとるものではないのだ、簡単に言うところという言い方をしているわけですね。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

○大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過したわけでございますが、その間に、現在の元号は慣行といたしまして国民の生活の中に生きておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます。この改元にあつては、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じまして、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えておりません。

する、その中軸に据えられておったのが元号であり、しかも一世一元の制度をとってきたということだと思ふのです。しかし、そのことは、戦後の現行憲法においては完全に否定された、改められたと、私たちの理解はそうなのです。そこには断絶性はあつても、連続性といふべきか、継続性といふのはあり得ないと思ふのですが、その点、改めて御見解を明らかにしていただきたいと思ふのです。

○眞田政府委員 総理がお答えになる前に、私から、憲法問題でございまして、一言御説明を申し上げておきます。

天皇の地位が旧憲法と現行憲法との間では大変違いがあるといふことは、これはもう明瞭なことでございまして。また、旧憲法時代の元号が、天皇つまり主権者であられた天皇の定められたものであり、それはまた国政の正統の統治権の総攬者である天皇のその地位と不可分であつたことも当然でございまして。しかし、現行憲法でもなお、天皇は象徴として国及び国民の統合の象徴であるといふことを第一条が、国民の総意に基づいて厳肅に宣言しているわけでございまして、今度の元号法案が現行憲法の思想に基づいて、つまり民主的な手続で国会の御決議を経て、そして政令で決める。その決める際に、その改元の契機となるその時点を、皇位の継承の点に求めたというだけでございまして、決して前の天皇制、主権天皇制の制度に逆行させる一里塚であるというような、そういうつもりは毛頭ございせん。

○大平内閣総理大臣 いま法制局長官がお話し申し上げたとおり私も心得ております。

○上原委員 その議論はまた続けますが、われわれはそういう理解はしがたい点だけ、改めて指摘をしておきたいと思ふのです。

そこで、先ほど与党委員の御質問への御答弁があつたのですが、総理から改めてお答えいただきたいのですが、政府は、この元号法案が仮に立法化される、法制化されても、国民に強制をするものではない、義務づけるものではない、現行と変

わらないのだといふことを再三強調しておられるのですが、私たちはそう見ないわけですか。

この点は後ほどまた、より解明をしていくように努力してみたいと思ふのですが、総理の御答弁をまともに受けますと、仮に、では制定をされる段階が来たといふことになりますと、この法律は国民に強制するものではないといふようなことを法案でなぜ明記しなかつたのか。義務づけるものではないのだといふことについて、総理の談話なりあるいは法律そのものにそういった付帯事項をつけるとか、こういうことはできるわけですね、皆さんの御答弁からすると。この点明確にしてくだされ。

○大平内閣総理大臣 現在のところでは、まして、何も特別の措置は必要でないと思ひます、強制するといふようなことは、いかなる意味においても考えていない法案でございまして。

○上原委員 そこがたてまえと本音が違つていりますか、言つておられることと腹で考えていらつしやることはわれわれは違ふと思ふ。いまの御答弁のとおりであるならば、国民に強制するものではない、義務づけるものではないとなぜ法律では、では明確にしないのですか。——いや、総理から答えてください。

○眞田政府委員 前々から申し上げておりますように、今度の法案は、元号を決めるルール、それが、いつ、どういふ方式で決めるかという、その元号の制定の手続といふ点で、その制定権者といひますか、そういう制定のことだけを書いておられるわけでございまして、使用については何ら触れておられないわけでございまして。もし使用を何らかの意味でも強制するといふことであれば規定が必要ですから、わざわざ規定を設ける必要がないといふことから、そういう強制するものではないといふようなことを、規定を置かなかつた次第でございまして。

○上原委員 押し問答みたいなことはしたくありませんが、疑問は、確かに法律に、強制するもの

でないとか強制しないといふことを何も書いてないからと言ふのだ。強制しないといふことははっきり断言できるなら、なぜ、では法律に書かないかという素朴な疑問がくるでしよう。そこを言っているのですよ。それはあなたの三百代言をいつまでも聞いているわけにいかぬよ。そこにどこかがあるのです、この法律は。その辺はまた後ほど……。

そこで、冒頭お尋ねしましたように、憲法を尊重する、現行憲法を。しかし現行憲法を尊重してゐるとはわれわれどうも思われないうので、歴代の内閣もそうですが、大平首相も、残念ながら。

総理が、今回の、この二十一日ですか、靖国神社の春の大祭に御出席するといふことは、これはどういふわけで御出席するのですか、参拝するのですか。私人ですか、公人ですか。

○大平内閣総理大臣 私人として参拝するつもりでございまして。

○上原委員 なぜ公人としては参拝できないのですか。

○大平内閣総理大臣 政府の行事として参拝するといふことになりますと、やや問題になりかねませんので、私の考えをいたしましては、私人の自由意思で参拝するといふことは、憲法上何にも差し支えがないものと考えております。

○上原委員 公人として参拝した場合は問題になるというのとは、どういふ問題になるのですか。——

○眞田政府委員 委員長のお許しを得まして、私からお答えを申し上げます。

国の公務員が公の資格で神社仏閣に参拝することについては、憲法二十三条三項との関係が一応問題になるのですが、単に参拝するだけならば憲法違反の問題は起きないのじゃないかという考え方もございまして。それから、参拝することだけでもやはり憲法違反の問題が起きるのだという見解もございまして、あるいは参拝をして、そして神社であれば祝詞を上げてもらひ、おはらいをしてもら

うといふような儀式を伴う場合に限つて問題になるのだといふ考え方もございまして、政府としましては、最もかたい立場、解釈をとりまして、公人としての参拝はやはり憲法二十三条の三項の規定上問題があるから、従来から私人として参拝していただくといふことで一貫しておるわけでございまして。

○上原委員 この点は、これまでも議論がなかつたわけじゃないわけですね。私たちは、政府のなさつておられるいろいろな行事とかあるいは靖国問題、元号問題、そのほかにもいろいろございまして、果たして現行憲法といふものの精神なり理念といふものを、まともにいひますか、条章的に条文を素直に理解をするあるいは解釈をするといふような姿勢なり態度といふものをとつておられるとするならば、いまのような行為といふのは出てこないと思ふのです、どう考えても。ここに国民が非常に疑問を持つておられる、不安を持つておられる根本があるんじゃないでしょうか、総理。

承るところによりますと、総理は信仰を持つておられる、クリスチャンのようです。個人の信条といひますか、信仰の自由を曲げてまで靖国を参拝しなければいけない、しかも、公人という立場で明らかに憲法に抵触するおそれありと御自分も認めておられるし、法制局長官もそう言つておられる。それを、大平総理が靖国へ行かれる、あるいは何かの行動をとるといふのは、これは私人ではないはずなんです、国民の目に映る態度といふのは。だれだって、あなたの顔といふのは日本国を代表する一國の総理大臣と見るはずなんです、新聞に出るお名前にしても、靖国へ行かれる行動にしましても。そこを私人であるといふ立場で、しかも御自分の信仰の自由まで曲げてやるという、失礼な言い方ですが、それほどあなたは決断の弱い男ですか。おやめになつたらどうです。

○大平内閣総理大臣 政府の行事として参拝することには若干問題になりかねないものがある。明

らかに違法であるという説もあれば、そうでないという説もあるというようなことは、いま法制局長官が説明したとおりでございます。したがって、従来、政府はそういう公人としての参拝は差し控えようという態度に終始してまいりましたわけでございまして、私人として参るわけではございません。そういう立場をとって参るわけではございません。きょう始まったことではないのであります。このことは憲法違反に問われるというふうなもので、私は私に考えます。憲法を尊重するがゆえにそういう立場をとって参ることを御理解いただきたいと思います。

○上原委員 どう見たって自家撞着ですよ。苦しい御答弁、御心遣のほどをお察しいたします。そこがやはり国民の目から見て総理大臣あるいは政府がいろいろやっておられることに對する強い疑問じゃないでしょうか。私人として参拝される、私はそういうことにはならないと思ひます。

そこで、先人がやったらおれもやるんだというところかと思うのですが、悪い例は直すというのはいいことだと思ひますが、従来四つの、玉ぐし料を国費で出さない、記帳には公職の肩書きをつけない、公用車は使用しない、公職者を随行しないというのがこれまでの政府の苦しい紛れの見解だったような気がいたします。しかし、このことも前福田総理によつて破られましたね。

今回は随行とか、内閣総理大臣大平正芳というふうな御記帳をなさるのですか。そのあたりはどうなるのですか。それから、ほかの閣僚なども御一緒に参拝なさるのか、その点もお考えを聞かせておいていただきたいと思います。

○大平内閣総理大臣 私が私人としていたすわけでございますので、そういったことは私人の判断にお任せいただきます。

○上原委員 しかし、総理大臣はお偉い方なんです。そういう御答弁もいいかと思うのですが、それはどうなんでしょう、おごりの政治というのは大平さんは一番おきらいだと私は聞いているのです。

が、いまの御答弁は非常に権力者の御答弁です。ね。私人として行かれるにしても、仮に官房長官とか閣僚が随行して行かれるとするならば、当然それは国会の場で問題にされるようなことではない。あなたの御判断に任せようではないか。面も場合によつては出てくるわけですね。お一人で行かれるのですか、公用車を利用なさるのですか、記帳はどういうふうになさいますかと、私は具体的に尋ねておるのです。

○大平内閣総理大臣 随行は秘書官だけと承知いたしました。これは私が私用車を使うにいたしまして、警備の都合がございまして、公用車にせざるを得ないと思ひます。記帳は従来の慣例によつてやりたいと思ひます。

○上原委員 時間もあれですから、私は何も公用車で行かれるとかそういう細かいことを問題にしようとは思ひていないのです。従来、政府はそういう見解を持っておったが大平総理はどうですか。ということをお尋ねしたのである、それよりなお本質的な問題があるということをお尋ねをいたしたいと思います。

そこで、あと一点だけ、後の八百板先生のお話とも関連いたしますので、お聞かせいただきたいのですが、亡くなられた保利前議長が、解散権のあり方について大変貴重なといひますか、意味深い御見解を持っておられたということが新聞などに報道されて、この御見解には同調する向きが多いわけですが、要するに具体的に言いますと、内閣の助言等によつて解散権の乱用をやるなということとを非常に強調しているわけですが、大平総理はこの保利さんの御見解なりあるいは解散問題を、何か総理大臣の専断事項であるかのように強調されているのですか、憲法との関係あるいは天皇の国事行為との関係、こういう問題等についてどう御見解を持っておられるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 保利さんの御見解は貴重な御意見として承つておるところでございます。すなわち、衆議院の解散権はいやしくも乱用すべきものではないという御趣旨と承知いたしております。私は、全くそのように心得ておるつもりでございます。

○上原委員 そうしますと、靖国もうでをなさつて解散をする、そういう立場には大平内閣はなない、大平総理はそういうお考えはないというふうな理解していいですか。

○大平内閣総理大臣 そのことと解散権の問題とは事柄が違ふものと承知しております。

○内閣委員 八百板正君。時間が限られておるようですから、端的にお尋ねをいたしますが、総理、どうも御苦勞さうです。

習慣とか伝統とか文化というものは法が介入すべきものではない、こういうふうな見解を私は持つておるのですけれども、総理もそういう点では大体同じだと思ひますが、いかがでしょうか。

○大平内閣総理大臣 仰せのように、政治がむやみに介入すべき領域とは思ひません。

○八百板委員 そこで、いろいろ考え方はあると思ひますが、元号法の問題は政治行為である、政策行為である、このように分けておられ、そして天皇の国事行為とはかかわり合ひを持たないといひますか、持たないようにする、こういうふうにはつきり割り切つてこの法案が出ておる、こういうふうな私理とするのですか、ところが、現実には、元号を制定するということは、いわば重大な政治行為であり、政策行為なんです。そういう前提の上に政府が出しているのです。それを、国事行為だけしかできない象徴天皇に結びつかないといふことは言えないわけで、結びつけるわけですから、事実上、結びつけるといふことは、言つてみれば天皇と皇統という形にいたしました、天皇を政策に利用するといふ危険な面につながつていくのではないでしようか。いかがお考えでしようか。

○大平内閣総理大臣 いささかも、天皇を政策的

にあるいは政治的に利用しようといふような意図はみじんも持つておるわけじゃないと思ひます。今日まで国民の間に定着してまいりました元号につきまして、皇位継承があつた場合にだれがどのようにして手順を踏んで改元を考へるか、処置するかといふことを決めるにすぎないわけではございません。その場合、在位期間といふものとまたまた一致させるということとは、接点において天皇制と接觸するといふように御理解をする向きもありましようけれども、政府といたしましては、天皇制を利用する意図を持ってそういうことをしておるわけでは決してございせん、従来の慣行を踏まえて、これを尊重して、できるだけ生かしていくということをお考えにすぎないわけではございません。

○八百板委員 天皇を政策に利用しようとするものではないと言われたいけれども、天皇を政策に利用しようとする人に総理は利用されておるとお氣づきになりませんか。私のような勤の鈍い者でもそう思ふのだから、はるかに鋭利な総理はそんなふうにお氣づきになつておられると思ひますが、いかがでしようか。

○大平内閣総理大臣 そういう利用しようとする向きが仮にありとすれば、それは警戒しなければならぬことだと思ひます。

○八百板委員 警戒、排除するといふ御意思と伺つてよろしいですか。

○大平内閣総理大臣 本来、元号を強制しようとするものでも決してございせんし、また、これを政治的に利用しようなどという意図は毛頭ないわけではございまして、これを利用しようとするような方は万々ないものと思ひますけれども、万一ありました場合におきましては、これはよほど警戒してかからなければならぬわけではございまして、われわれが警戒をいたしておる以上は、そういう方々はだんだん影をひそめてくるのではないかと思ひます。

○八百板委員 やっぱ総理たる者は、一つの考え、方針があれば、これを消極的に支えるといふ

のではなくて、積極的に支えるという意味で、積極的態度が必要だと思ひます。尊敬する大平総理にひやかすようなことを言つては悪いけれども、やっぱり上を向いて将来に向かって進むという積極姿勢で、そういう態度を行動の上で実現していただきたい、そういうふうには希望いたします。ひとつ、希望に沿わないとは言わないで、沿いますと言つていただきたい。

○大平内閣総理大臣 八百板さんの御懸念とするところは、私もよく理解いたしております。

○八百板委員 先ほど同僚が触れました、象徴たる天皇の限られたる国事行為であります中で最も重要な政治性を持っております解散の問題について、この際総理の態度、見解をお聞きしたいと思つてあります。

私の見解といたしましては、六十九条によつて、内閣が不信任を受けた場合、その不信任をした国会が主権者たる国民の意思となつておらない、遮断されておる、あるいはそこに一つの隔たりが出ておる、こういうふうには判断した場合に解散をする、解散をしなかつたならば辞職しなかつたかぬと、こういうことを規定したので六十九条の解散の事柄でありまして、したがつて、そういう場合にだけ解散を、そういう判断を政府がした場合、その判断の基礎となる客観的に正しい判断が必要になるわけでありまして、そこにも若干問題がありますけれども、とにかくこれは国民の意思と国会議員の意思がなつておらないという判断をした場合に、その判断を基礎にして初めて国会を解散するという行為がそこから発生してくるのであつて、つまりその解散をしようという発意が行動の上で具体的になる場合に、天皇の国事行為である解散を仰がなければならぬので、その手続が内閣の助言と承認によると、こういうふうな意味合いのものであつて、すなわちそういう場合の手続を決めたのが七条の国事行為を求める定めであつて、七条自身には自発的に解散を求めるということを認めた意味は含まれておらない、こういうふうには私に思ふのですが、そう

いう意味で、この七条による解散があつてはいけないう考へ方、これは憲法論になりますからなにごとでございませうけれども、そういう点について、総理は判断の責任の立場に立つわけですから、どういふふうにお考えでしょうか。

○大平内閣総理大臣 憲法第七條第三号は、天皇は内閣の助言と承認により国事に關する行為として衆議院の解散を行う旨規定されております。憲法六十九條は解散の事由を限定したものでなく、第六十九條以外の場合においても、民主政治の運営上新たに国民の意思を問ふ必要があると認められた場合においては、衆議院の解散を行うことは憲法の認めておるところであると考えております。しかし、この解散権は、先ほどもお話をございしましたように、いささかも乱用すべきものではないことは申すまでもございせん。

○八百板委員 いままで新しい議會制民主主義の新憲法のもとにおける国会の歴史の中にあらわれております解散は、ほとんど言つてもいいぐらゐ、内閣なり総理の自己保身のために、そういう立場で解散されたと言つても大方よろしい。中には合意して話し合い解散なんというののございすけれども、比較的そういう解散が多いのであります。そのために国会議員は絶えず脅かされて、いつ解散されるかもしれない、こういうふうな気持ちになつて国政に対する取り組みが非常に浮き足立つてゐる、これはもう顕著な事実なんでありまして、解散ということが予想されない時期においてさえ、国会議員は選挙区の事情というものを非常に苦にして、恐らく議員活動の中でどれだけのエネルギーを国政の中に打ち込んでゐるか、これは計算はできませんけれども、こういうふうに見てまいりましたならば、たとえ国政の中に打ち込む国会活動といへども、常に選挙民の投票が集まることを期待しながら、そういうところにウエイトをかけて活動する、あるいはまた余り国政に役に立たない、しかも雑事に類するようなことに、議員生活の中でずいぶんたくさんエネルギーが割かれておる、これが議員の実情であり

ます。こういうふうな点を考えますと、もつと身分というものが、内閣の恣意によつて脅かされることなしに専心できる、こういうふうな状態にしていくという必要があると思ふのです。

この解散の問題と国会議員の日常の政治活動のあり方、国会活動のあり方というものは非常に大きく関係してまいりますので、もうすでにこの制度が施行せられてから三十年ということになるわけでありまして、そろそろあるべき姿を定着した形において落ちていく、望ましい状態に落ちつけていくという努力、実践といひますか、実際にそういうふうなことがあつてしかるべき時期ではないかと思ふのです。そういう意味では、さきに三木内閣が任期を四年間ですか、あるいは足りなかつた、とにかく満期まで解散をしなかつたというふうな解散に対する取り組みは、三木内閣のほかに別として、とにかく国会の運営の上にはやはり一つの評価すべき実績を残したものだと思ふべきです。

そういう意味で、この辺でひとつ大平総理が、国会議員が本心に議會活動に専念できるよう、そういう配慮の上にこの解散の問題、七条、六十九條、こういうふうな問題をこの際よくひとつ吟味してみ、こういうことが望ましいのではないかと、こう思ふのですが、いかがでしょうか。

○大平内閣総理大臣 八百板議員の御意見は、謹んで傾聴いたしました。

○八百板委員 傾聴だけでも困るのですが、少し悪く言えば、一國の総理としての判断で、政治的に判断するといふならわかるのですけれども、いままでの解散の多くの例を見ますと、これは一國の国政を預かる総理大臣という判断ではなく、あるいは総理を支えてくれる自分の派閥の勢力を伸ばすために、そのために解散が必要である、こういうふうな立場に基礎を置いて行われた解散がいままでは非常に多いのであります。そういう意味合いにおいて、そういうことがあつてはならないのでありまして、この憲法七条

は、たしか七条だと思つたですな、この手続を「助言と承認」に規定してありますよりもより重要なものとして、「天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行為を行ふ。」こういうふうには規定してありまして、この「助言と承認」は、言うまでもなく一つの目的、方向性というものを示しておりますけれども、したがつて七条はあくまでも「國民のために、左の國事に關する行為を行ふ。」國民のためにこれをやるんだ、こういうふうな天皇の国事行為の規定だと思ふのです。そういう意味では、あくまでも内閣のためあるいは自派のためということではなくて、そういう基本的態度が一貫して貫かれていくのが望ましいのではないかと、こういうふうには考えます。これはお答えいただかなくともそうだと思いますので、國民のためということ、さうでないとおっしゃることはなかつたと思ひますので、お答えいただかなくとも結構です。

そこで、いままではそういうふうな意味合いにおいて、解散というものはあたかも総理大臣の胸三寸にあるものだといふふうな考え方になつて、解散権は総理の腹一つである、あるいは解散権は総理の伝家の宝刀であるといふふうなことを世に言われておるわけでありまして。しかし、これは言つてみれば、まことに下等劣劣なる政治家の信条から出てまいりました言葉でありまして、いつてもおまえの首は飛ばせるぞ、こういうふうなことで常に脅かしながら、おどかしながら、そして国会議員をまとめていくと申しませうかある方向に引張つていく、こういうことになるわけでありまして、そういうふうな形で議員をあるいは政治を動かしていくということは、政治家としては最もきざすまされるべき筋のものだと思ふのです。

そういう点につきましては、大平総理はそんなおどかしをしなくともりつぱにまとめていける能力を持った指導者でありますから、これは私が保証しますから、何か解散をすればできるんだぞというふうなことをちらちらつかせながら議員

を抑えて、あるいは国会対策の中でこれを使うというふうなことが断じてあってはいけないのでありまして、そういう意味では敬愛する大平総理、望ましい国会のあり方をつくっていくためにそういう方向に、これは積極的のひとつ取り組んでいただきたい。これは私の希望であり、期待する大平総理に対する、いわばそういう慣行をつくってもらいたい、こういう一つの願いであります。いかがでしょうか。

○大平内閣総理大臣 八百板さんがおっしゃるように、解散権の行使は一つの派閥勢力のためにやるわけでもなく、一内閣のためにやるのでもなく、主権者たる国民の立場に立つてやるべきであるということ、それから、総理大臣が解散権をちらつかせるようなことは慎まなければならぬ、いやないか、一々私はごもっともに存じます。先ほども申し上げましたように、この問題、重要なことでございまして、みじんもそういう乱用をすることのないように、厳粛なものと受けとめて対処しなければならぬと心得ております。

○八百板委員 元号制というのは、いわゆる時間というものを天皇の即位と逝去、そういうものに区切って、そして年を名づけるという、元号の場合は始めを名づける、こういうものでございまして、これはやはり世界四十億の人間がおしなべて共通した時間の算定方法、年の算定法というふうなものを求めておられますときに、現実には西暦というふうなものはそういう意味で行われておりますときに、その四十億の中でただ一億の日本の国民がこれをかたくなに天皇の名前に結びつけて使わせる、法制化する、こういうふうな行き方は、いわば世界に向かって国際的に発展しようとする日本の孤立化の方向に偏狭に進んでいくものと見られても仕方がないように思ふのでありまして、そういうふうな点を考えまして、この問題に処する態度に誤りなからんことを、将来の長い歴史の中でよくなかったこととして裁きを受けるようなことにならないことを私は期待し、そういう行為を大平内閣の手でやったということが後世の歴史の

中で批判されるようなことになっては、これは敬愛する大平総理のために非常に残念だと思ふので、そういう点を十分に御配慮をいただきまして、ぜひひとつ対処をしていただきたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 先ほども申し上げましたように、政府としては元号を強制しようということとは、みじんも考えていないわけでございまして、せっかくいま国民生活の中に生きております、定着いたしております元号というものがございまして、その存続を多くの方が希望いたしておりますので、それをいつ、どういう手続を経て決めるかということだけを政府は国会に諮りまして決めますか、それ以上は出ないわけでございまして、それからまた同時に、いま八百板さんがおっしゃった世界に広く行われておる西暦、世界にはいろいろな紀元が、元号が使われておりますことも事実でございまして、広く通用いたしております西暦を使用してはならないなどということは一向考えていないわけでございまして、現にこれも広く使われておるわけでございまして、それは結構なこととわれわれ承知いたしておるわけでございまして、政府のやるべき限界というものは十分心得てやつておるつもりでございまして、これを御理解いただきたいと思ひます。

○八百板委員 だれでも年というものを何らかの形で呼ばなければならぬわけでありまして、自分の年の名前を呼ぶ方もいろいろあるでしょうし、国が共通して、望ましくは世界が共通して呼べるということが一番望ましいことだと私は考えておりますので、そういう点はあくまでもとらわれない気持ちでひとつ総理としての対処を切に希望いたします。

どうもありがとうございます。

○森内委員長 鈴木康雄君。

○鈴木委員 私ども公明党は、元号存続に賛成の立場に立っております。また国民は、五十二年九月の総理大臣官房での世論調査でも、何らか存続

を願っている人が七九％いることが判明いたしております。しかし、存続賛成の人の中で法制化をした方がよいというものは必ずしも多いとは言えません。総理は、法制化をすることに對して国民の賛成者が必ずしも多くないという現実に對してこれをどう評価しておられるか、またどのように認識されているのでありましようか、その点について伺ひたいと思ひます。

○大平内閣総理大臣 御指摘のように、元号の存続は希望するけれども、その方法については法律以外の形によればよいではないかという答へが、各種調査を通じて半数前後を占めておると承知しております。しかし、実際問題としては法律以外の方法というのは、政令または慣行という方は不可能でございまして、実現可能な道は、内閣告示方式というふうなものでないかと考えられます。したがって、政府としてはそれよりも法律によるものがベターである、民主的であるというように考えて、法制化の手続を踏むべきであるという措置を講ずることになったものでございします。

なお、法制化に反対されておる方々の中には、法制化をするとならば元号の使用が義務づけられると考へられておる方が多いのではないかと考へられますが、この法案は一般国民に元号の使用を義務づけるものでないことは先ほどから申し上げておるとおりでございします。今後とも元号と西暦の使用の分けは自由でございします、その点に何ら御懸念はないものと御承知願ひたいと思ひます。

○鈴木委員 いま総理から御答弁いただいたわけでありまして、元号はやはり強制化されるのじやないだろうか、あるいは義務づけられるのじやないだろうかという懸念に對して、実際には余り十分にPRはしていないかというふうな感じが実はしてならないわけでありまして、政府の世論調査には、確かに元号に対する何項目かの項目が出ておりますけれども、実際に法制化の是非についてはこの項目には全然見当たらないわけですね。一般紙の世論調査による法制化の是非について、法制

化については国民は余り望まない、賛成者の中においても、法制化をやるについては非常に懸念を持っている、こういうふうな回答をしている者が大体一五％から二一％ですね。ですから政府として、それらを含めてどうして調査をもう少しきめ細かにやりにならないかだったのでしようか。

○三原国務大臣 御承知のように、法制化について政府は世論調査はやつておりません。しかし、NHKさん初め各新聞社においても、そういう点についての法制化の調査をしていただいたわけでございまして、その結果等も出てまいっておりますのでございします。そこで現時点に立つて、先ほど総理からもお答えがございましたが、この存続をさせようという国民の願望にこたえて私どもが対処する方法というのは、法制でいくかあるいは内閣告示でいくかという大体二点にしばられてくるというような結果になってくるわけでございします。そういう点で、現在時点において政府が法制化を要求してまいりますれば、政府はまた法制化のために、国民の方々に無理やりしなうたことを具体的に宣伝をして云々してはならないか、そういう一つの懸念も出るかもしれません。しかし、私どもが申し上げておるものは、法制化をすることが最終的なねらいでなくて、八〇％以上の国民が要望されておる存続を、どう責任を持って具体的に処置するかということに重点を置いて今日まで処置してまいったわけでございしますから、そういう点におきましては、各新聞社、NHK等の世論調査等のそうした成果等も踏まえながら、いま言われますような点を慎重に処置してまいりたいということが一つでございします。それと、今後これから先も、こうした国会の場で審議を賜つておりますように、こうした国会の法制化を国民に御理解願ひたいという一つの具体的な道でもあるわけでございします。

なお、座談会あるいはその他の報道機関等の御協力を得て積極的に対処してまいる所存でもあるわけでございします。いますぐ法制化のためにはアンケートをとるというふうなことは、先ほど

申しましたように慎んでいった方がよくはないか
というような結論に現在達しておるところでござ
います。

○鈴切委員　私は、そう申し上げているのではなくして、ただ、一般紙とかあるいはNHK等で世論調査をしてもらうということだけであって、政府みずからその問題について何ら行動を起こさなかつたという点については、場合によっては、法制化をすることが強制されることにすぐに結びつくのじゃないだろうかということの懸念、そういうふうに思われているということであるとするとすれば、それはある程度世論を操作したというふう

うに言わざるを得ないわけですから、そういうふうなことでなくしてやはり純粋に、こういう世論調査をするときには、国民の皆様方のニーズに対してこれをそっくり調査をしていくという姿勢が必要だろう、私はこう申し上げたいわけです。

その最大の原因は、國民は元号存続については大部分賛成をしておりますけれども、法制化をするということによつて強制されるのではないかと不安、これは先ほど言われたとおりでありますけれども、公の機關が今後原則として元号を使用することになれば國民も事實上強制されることになるのではないかというふうに思われますが、その点についてはどうお考えになっておりますか、総理。

〔委員長退席、唐沢委員長代理着席〕

○大平内閣総理大臣　公の機関におきましては、今後とも現在のように原則として元号によって年を表示することになるので、一般国民が公の機関を提出する申請書や届け出等につきましては、公の機関における統一的事務処理のために元号の使用について御協力していただきたいと考えております。ただ、特に西暦で記入したいという御希望のある方には、西暦で記入されたものも受理することになりますので、事実上の強制ということにはならないと思っております。

国家公務員法に基づく公務員は、職務命令が出された場合それに従わなければならないわけです。その公務員と一般国民との接点においても強制さ

れることは全くない、そのように判断してよいのか。一口に申し上げますと、公の機関は法律に定められた元号を使用するが国民は全くいままでと変わらない、すなわち、慣習として使用してきた西暦併用もいままでと同じである、そのように判断をしてよいのか。この点はやはり国会において明確に御答弁を願いませんと、この強制の問題については国民は大変に心配をしている点でございますので、総理、明確に御答弁願いたい。

○大平内閣総理大臣　ただいままでと全然変わられません。

○**鈴木切実** 新しい元号を決定する手続については、いつ、だれが、どのような方法で決めるかというところでございますが、いつまでにその手続をお決めるなるつもりなんでしょうか。

それから、新しい元号は最終的な判断は総理にゆだねられております。ですから、いろいろと民主的な形で積み上げられた幾つかの元号の候補については、総理としてはどういう基準とお考えによってそれをお決めになりましたようか。

○大平内閣総理大臣 この法案のもとで新しい元号を選定するに当たりましては、国民のために新しい元号を選ぶということに留意いたしまして、慎重な考慮を払うべきものであると承知しております。

具体的な決定手続につきましては、皆様方からいろいろな御意見をいただいておりますので、いまいつまでとは申し上げられませんが、慎重にその点は検討してまいるつもりでございます。

○銚切委員　新しい元号と政令にゆだねられる部分についてはできるだけ早く決める必要性の時期に来ている、そのように総理は判断をされておりましうか。

○大平内閣総理大臣　できるだけ速やかに決めるべき時期に来ておると考えております。

○**鈴切委員**　このようにして国会でこの元府法案について審議をし、時間をかけて國民の皆さん方々にわかつていただくことは、私非常に喜ばしいことだと思っております。しかし、問題は、最終的には総理の判断にゆだねられるわけであります。そして閣議決定されます。その段階において衆参の両議長の御意見もちょうだいをするからということではありますけれども、こうやって国会でせっかく論議をされて民主的に決められる元号につきまして、国会に何らか政府として御報告をされるか、まじうふうな形で国会の方にお願いになるか、どうしようか。

○三原國務大臣 先般來から、手続について国会で法案の審議、可決を願うというような経過もなっておりますのでございます。国民の元号ということ、やうな、そうした民主的な元号にやっていきたい、という願望でもございますので、国民の代表である国会に何らかの形で十分な御連絡、御意見を聴取するということは、一つにはこうした審議の場でもございますが、將來、法が制定をされて、そして政令で決定をいたしますまでの間に何らかの処置をいたしたいということは、ただいま検討を進めておる段階でございます。ただ、この前申し上げましたように、正副議長さんの御意見は拝聴いたしたいということは申し上げておるわけでございますが、もっと国会に広く御意見を聞いてほしいという要請もございますので、そういう点については検討をさしてもいい、慎重な運びをいた

したいと考えておるところでございます。

○**鈴切委員** 政令にゆだねられます改元方式について、お伺いをいたします。

皇位の継承のあったとき改元するということについては、現在は明治憲法と違い、平和憲法下になつて、主権在民が定着している今日においては、そのことはまず問題ではないと思つておきます。それではいつ改元をするかと言えば、元号がある国民のためにあるとするならば、国民生活の利便あるいは合理性、国民感情等を考へていかなければなりません。私ども、日常生活の中にあつて

近親の方が亡くなられるということになりますと喪に服するという習慣がありますし、またお年賀を差し控えるという風習があります。これもやはり日本の伝統に根差した一つの国民的な感情であります。まして、国民統合、象徴の天皇も人間にほかなりません。天皇百年の後のことがあつた場合、皇位継承の即日とか翌日とかということでは、悲しみと喜びをともにするという、実は、割り切れない気持ちになることは当然であります。また、御存じのとおりに大正と昭和の政元方式には、昭和元年がわずか七日しかなかったという事実もあります。さらに、大正と昭和が重複してそのときはありました。

そこで、わが党は、年が改まって一月一日から新しい元号を使用すればよいという考えを持っておられます。すなわち、**踰年改元**であります。その新しい元号は当然民主的な手続により、可能な限り早く決めて発表していただければよいと思いますが、新しい元号の使用を即日とか翌日にしますと、国民の中には何らかのやはり混乱を来すことと、間違ひがございせん。そこでお聞きします、そういう点に立ったときに、改元の時期については**踰年改元**がよいと、そのように思いますか。

れども、政府のお考え方をお伺いいたします。

○大平内閣総理大臣　皇位の継承がございました場合において改元するというのが、この御提案申し上げておる法律の内容でございますが、それではいつ改元するかということにつきまして、公開

党が主張されておるように、離年改元という御意見があることはわれわれも十分承知いたしております。そうした御意見を参考といたしまして、皇位継承の時期、国民の感情、改元に伴う国民生活への影響等各般の事情を考慮しながら今後検討した

御答弁願いたいと思います。

○大平内閣総理大臣 ただいま申し上げましたとおり、御意見は十分尊重して検討してまいります。

○鈴切委員 この間実は参考人の先生方をお呼びいたしました。御意見の開陳を承りました。そのときに村松先生の方から、やはり元号改元というのは傾聴に値するという参考意見の開陳がございました。このところの新聞の世論を見ておきますと、元号改元というのは非常にいいじゃないか、こういういろいろの御意見等もございまして、その点について総理として十分に、私も公明党が現実的な立場から国民の側に立って見るときに、やはり合理性、生活の利便性、国民感情、こう考えたときに、元号改元というものはそれなりでございまして、私はこのように申し上げたわけでございまして、もう一度総理としてその御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○大平内閣総理大臣 承りました。元号改元に対する御意見、私もいたしまして十分尊重しつつ、検討を進めさせていただきます。

○鈴切委員 以上をもって終わります。

○唐沢委員長代理 吉田之介君。

○吉田委員 私は、民社党を代表して、総理に若干の御質問をいたしたいと思います。

私たち民社党は、元号の存続、したがってその元号を法制化してきちんと決めようというところに賛成の立場に立っております。賛成の立場に立っていることを申し上げます。むしろ私たちの党は、この問題を最も早く決めるべきであるというところを提唱してきた党であるとみずから存じております。そういう点では、今度政府がこの法案を提出されましたことは大いに評価をいたしておりますけれども、これも考えてみれば、天皇が大変お元気でいらしたからこそのまあお問題としていいわけではございません。政治論的に申しますならば、もっと早い時期にきちんとしておくべき問題ではなかったかというふうに考えております。

まして、ただいたずらに事実たる慣習ということ、時日の推移を手をこまねいて見ておられた今日までの歴代の政府の姿勢というものを対しては、大きな不満を持っている次第でございまして、そこで質問に入りますけれども、今度の元号は決して国民に強制するものではないということをししばし答弁で申しておりました。私たちはそのことを一応よく理解いたしております。自由な国民の自主的な判断を尊重しよう、国民の自主性をこういうことで侵したくないという政府の気持ちには十分評価するわけでございまして、私も、必ずしもそうばかりは言っておれない面があると思うわけでございまして。たとえば契約書、登記簿、こういう書類につきましても、ことごとく権利義務を伴うものでございまして、しかも、この書類や文書の最も重要な部分の一つは日付でございまして、その日付の記載のところで年の表示が個々の自主性によってまちまちである、統一性を欠くというふうなことは、かえって将来国民生活に多くの混乱を惹起しはしないだろうか。あるいはときに錯覚を生じさせるようなことが起こらないだろうかという点を懸念するわけでございまして、この点につきましても、総理はその辺の国民の利益のための指導をどうお考えになろうとされているか、まずお伺いいたしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 先ほどから申し上げておりますように、元号の使用につきましても、この法律に何ら規定をいたしておりません。一般国民にその使用を義務づけるものではないとございまして、したがって、今後とも元号と西暦の使い分けは自由であります。しかし、いま吉田さんが御指摘のように、元号を国民が使用する場合にはおきまして、不利不便がないように心がけなければならぬことも当然でございまして、一般国民が親しみやすいような、また使いやすいような元号を選定いたしまして、できるだけ多くの国民の皆様

が御使用いただけるような元号の選定を考えていかなければならぬのではないかと申しております。

○吉田委員 確かに申し上げるとおり、その決める方につきましても、国民になじみやすい元号になるべき配慮は大変必要だと思っております。しかし、せっかくそういたしましたも、やはりそれぞれ人にはいろいろな考え方があるものでございまして、それでもよく元号を使いにくいということ、いま言ったようなそういう権利義務を伴ういろいろな文書や書類について西暦をお使いになる方、あるいはめったに皇紀や仏暦を使う人はもうないと思うのでございまして、おれは昔のままだと昭和でいくんだというふうな人が生じたりしてまいりますと、大変国民自身が迷惑すると思うのでございまして。

〔唐沢委員長代理退席、委員長着席〕
この辺を強制しないで、どう国民合意を図っていくかということが絶えず配慮されなければならぬと思うわけでございまして。そういう慣習の確立を図るための努力、そのための適切な指導、あるいは行き届いた配慮、こういうものが今後必要になってくると思うのでございまして。そういう点で、総理御自身もいろいろと今後の運用の面について、強制はしないけれども、ある部分に限っては国民のためにお勧めをする、その指導をどうするということ、ふうなところを大いに配慮していただきたいと思う次第でございまして。

次に、先ほど鈴切委員の方からも御質問がございました。今度の新しい元号が定められますときに、できるだけ古き元号のよき点を生かしながら、しかしその元号自身が持つておりました若干古い点をどう修正をしていくかということやはり大事な節目だと思っております。そういう点で、同じ日に同じ元号が重複している、あるいは同じ年が明らかに二つの元号でそれぞれ表現されておるといふふうなことは大変非近代的である、こういうふうには私どもは思っております。

そこで、私はこの際、先ほど総理がこの元号改元の問題につきましても、大変その考え方を尊重し、検討をしておっしゃいましたので、前述の総務長官の御答弁よりは大いに変化いたしました。いろいろ新しい検討が考慮されているというふうな受け取っている次第でございまして。重ねてお聞きいたします。方法は二つのうちのひとつしかないと思うのです。要するに一日の遅滞もなく天皇の在位とちゃんと元号を合わせるという方法をいままでどおりとっていくところに実は元号の意義があるのだ、こういうふうな考え方にお立ちになるか、あるいはこの際、在来より近代化を図った、修正した一種の変形型としての元号をこれから大いに国民になじんでもらおう、こういう新しい考え方にお立ちになるか、二つの一つしかないと思うわけでございまして。

そこで、私の考えは、明治以来、時代がかなり変わってまいりました。元号が変わったからそれならそうしようということで、筆で全部年月日を記載している時代ならばいざ知らず、今日、ほとんどの書類というものは全部印刷をされているわけでございまして。したがって、その印刷の訂正とか、新しい元号に合わせてそういう印刷物をつくるということにかなり時間を要します。それからまた、多くの重要な書類、あるいはそのデータなんかは、コンピュータにすでにインプットされている面がかなり多いと思っております。これを全部もう一度変えてインプットしなければならぬ面が、今日の日本の社会には多分にあると思うわけであります。そういう点から、やはり一定の時間を置いて、そういう準備期間を置きながら元号を改めていく。こういうことがこれからの時代が要請する一つの方式ではないかというふうに考えるわけでございまして、その点について総理はいかがお考えでございましてか。

○大平内閣総理大臣 お話はよくわかれも理解できるところでございまして、ただいまの段階で具体的にきつぱりとどうするということをお答えするわけにはまいりませんけれども、ただいま披

遷されました御意見も参考にいたしましたして、皇位継承の時期、国民の感情、改元に伴う国民生活の影響等、各般の事情を考慮しながら十分検討の上、決定いたしましたと考えております。

○吉田委員 そういろいろの御配慮の中で、特に私が重ねてなお一つ申し上げたいことは、先ほど私が申しましたように、一定の準備期間を置いて変えていく、そういう若干の期間がありさえすれば、今後の元号の改定は多くの国民の参加と公開という形式をとりながら進めていくことができると思ふわけでございます。どうしても即日決まなければならないならば、数名の学者が検討して突如、天の声のように新しい元号を国民が授かるというような印象がどうしても出てくるわけでございます。したがって、私は、できるだけ準備期間を置きながら、すべての国民の参加を求めることは不可能でございますけれども、できるだけ多くの人たちの意見を聞いた、あるいは国民の代表と目される人たちの意見を聞いた。たとえば全国会議員、衆参両院にわたる国会議員あるいは各都道府県の知事、こういう人たちに大いに候補名を出していただく。こういう形式をとられることは大変国民に対して民主的な感じを与えると思ひますし、また定められた結果に対しては、非常に共感を感ずると思ふわけでございます。

いずれにいたしましても、今後つくられる新しい元号というものは、そういう意味でさわやかに再出発した元号だ、こういう感じを国民に十分に伝えたいと思ひます。そういうことに対してこそ、賢明な国民というものは、この元号というものとそれから西暦というものを、生活の必要に応じて巧みに使い分けていくことに私はなると思ふのでございまして、いま申しましたようなそういう参加と公開の原則をできるだけ取り入れられてはどうかと思ふわけでございますが、総理のお考え方を重ねてお聞きしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 新しい元号を定めるに当たりましては、国民のためによい元号を選ぶという

ことに留意しなければならぬことは御指摘のとおりだと思ひます。したがって、学識経験者のお知恵をかりるなど慎重な考慮をすべきであると思ひますけれども、そうした学識経験者を選ぶに当たりましては、なるべく広い視野で選ぶべきであるという御主張でございますが、貴重な御意見として伺っておきたいと思ひます。

○吉田委員 最後、先ほど八百板先生も述べられましたけれども、戦後三十四年を経た今日、いろいろきちんと定着させるべき問題は定着させるべきではないかという御意見がありました。八百板委員は解散の問題について触れられたわけでございしますが、私は、解散の問題ではなくて、他にもいろいろそういう問題があると思ふわけでございします。たとえば国旗の問題あるいは国歌の問題、これも単に事実たる慣習だ、すでに国民の中に定着しているというだけでいたずらに時日の推移に任せておくというだけでいいのだろうか。この点でもそろそろきちんと決めるべきは決め、決して強制するものではないけれども、日本の国旗はこれです、日本の国歌はこれです、その国歌がすでになじまないものであるならばどのように変えていくかというふうなこともそろそろお決めにすべき時期にきているのではないかと。そういったしめんと、すでにもう小学校や中学校でも国歌を教えるか教えないか、いろいろ混乱が事実起こっているわけでございまして、そのうちに半分しか歌わない、そのうちにほとんど歌わない、国民がだれも国歌を歌わないというような時代になってしまうというのでは、私は整った国だとは言えないと思ふわけでございします。整った国でありながら自由な社会である、その辺を求めて解決しなければならぬ問題が幾つあると思ふわけでございしますが、その辺について総理はいかがお考えでございますか。

○大平内閣総理大臣 元号の場合におきましては、改元の必要が生じてくる場合を想定いたしまして、国が最小限度措置することがありはしないかと考えるのでございしますけれども、国歌の場合

におきましては、すでに国民的コンセンサスとい

たしまして定着しておると思ふわけでございまして、新たに政府として特別なアクションをとらなければならぬというようには私は考えておりません。

○森内委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 共産党の元号に対する見解につきましては本会議で申し上げましたが、その立場から若干伺ひたいします。

政府は、一世一元の元号制度が大日本帝国憲法下の天皇主権、天皇統治権と不可分の政治制度であるというのを認めておられます。だからこそ、現憲法下において元号制度は廃止されたわけでありまして、これを復活せよとするのが今度の元号法案であると考えるわけです。このことは、主権在民の原則に逆行する、歴史に逆行するということがきわめて明白であるわけですから、総理の所見をお伺ひいたします。

○大平内閣総理大臣 元号は、御承知のように、旧皇室典範等の廃止によりましてその根拠を失っておりまして、元号はもとと年の表示方法の一つでありまして、現憲法施行後も、先ほど申し上げましたように三十年以上もわたって国民の間で定着をし、かつ国民の多数が将来にわたる存続を望んでおるという事実を踏まえまして、国の意思として今後ともこの元号制度を存続することとしてその改元の方法を定めようというにすぎないものでございまして、現憲法上全く問題はないものであると承知いたしております。

○柴田(睦)委員 総理は、本会議で私の質問に対して、元号法制化の方針は右翼勢力の策動とは無関係である、こう答弁されました。しかし、元号法制化推進派の中核勢力であります各種の右翼勢力やその結集母体である元号法制化実現国民会議の議長である石田和外氏が、元号法制化を天皇元首化、憲法改憲への一里塚と位置づけていることは、これもこの委員会の審議で政府が否定しないところでありまして、元号法制化実現国民会議の決起大会に総理大臣の名でメッセージを

送ったり、また臨時総会に現職の住総務副長官を出席させるなど、これらの推進派を公然と激励し、右翼と一体となつて今度の法制化を進めていくことが明らかであるわけですから、政府と右翼勢力が一体化になっているという点について、国民は大きな危惧を抱いているわけでありまして、この問題についての総理の御見解をお伺ひしたいと思います。

○大平内閣総理大臣 いま申し上げましたように、元号は国民の日常生活におきまして長年使用されて、広く国民の間に定着しております。かつ大多数の国民がその存続を望んでおられます。また、現在四十六都道府県、千を超える市町村が法制化の決議を行ひまして、速やかにその実現を望んでおります。政府は、そういう事実を尊重いたしまして、元号制度を明確で安定したものとするために元号法案を提出して御審議を願つておるわけでございまして、特殊の勢力の意を迎えるためにやっておりますのではないわけでございまして、法制化を望んでおられる集まりに政府としてあいさつをしたことがありまして、それはそういうまじめな国民の声にこたへたにすぎないことを御承知願ひたいと思ひます。

○柴田(睦)委員 政府は、国民の多くが存続に賛成しているということを法制化の最大の論拠にされております。しかし、国民が望んでいるのは現在の状態の存続でありまして、過去の制度の復活を望んでいるものではないことは明らかであります。各種の世論調査によりまして、多数の国民は法制化に反対しており、賛成しているのはわずか一二％程度にすぎないわけでありますし、しかも約六割の人々が法制化による強制というものを危惧しております。国民は、存続の方法として法制化には賛成していないのであります。公権力を持った政府がその世論調査の結果をすりかえて、いわばその主張している。そういう面では、すべからず国民の声を傾けて法案を撤回すべきではないかと思ふのですが、国民のいまの世論調査を踏まえての総理の見解をお伺ひします。

の使用に当たって国民の協力を求め、国民に元号の使用を強制したり義務づけたりしないために西暦届けでも受け付けるなどという、どちらを使うかは国民の自由選択であるという旨を行政の末端まで通達を出すという御答弁がありました。これは単に法務省に限らず、国民の接点にあるさまざまな公的機関に行われてしかるべき問題だと思ふわけでありまして、そのような通達を出すなどという配慮を政府全体としてする意思があるかどうか、総理にお伺いをして、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○大平内閣総理大臣 具体的に必要が生じた場合は、仰せのような手順を広く踏んでいかなければならぬと考えております。

○中川(秀)委員 終わります。

○蔵内委員 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終わります。

午後六時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後六時二分休憩

午後七時三十一分開議

○蔵内委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日本社会党及び日本共産党・革新共同の委員の御出席がありません。ただいま委員長から事務局に命じ、両党の委員の御出席方を強く要請いたしております。しばらくお待ちを願ひます。――元号法案を議題とし、質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 先ほど総理の御出席のときにも申し上げたのですが、この元号法案が非常に重要な法案であるということと同時に、まだ質問の積み残しなりあるという政府の御見解をただすべきことが相当あるということで、私たちはもう少し時間をかけた審議をやるべきだということを申し上げましたし、また総理に対する質問を終えてからの理事会でもそのことを強く要望いたしました。残

念ながら私たちの要望に対して、強い要求、申し入れに対して意見がまとまらずに、なおこの法案を早目に議したいという御意見も出ているわけですが、私は、冒頭委員長に強くお願いしておきたいのですが、八時を過ぎても内閣委員会における法案の審議状況がどのように結論づけられているのかという関心を持たれております。また国民の方々も、国民生活に重要な影響を与えるであろう元号法案というものが、果たして国会で反対されている立場の意見というものも十分取り入れられて、何らかのコンセンサスなり法案の取り計らいがなされるだろうかという関心を持っていますと思うのです。

そういう意味でも、私たちもこれまでいろいろ努力を重ねてきたわけですから、変則的な形でこの法案の結論を出すということは、今後の国会運営あるいは法案の持つ性格、性質からいいたしましても好ましい処理の仕方ではないという判断をとり、先ほど国対関係者とも意見を調整する必要があるというので、お待たせをした次第であります。したがって、そういうわれわれのこの法案に取組んできた、あるいは十分意見を申し上げながら、かつ問題点を指摘をしていきたいという誠意に対しては、委員長初め早目に結論を出したいというお立場に立つ方々もいまだ少し冷静な御判断を賜りたい、このことを申し上げておきたいと思ふのです。お待たせしましたことについては、個人的な理由でもなければ、やはり国会というのは一つの団体として、あるいは機関として党でも動いておりますので、そういったことについてはお互い議員という立場での相互の理解というのが私は必要だと思ひますので、御了解を賜りたいと思ふのです。

そこで、いろいろこれまで意見が出ましたが、御指摘がありました。まず、この元号法案に対して賛成をする立場での意見というのは相当出ました。もちろん反対をしている立場での同僚委員の御指摘なり御質問もあつたわけですが、国民の大多数が元号の存続を望んでいるんだ、あるいは

世論調査の結果も元号の存続使用を希望しているんだから、政府はそのことにこたえていく責任があるのだ、国会の場で民主的に法案を成立をさしていきたいという、簡単に申し上げるとそういう御答弁だったかと思うのです。

そこで、総務長官に端にお尋ねをしたいわけですが、一体法案に反対をしている立場の方々の意見については、どういうお考えを持っておられるのか、まず御見解を賜りたいと思ひます。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

反対をなさっておる方々の御意見も十分参考にしたが、これから先諸案の選定の準備、それからその進め方、あるいは使用上の問題、あるいは運用上の問題等に対しては、これから法制化されれば、その後に準備をしましなればならぬと思ひますので、その際には貴重な御意見として参考にしたしたいと考えておるところでございます。

○上原委員 貴重な御意見として承っていただき、具体的に申し上げると、どういふふうに取り入れていかれることですか。総務長官、なぜ元号法案に反対をしているかという本質について、ばくは御貴明な総務長官ならおわかりでないはずはないと思うのです。これまでのやりとりを見ても、余りにも形式的な御答弁に終始しておられる。反対をしている方々の気持ちといえますか、その声というものは、要求というものが、いまおっしゃるようには意見は意見として承りますということは、中身は具体的に何もないですね。

たとえば、よく議論されてきましたように、世論調査の結果をみても、特に最近の結果においてはその数字的に指摘するまでもありませんが、元号そのものの存続、使用というものは、確かに日本国民の生活環境なり生活心情からして、必要性なりある面での素朴な愛着といえますか、それがあつたということは私たちが否定はしません。社会党も、西暦一本化にすることがいろいろな面で合理的であり、またこれからの国際社会なりそういう

観点からして、元号の使用ということには基本的に反対でありますけれども、しかし、国民が拘束されずに御自由にお使いになることまで反対とか、それをやめなさいという立場をとつていないわけですね。そのことは、昨日の飛鳥田委員長の申し入れ、あるいは御指摘等によつても明白にされているのであつて、そういうことがすりかえられている面が多いわけですね。

したがって、では具体的に、反対をしている立場の方々の意見というものをどのように今後の元号法が制定される段階において取り入れていくとしておられるのか、明確にしたいだかないかと、意見は意見として承っておりますということだけでは納得がいかないんじゃないでしょうか。

○三原国務大臣 お答えをいたします。

今日までいろいろ貴重な御意見を拝聴いたしました。その中で反対をしておられるというか、あるいは指摘をいただいたいろいろな問題があるわけでございます。

第一には、旧憲法下の天皇制の問題と新憲法下の天皇制の問題で、この法律を制定することによつて旧憲法下の天皇制の復活になるのではないかと、この点について、御指摘の問題でございますが、その点については、きょうも総理からも御意見がございましたが、私も、法制化それ自体については断じて新憲法にもとるものでもなければ反するものでもありませんというところを説明をいたしております。しかし、これから先の運用等について、あるいはそういう方向に運用せんとする企図があるぞという御意見なり指摘がございましたが、こういう点については十分警戒しながら今後運用してまいりたいということを申し上げておるわけでございます。こういう点が一つの問題であらうと思ひます。

次に、使用上の問題で、法制化について反対をされる国民の方々は、法制化の本旨というふうなものも明確に御理解願つていない点がありはしないか。その点については、なぜ法制化をするかということは今後もこうした審議を通じて徹底

させますとともに、私どもも国民の御理解を得るためにいろいろな適切な処置をしなければならぬと考えておるところでございますし、そういう点についても特に使用上強制するのではないかと、いろいろな御懸念もあらうと思ひますので、それは絶対に強制をしたり、義務づけるものではございません。また、そういう点についての懸念された御指摘等については、適切な処置をまいりたいと考えておるところでございます。

次は、新元号名の決定の手続等について、開かれた元号、国民元号としての性格を持たせるように、選定からそして最後の決定まで配慮をせよという御意見も出ておまして、そういう点で国民的な元号の性格を持たせるための努力等も払ってまいりたいということを申し上げておりますが、そういう点も努力をしまひる所存でございます。

それから、改元の時期等によっていろいろな生活上の混乱が出たりあるいは国民の負担を過重にするという点があることがありはしないか、それについては、改元の時期等について十分配慮をする必要があるという御指摘等もございました。そういう点についても御意見を踏まえながら対処してまいり、国民の方々に極力、経済的な負担をかけたりの混乱をさせることのないような対処をしてまいりたい。そういうようなことで私は、十分な御理解を得、御支持、協力を得たい、そういうふうにご考えてまいっておるところでございます。

○上原委員 いろいろありますが、手続面あるいは国民生活に及ぼす影響、そういうことは当然十分配慮されなければいけません。重要な側面であることは否定いたしません。しかし、私が申し上げたいことは、天皇制ということあるいは一世一元の元号制度というものが明治憲法下からいわゆる一九四五年、昭和二十年の段階までどういうふうな日本の国民生活に影響してきたかという、よく伝統とか文化とかいろいろ言いますが、賛成派の方々が言っておられることは、天皇中心の伝統で

あり、文化である点を指摘しておられるわけですね。私は、それは当たらないと思うのです。伝統とか文化とかいうのは、偉い人だけが伝統とか文化を持つてゐるのじゃないですよ。田舎や地域で黙々と一生働いて生きる人々にだってつばな伝統があり、文化があり、歴史があるわけですね。そういうことをないがしろにしてきたのがこの元号の本質だと私たちは見ているわけです。

しかも、いま憲法との関係においては、できるだけそういった憲法に抵触するとか、天皇が政治的に利用されることのないようにということがありましたが、戦後三十三年の間の日本の民主主義社会、いわゆる国民民主主義の中で、主権在民の中で元号問題がどのように位置づけられようとしているのか、いまの日本の土壌の中に新たに元号制度というのがどういうふうな位置づけられようとしているかというところに疑問と不安を持っているという、これが反対派の元号問題に対する本質であるということを断言するはわからない方ではないと思うのです。それを素通りにしようとするから一番問題があるのです。

そこで、実はこの元号法制定に反対する緊急各界代表者会議なども開かれて、きょう総務長官なり、できれば総理大臣にもこの決議文なども手交したいという要求もあつたわけですが、できない状況になっておりますので、関連がありますから、これはぜひ記録にとめておかなければいかぬ問題でもありますので、私の方であなたに申し上げて、こういう立場をとっているということをごひ御理解いただきたいと思うのです。

元号法制定に反対する決議 私たちは、元号を法律で決め、固定化しようとする「元号法制定」に反対します。もともと「昭和」などの元号を使用するか、あるいは西暦を使用するかは、国民それぞれの自由意志にまかせられるべき性質のもので、これを法律で決めるようにするのは、日本国憲法が保障する主権在民、民主主義の原則に反し、思想と表現の自由をふみにじるものです。

政府・自民党は、「元号法制定」を憲法改悪、天皇元号化への一里塚として推進しようとしていますが、圧倒的な国民世論はこの法制定に強く反対しています。

私たちは、元号法案の国会成立をめざす政府・自民党などの意図に厳重抗議するとともに、その撤回を強く要求します。そして私たちは、「元号法制定」に反対する大きな国民運動をひきつづき発展させる決意を表明します。

こういうふうな、こどもも述べておりますように、きょうもこれからの若干触れませんが、憲法問題と深くかかわっているということ、あるいは一部に非常に強固に出てきている天皇の元号化問題、後ほど少し触れたいと思うのですが、総理や天皇の靖国神社への参拝問題等々、いろいろな面が絡んで主権在民、民主主義の原則を侵しはしないのか、果たして日本のこれからの民主主義思想というものの、民主主義体制というものが一体十分定着し、発展をしていくのであろうかということに、反対をしている方々は懸念を持っているわけですね。ここに對しての政府の首脳政治姿勢なり、いろいろな面での具体的な行動面での保障というものが無い限り、こういう懸念というものは、単なるイデオロギーの相違だ、見解の相違だと言つて片づけられる筋合いのものでないと私は思うのです。このことについて改めて御見解を承つておきたいと思ひます。簡単にいいですから。

○三原國務大臣 お答えをいたします。再々繰り返すようでございますけれども、改めて申し上げてみたいと思ひますが、元号は紀年方式の一つであることは御承知のとおりでございます。この方式が現憲法施行後三十年以上にもわたつて国民の間に定着をしてまいっております。かつまた、国民の大多数が将来にわたつてこの元号の存続を望んでいるということは事実でございます。この事実を踏まえて、国の意思として今後ともこの元号制度を存続することとしたし、今後の改元の方法を定めようとするのが今回の措置でございます。

ざいいます。したがって、この内容は、元号は政令で定め、皇位の継承があつた場合に改めることとしておるのでありますが、憲法は主権の存する国民の総意に基づいて象徴天皇制を決めており、この天皇の在位期間に合せて紀年方式の一つである元号を改めることとしたとしても、現憲法に違反をする問題は生じてまいらない。これはもう何回も申し上げておりますが、そういう一貫した考え方に私どもは立つておるところでございます。

それを、いま御指摘のように、君たちは言うけれども、他にそういう意見を持つて旧憲法下の天皇の地位の復活を要求する動きがあるではないかという指摘、それが一般の方の心配を招来しておるといふ御指摘がたゞいまございましたけれども、そういう点につきましては、私どもも今後の運営については十分警戒をしながら見守つてまいり、対処してまいりたいことも申し上げて、運用に過ちのないようにしたいというところを申し上げておるわけでございます。そういう点においては、全く意見の違いというようなものがあるのではない。私どもはあくまでも紀年方式の一つの手段として願望されるものを具体的に、国民の大多数がそういうことを要望しておられますので、最も民主的な方法をとつて決めていくならば、これは内閣自身がやるよりも、私は法律に訴へ、国会でお決り願うことが最も民主的な方法ではないか、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○上原委員 そういう御答弁は、これまでも何度かありましたが、しかし、いまの総務長官の御答弁からすると、憲法第一条で国民統合の象徴であるのだ、だから天皇の交代とともに元号が新たに定められるのは現行憲法にふさわしいことなんだ、抵触しない、簡単に言うところのこと、これは推進派の方々があらゆる論文なり、いろいろな本などで指摘しておられますね。しかし、この見解は正当ではない。なぜか。日本国憲法が天皇を廃止はしなかつたけれども、天

皇は特に象徴と位置づけたのは、まさに天皇主権、天皇統治の否定を意味するものであった。一世一元の元号の制度は、旧憲法下の天皇主権、天皇統治にこそ最も自然でふさわしい制度であった。したがって、もしも同じ元号制度をこの象徴天皇制に求めようとするのであれば、それはその限りにおいて新旧両天皇制の間には何らの変化もなかったこととなるのではないか、こういう憲法学者の御見解もあるわけですね。私もまたそう思うのです。これはいろいろ議論しても見解の相違だ、根本的な違いがあると言ってしまうとそれまでかもしらぬけれども、明らかに一世一元の元号制というものの、あるいは天皇主権というものは、明治憲法と旧皇室典範、その以前には行政官布告でしよう。そういう議論が幾らでもなされたので、やりませんが、そういう三位一体的な状況下で、天皇主権というものが、一世一元の元号というものが明治、大正、昭和の一時期に制定されてきたわけですね。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

そうしますと、主権在民の憲法下になった今日、あくまでもその時点で断絶があると思うのです。天皇そのものは同じ方だから続いているかもしれないが、憲法原理あるいは理念というものは、日本の民主主義体制というものは根本的に違ったというのが、やはり太平洋戦争の貴重な教訓でなかったのか。本来、そういう面からスタートしたにもかかわらず、いま三十三年の間にその方向にできるだけ戻していかうという動きがあるから、この問題については、基本的な見解の違いと云うよりも憲法に対する姿勢、考え方そのもののやはり誤った解釈によってそういう運用がなされたというのが私は妥当だと思うのです。どうなんでしょうか。

○真田政府委員 数日来繰り返し申し上げておりますが、旧憲法下の元号制度は、旧憲法のもとにおける天皇制、つまり主権天皇の制度と不可分であったということは、これは私も否定いたしません。特に一世一元の制度というものは、主権天皇

の制度と非常に密接な関連があったということ、そのとおりだと思います。

今度の法案は、先ほど総務長官からお答えがありましたことでは、実は見ざるわけなんです。今度の法案が本則の第二項で実質的な一世一元の制度をとっておられるけれども、その一世一元の意味合いと、旧憲法下における元号制度のものにおける一世一元の制度とは意味合いは非常に違う。ただ、現象的にはちよつと似ているところがありますけれども、その一世一元のよりどころである天皇そのものの性格は、現在の憲法のもとにおける民主主義の原則を踏まえてきているのが実は今度の法案なんです。民主主義のいまの憲法の原則を踏まえているからこそ、法案として提出して御審議を願っているわけなんです。旧憲法下における元号制度とは本質的に違ふ。ただ、紀年方法の一種であるという点では同じでございます。ましていよいよ今度の法案で新しくこの法案のもとにおいてつくりだされる元号の使用を国民に強制しようというつもりもないし、旧憲法時代の天皇制の復活を図っているとか、その一里塚であるというように感じさせないし、法文のどこからかそういう趣旨は出てこないというふうに御理解願いたいと思います。

○上原委員 あなたの御見解は何回も聞かされていので、わからぬわけじゃありませんが、憲法論議をやっても見解の相違と片づけられるでしょうから、深追いはしたくありません。しかしいまの御見解についても、元号というのは、要するに天皇の名前を変えるということなんですよ。みんないろいろむずかしく明治時代の言葉を使うから、わからなくなる面もあるのですが、改元というのは、次の天皇のお名前を決めるというようにものなんだよ、簡単に言う。それでしよう、日用語で言う。しかし、いまの主権在民の憲法下では、その面はわれわれはどうしても納得いかないですね。これは次第に歴史が解明していくでしょうがね。皆さんは、そういうつもりはないのだ

と言われども、できるだけ天皇中心に、天皇と国民を縛りつけていく、そういうことをやりたいわけでしょう。伝統文化という面では、あるいは政治的にも。ここに問題があるというものは、ある程度社会的感覚を持っていて、憲法をちよつと読むということになる、そういう常識的な判断というものは私には出てくると思うのです。そういう指摘をしておきたいと思うのです。そういう有名な憲法学者も、

元号というものは、変なものである。明治憲法の下では、主権者たる天皇の一代に一元号が付着するのであるから、元号は特定の天皇の存在と関連していたわけで、それは、当時の天皇主権の下においては、それなりに意味があったといえようが、天皇主権が廃止されて、国民主権となつてからは、元号は天皇とならんの関連がなくなつた。また憲法上、天皇と関連があつてはならない。すなわち、元号の存在意味はまったく消滅したわけで、この際、既存のほかに新しい元号を加えることは、いたずらに国民を混乱させるだけである。わたしにいわせれば、百害あつて一利ない。

こういうふうに明言をしておられるのです。こういうのが憲法本来の精神であり、現在の主権在民に根差す民主主義を定着をさせていく、発展をさせていくということであれば、やはり象徴天皇にふさわしいような年号のあり方は、旧憲法下におけるものとは根本的に変わると私は思うのです。だから、そこにも一つ問題があるということ。

いま一つは、同時に、そういう憲法とも非常に問題があり、一世一元の元号制度は、今日のこの現行憲法にはなじまないのだ、これは私なんかの素人が言っているのではないのです、偉大な憲法学者がこういう見解を示している。とするならば、ましていよいよ法律をつくって、これによって拘束しないと、義務づけなければ、強制しないと言つたって、実質的には強制になるのです。

よ。これも後で時間があれば、もう少し具体的に御見解を賜りたいのですが、ましていよいよ法律までつくつてやるのは反対だという国民に対して、元号の実質的な使用を強制するということは、どう考えても皆さんの方に論理的にも、考え方においてもやはり少し無理があるという感じがします。

世論世論と盛んに言っていますが、世論も実際には法制化してまでというのは最近の世論調査では二〇％足らずでしょう。それをまた一々数字を挙げますか。やはり国民的コンセンサスを得ること、あるいはこの元号問題に対しては、国民にこれだけ鋭い対立があるということであるならば、いまだ少し時間をかけて国民の意向を見るのが政府のとるべき態度じゃないでしょうか。むしろ天皇もこれを望んでおられるのじゃないかと私は思うのです。皇室にもある面では負担になつていないのです。皇室に、実質的には、どうなんでしょう。(発言する者あり) 静かに聞き取りを……。

○真田政府委員 何か御発言を聞いておりますと、この法案を出すことによって、政府は天皇と国民を縛りつけるのだ、また、そうすることによって、昔の天皇制の復活を図っているのじゃないかというふうな御趣旨のように受け取られるのですが、その縛りつけるというのは、一体どういう意味なのか、私よくわかりません。憲法自身がとにかく国民の同意として、国及び国民統合の象徴だと厳粛に宣言しているわけなんです。その点をとらえて、象徴天皇の皇位継承を契機に改元を行うということは決して憲法違反でもない、全然憲法違反でない、憲法に矛盾、抵触するところはない。

問題は運用だということになるのですが、運用につきましては、国民に使用を強制するということは考えられない、法律にないのですから。この前も言いましたように、法律には使用については全然触れてないわけなんです、本当に使用の「使」の字もなければ「用」の字もなければ、強制の「強」の字もなければ「制」の字もないので、ただ

改元を行うというルールを決めている。それだけの内容でございまして、いまおっしゃいましたような御議論、それはそういうことをおっしゃる方があられるけれども、私たちはそれは考えておりません。

○上原委員 そういふ御見解だということは承っておりますが、私も先ほど申し上げましたように、このことだけにかかわっているわけにいきません。いまありますが、要するにあなたの御見解は、絶えず日本国憲法下天皇は象徴にすぎない、元号は象徴にすぎない天皇のさらに象徴にすぎないという言ひ方なんでしょうね。したがって、運用をすれば決して憲法には抵触しないのだ、元号制度が天皇制や天皇の権威の強化などにはならないという御見解でしょうが、われわれは天皇の権威の強化につながると見ているのです。あくまで天皇中心の国家体制——形式的にはそうおっしゃっても、実質的には天皇天皇という方向、國民をその周辺に持っていく国家体制をつくっていくという、われわれに言わせれば実質的には旧憲法下への回帰ですよ。そういう危険性があることを私は改めて指摘をしておきたいし、いまのあなたの御見解に対しては、またこういう反論もあるのですよ。

ことさらに「象徴にすぎない」ことを天皇の地位と元号の制度との二つについて強調する。いわば、二つとも軽いもの——消極的なものであるという。そしてその二つがいれば掛け合わされる結果、その効果は二重に軽いものとなるのだ、というのである。しかし、果たしてそうであらうか。反対に、実は重いもの

私がさっき言ったように精神的支柱にする、あるいは道徳の中心に天皇を据えていく、これがねらいたと思うのです。ここでこのことを言っている。反対に、実は非常に重いものだと思うのです。したがって、運用の問題等を含めて考えた場合、積極的なものになると思うのです。

その結果がむしろ二重に増幅することになるのではないか。すなわち、そこではことさらに

「象徴にすぎない」と強調されている。しかし、その場合、論者にあつては、その「象徴」の國民「統合」の機能が、実はきわめて重いもの——積極的なもの——として、またそうあるべきもの

へと、この元号制が運用されていく危険性が十分あるのだ、こういう指摘もあるわけです。これは単なる見解の相違としては片づけられない問題だということこそを私は指摘をしておきたいと思うのです。

反対をする立場からはそういう見方がある。憲法問題についても、時間があればまだたくさんやりませんが、これはやっただけ、あなたは御専門だし、ぼくは素人な人ですから……

しからば総務長官、今度は賛成をされている、元号法案を推進をされているのはどういふ方々が多いと思うのですか、お挙げになってみてくださ

い。——できるだけ大臣、答えてください。

○清水政府委員 とりあえず私から御答弁させていただきますが、一つは御案内のとおり、各都道府県あるいは市町村の議会で法制化促進の要望決議を政府に対して寄せられているわけでございます。それからまた御案内のとおり、元号法制化実現国民会議でございまして、そういうような動きがあることも承知をいたしておりますけれども、ただ、この点につきましては、それが個々に構成されている団体自身につきましては、私どもとしてはそこまでは直接関係はいたしておりません。

○上原委員 この間から私は、ほとんど各委員の御質問も聞いていましたし、御答弁も聞いておったのですが、総務長官は、約九〇%が元号の存続を望んでいるんだ、四十六都道府県が決議したんだ、千三百幾らですか決議したんだということを盛んに言っているわけですね。

全国の市町村、自治体の数は幾らあるのですか。それが一つ。それから四十六都道府県のうち何通が決議文として届いているのですか。だれあてに届いているのですか。

○清水政府委員 市町村は三千二百五十ぐらいで

ございまして、私どものところに来ております市町村の議会からの決議はたしか千六百六十か、その辺だったと思います。それから都道府県の方からは、四十はちよつと欠けて三十八ぐらいが私どものところには到達をいたしておりますが、これは四十六都道府県、つまり全部で四十七の中で一つを除きまして四十六で決議が行われたということ聞いておるわけでございます。

○上原委員 その決議文は、だれあてに送付されているのですか。

○清水政府委員 総理大臣または総務長官ということまで参っております。大体は、両方が重なって参っております。

○上原委員 総理大臣の名前の多いのは、どちらですか。

○清水政府委員 総理大臣あての方が多いいということでございますが。

○上原委員 だれの名前ですか。大平正芳と書いてあるのですか、それともほかの名前が書いてあるのですか。

○清水政府委員 これは、参りました時期は、いま申し上げた数の中では過半数は大体は去年のうちに参りましたので、前内閣総理大臣の名前の方が多いのではないかと思います。ちよつとそこは正確にはたゞいま把握しておりません。

○上原委員 ちよつと細かいようなんだが非常に重要なことですね。私も十分は調べてありませんが、市町村で圧倒的に多くやられていると言

うんだが、三千二百五十五あるのですよ、全国の市町村の自治体の数は、千六百六十やたら、あと二千九十五はやってないということ。これも聞いておる方は、全国の市町村の大多数がやったというふうに受け取れますね、皆さんの言ひ方からすると、四十六の都道府県と言つても、送付されているのは二十八か三十前後じゃないですか。それはともかくとして、いまの後のことは大事なんです。これは総務長官も全部聞いていたきたいのだが、私が知る限りにおいては、この元号法案を推進してもらいたい、早く法制化してもら

いたいという決議文の大多数は、前福田赳夫総理大臣あてに來ているのです。これは意味重大なことです。あなたもいみじくもおっしゃいましたが、去年の十二月段階まで來ているのだ。これは完全に自民党の總裁選挙とその時期は符合しているのです。ここが政治キャンペーンであつたという一つの証左になるのだ、簡単なことなんだが。國民も鋭い感覚を持っているのは、そのくらい見抜きますよ。政治的に利用されていないと言

うけれども、明らかにこれは、自民党の党内事情によつて元号問題を旗を振った人がおる。こういうことも私は十分指摘をしておきたいと思うのです。これについて御見解はありますか。

○清水政府委員 私どもの方に参っております状況を申し上げますと、ごく最近に至りましてはなお到達しつある状況でございますので、私先ほど十二月という言葉を申しましたのは、去年のうちに、つまり昭和五十三年のうちに來たものが数としてはいままでのところではその方が多かつたというふうな私記憶がございましたので、そういう意味で引用したにすぎませんので、御理解を賜りたいと思います。

○上原委員 それは事実関係だから、指摘をしておきたいと思うのです。

そこで、元号法制化実現を要請をしている方々はどういふ方か、主な団体はどんなものかということをお願いしますが、これも、皆さん、本当にどうなんでしょう。主な団体というのは、神社本庁でしょう。生長の家でしょう。軍恩連盟、国際勝共連合、生學連、生長の家学生会全国連絡、反憲學連、反憲法學生委員會全國連合、日本青年協議會、不二歌道會、こういう団体が一元的に要求をやっているのです。こういう団体から、各都道府県なり各市町村に対して早目に決議をしてもらいたいということを盛んにけしかけて、と言つと語弊があるかもしれませんが、そういう形でこの元号法の推進をやる、法制化をやつていく。皆さん、ある面では異常と思いませんか、こ

れだけ皆さんが、四十六都道府県でやられました
が、千百六十でしたか市町村で急速に盛り上がつ
てきたというのは、これは、本間に、元号の内容
というものが、天皇制とはどう関係するのか、いま
の憲法とはどうかかわっているのか、旧憲法下
における一世一元制の元号がどうであったのかとい
うようなことを、みんながそれぞれの地方議会な
りあるいはその地域の専門的な立場にある学者、
文化人とか、そういう方々の意向も聞いて決
議したのじゃないのですよ。何かの問題と一緒に
に、元号は必要だから、昭和の後元号がなくなる
と困るでしょう、皆さん、という形でやられてい
るのがこの決議なんですよ。それがあたかも国民
世論であり、全体の意思であるかのようにこうい
う場で強調するのは、私はちょっと軽率だと思
うのです、総務長官。どうでしょう。

○三原国務大臣 一つ申し上げますが、ただ単に
一部の団体の方に強制されて云々というようなお
言葉がござりますが、断じてそういうようなもの
でもない。それからまた、前内閣において政治的
な運動にこれを利用したということでもございま
すが、そういうことでもありません。と申し上げま
すのは、わが党が党議で決定をしたものでもあ
ります。そして、それを地方の支部に、党議決定
の線ははっきり党としてこれを取り上げて運動の
展開をいたしておるものでもございます。それか
らまた、先ほど来、県なり地方議会の議決等につ
いて一部の扇動に基づくものだというようなこと
がございますが、私は、もっとやはり公正な立場
で地方議会の決議というふうなものはお取り上げ
を願う必要があると思うのでございます。私ど
もは、そういう見方はいたしていません。こう
いう点から見ても、一部の策動とか一部の
云々とかいうものでは断じてないということをひ
とつ御理解願いたいのでございます。

○上原委員 私は、何も扇動という言葉を使いま
せんでした、総務長官。地方議会の決議を尊重
しないのは、むしろこれはこれまでは政府だっ
たと思うのです。これはいづれ議論をしますが、

沖繩では全会一致の決議をたくさんやって、政府
に何回も地方自治法に基づいて要請したが、一遍
も生かされたことがない。自分たちの御都合のい
い決議文だったら、これは世論です、尊重しなけ
ればいけませんと言っているのは余り感心いたしませ
ね。そのことを指摘しているのです。しかも、短
期間の間にこれだけのことがやられたというの
は、元号制の持つ内容というものが、法案の内容と
かそういうことが十分に吟味されていらないから
はありませんか、そういう指摘は十分あり得るで
しょう。そのことを申し上げているのであって、
私だつてある程度考えて物を言っていますが、扇
動とか策動とかそういうことで私は表現しませ
んでした。その点指摘しておきたいと思うので
す。

そこで、では皆さんは憲法とも関係がないの
だ、あるいはそういう危険性は全然、憲法とは関
係ないというより、そういう憲法の本質が曲げ
られるようなことにはならない、あるいは天皇の
権威というものが、政治的地位というものが強化さ
れていくことにはならないということを盛んにお
っしゃっています。思えないわけなんですよ。元号
を推進している方々の発言というものを、皆さ
んどうお考えでしょう。私も、ずいぶんこの元号
問題を書いてみたのですが、まず、確かに自民
党には自民党のお考えがあり、それはそれなりに
結構ですから、民主主義社会ですから、お互いに
それぞれの見解を言い、政策を掲げて国民の判断
にお任せする、これは常道ですよ、普通で、何も
私はそこまで否定しようとは思いません。しか
し、どう考えても、憲法を尊重する、遵守してい
かなければいかぬ立場にある方々の発言としては
問題がある。そういう面がたたくさんあるわけだ
ね。

たとえば、前総務長官の御発言なんかも、よう
総務長官の座を占めておられたものと、私も同
情に値するね。皆さん、これは「理想世界」とい

う本に、しかも総務長官現職時代のことなんです
ね、元号問題との関係においてこういう発言をし
ているのです。

たとえば、内閣が、今の福田さんがいつまでも
続けばいいですよ。しかし、自民党の中でも、
多少おかしな人もいないとはいえないから、そ
んな人が内閣を担当されたときには、元号はそ
れで終わってしまふ
自民党の中にもおかしな人もいらっしゃるの
か。こういう発言とか、あるいは
欠けている心とは何か。それは、日本の柱を
立てるといふことです。

天皇陛下を中心として尊ぶのは昔に
だなんて言っているのは、おかしいんだ。
こういう言い分なんですか、おかしいんだ。
は、天皇陛下を中心としてとぶことだ。皆さ
ん、これ行き過ぎじゃないですか。

これからは、もう一歩進ませて行く。建國記
念日は政府が「主権」するのが当たり前で
よ。誰に遠慮することもない。
靖国神社というのは、国家護持するのが当り
前の、まん中なんですよ。

どうなっているのですか、これは。しかも現職の
閣僚ですよ。皆さん、これが本心に良識ある人
なら、憲法を守る立場にある、しかも行政をする立
場にある、元号問題を担当しようという一大臣の
発言として本心に国民がこういふことを読んでみ
て、一体元号ができた、本心にこういふ考えで
進んでいくのかと疑問を持たない方が不思議じゃ
ありませんかね、総務長官。私は、いまの三原総
務長官がそういうお考えだとは思いたくありません
が、しかし政府の重要な地位にある、しかも現
職の閣僚がそういう考え方で堂々と意見を発表し
ている、対談しておられる。どうなんですか、こ
れは。御見解を承っておきたい。

○三原国務大臣 お答えをいたします。
私がここで申し上げておるのは、政府としての
意見を申し上げておるわけではございまして、個
人的な意見を申し上げる場合は、個人的な意見とし

ていうことで率直に申し上げる場合もあると思
いますけれども、ただいままでここで御質問に対
して答弁をいたしておりましたのは、政府の意見を
申し上げておるのでございます。したがって、前
長官の御意見等をいま云々する。これは、私は適
当でないと考えますけれども、個人的な見解を
述べられたものについては私も承知をいたし
ておりますが、それはあくまでも個人的な御見解
であつたらう、そう思っておるところでございま
す。

○上原委員 私も個人的なことについて、とや
く言うつもりはございません。しかし、これは総
務長官現職時代の御発言ですよ。そのことを問題
にすべきだと申し上げておることを改めて指摘し
ておきたいと思うのです。個人的なことにはな
らないわけですよ、総務長官という立場でこうい
うことを言うというのは、これは本心に大問題で
すよ。

それともう一つは、皆さん元号はそういう方向
には行かないということを感じておっしゃってい
るのですかね、これも推進派の方々が書いてい
る「元号」いま聞かれてるもの、やはりこういう
考え方が根底にあると思うのです。ある人は、
僕は天皇の「神聖性」をおもひするものと
して、とりわけ「象徴侮辱罪の新設」が喫緊
の課題だと思ひます。これは本質的には「不敬
罪の復活」としてとらえられるべきことであ
る、現憲法の「象徴」規定にマッチするものと
して、「不敬罪」というより、「象徴侮辱罪」と
する方がより現実的だと思ひます。

こういう思想を持っている人が、元号を一日も早
く法制化しなさいと積極的な意見を言っているわ
けですよ。どんどんそういう本をお書きになつて
いる。そういうものを見ている、皆さんが言う
ように、法制局長官、憲法とは関係ありません、天
皇の権威は高くなりません、あくまで象徴ですと
言つてみたって、根っこに流れている、まあ本流
とは言わぬけれども、そういう思考というもの、
思想というのは、早目に象徴侮辱罪でもつくり

なさい、不敬罪も復活させなさいということをや元号推進派は言っているわけですね。これについて、どうお考えですか。

○眞田政府委員　どんな方がどういう機会におっしゃったのか、事実の有無は私は全然知りませんが、言論は自由ですから、それこそまさしくいまの憲法の第二十一条で言論その他表現は自由ですから、そういう意見をお吐きになっても、私の方でそれに対して、そんなことを言っているわけですから、ぬというようなことを言うことがまた憲法違反になるのじゃないかというふうに考えるわけでございます。私にそれに対する意見を述べるとおっしゃっても、それはちよつと御無理な御注文なんです、正式に法制局長官としての意見を述べる立場じゃございません。

○上原委員　法制局長官、そんな茶化してはいけませんよ、それは、ほくは真剣に討論しているのですよ、議論しているのですよ。元号を推進をしている方々には、そういう考え方の持ち主、思想を持っている方々が多いですよ。もちろん、そんなことを言っているからぬと言っているのではないのですよ。言論は自由であるということは、私どもも知っています。皆さんが、憲法の精神は全然曲げられないのだ、心配しないでいいのだ、天皇の権威も高くなりません、強められませんかと言ったって、こういう思想の持ち主の方々がほとんど元号を推進をしていく、あるいは天皇中心の日本国家をつくらうという動きがあるということについては、個人の見解は別としても、何らかのコメントがあつていいんじゃないですか。そういうことを言っているのであつて、あなたがそういうことを言うから――また憲法違反なんて、そんな大げさなことをおっしゃるなよ。

さらに、これは何か皇居にお勤めになった人が書いておる本ですが、私は、余り元号賛成者とかあるいは天皇を美化していく方々の本というのは読みたないんですが、しかしおのれを知るには他も知らなければいかなぬ面もあつて、なぜ天皇を尊敬するかという本もかつて読んでみたんです。

ね。この中にも実に恐ろしいというか、われわれから考えると、どうしてこういう論理というものが出てくるのかという感じがするほど、非常にいまの憲法はだめなんだ、自衛隊も早く天皇の軍隊にしなければいけないんだ、不敬罪も早目に復活させなければいけないんだ、靖国も国家護持しなければいけぬのだ、そういうことを随所に強調しているんですね。同時に、最近のそういう動きとして、私がなぜ日本社会の土壌というものを問題にするかと言うと、それは何でも自由でしょうが、しかし物事には、一体日本の将来というものが、日本の民主主義というものがどういう方向に行くのであろうかということはやはり国民として関心を持つし、国会で仕事をしておれば、人一倍と言わないでも人並みのそういう感じは持ちますよ。

しかも、最近のこういう問題として指摘しておきたいのは、若い層に向けてのいま私が指摘した幾つかの天皇論というものが急速に出てきているということ、これも元号法制化の問題とか、靖国神社の問題とか、有事立法の問題とか、文部大臣、お待たせして済みませんが、「君が代」国家の問題とか関連しているわけですよ。そういう一連の総まとめとして元号が出てきたと言つても、私たちに言わせれば過言ではない。それが今日の国民の最も懸念している根本だということを理解をしていただかないと、日本の民主主義というものの将来に、私は、これはもちろん、そんなことを言つたって、われわれが多数だと言つてしまえばそれまでかもしらぬが、ある意味じゃ日本の今後の将来に対する選択を、いま私はお互い自体が迫られていてと思うんだ。それほどわれわれはこの問題を重要視しているんだ。いま私が指摘した問題等について推進をしている人々というのは、残念ながらそういうお考えの立場に立つておられる人が多いから、ますますこの元号法案の取り扱いについては、国民の日常生活から出ている元号に対する長い間のいわゆる事実たる慣習という考え方、あるいは憲法に定められている象徴天皇に対する天皇への一種の信頼感とか、そういうものとは違っている観点から元号問題、法制化の問題、一姓一元制というものが出てきているという本質を閣府が見抜いていないと私は思わないんですよ。改めて御見解を承つておきたいと思うので

す。天皇への一種の信頼感とか、そういうものとは違っている観点から元号問題、法制化の問題、一姓一元制というものが出てきているという本質を閣府が見抜いていないと私は思わないんですよ。改めて御見解を承つておきたいと思うので

○三原國務大臣　お答えいたします。私は、問題点の第一に、いま御指摘されるような旧憲法時代における元号と新憲法下における、現在、法案としてお願いをいたしております元号と天皇との関係における違いというものを一番に申し上げた問題でございます。そういうものを一番に申し上げたというの、そうしたいいろいろな御意見があるということを承知をしておるからでございます。そういう点について、私どもがいま企図いたしております元号の法制化の問題は、そうした立場からではございません、あくまでも年の表示としての元号というものを国民の要請にこたえて、いかにして存続させることを制度的に国の意思として明確に安定した体制に置くかということが主でございます。憲法に抵触するようなことはいたしておりません、将来に對しまして、この民主的な体制を壊すような方向に持つていかないように十分な留意をしながら運営をいたしたいと思つたところを要請申し上げました。したが、そうした観点からこの問題と取り組んでおるわけでございますので、決してそれを私どもが知らずにやっておるとかというようなことではございませんので、御了承願ひたいと思つたのでございます。

○上原委員　そこはとらえ方の問題がありますので、願わくはそういう立場の意見がより反映されるような元号のあり方、あるいは天皇の問題、政治のあり方でないことを私は心から期待をせざるを得ません。そこで、先ほどのいろいろございましたが、これも重要なことですから触れておきたいのですが、歴代内閣の元号に対する姿勢というものがどう変化してきたかということも一度指摘しておきたいと思つたので

いと思つたのです。私はいろいろ議論をしたかったのですが、どうも最近、政府なり一部の方々は、日本の講和発効前の国会での決議とかあるいはいろいろな制度というものはすべてマッカーサー司令官部というか、そういう占領下にあつたことだったから、日本の本来とるべき判断じゃなかったというふうなことをやっているのじゃないかという懸念も持つわけですね。そのことも議論できませんが、一九四六年には、議論がありましたように、今国会提出の元号法案とほとんど同じ元号法案を閣議で決定されたが、これも先ほどの議論とも関連するのですが、われわれがいろいろ記録を調べてみると、GHQが圧力を加えたんじゃないのです。天皇の権威を認めることにはなるので、そういう一姓一元の元号制というものはどうも納得しがたいという指摘だつたと思つたのです。それは、あのころはマッカーサー司令官が抑え込んだのだという形でこれを安易におとりになるのはどうかということを指摘しておきたいと思つたのです。

その後一時――もちろん参議院での公聴会などもありました。これもこの間の清水さんの御答弁はちよつと違つたのです。その点も指摘をしておきたいと思つたのです。一時期そういった元号廃止をしようという国会論議もあつたのですが、さたやみになつて、一九六一年、昭和三十六年のころ、池田内閣は公式制度連絡調査会議を設置して、元号を初めとして国旗、国歌に関する検討機関を設けた。その会議は、元号についてだが決り、という形で、どういう内容にするかというふうな問題点を挙げるにとどまつて、その後二回ぐらゐこの連絡調査会議は開かれたが、一九六五年から一九七五年の間余り活用されてはいないです。

その後、一九六八年、昭和四十三年のころになると、佐藤内閣ですが、その年に起きた十勝沖地震の名称については、一九六八年十勝沖地震と最初なつた。本当は、これもまた気象庁でも呼んで、いろいろ議論をしなければいけない問題なん

だ。元号での地震なりそういうものの年づけというか記号づけというのはむずかしいと言っているのですね。これはもう常識でしょう。しかし政府内部で、官報記載やその対策をめぐって混乱があった。だから、一九六八年十勝沖地震となつてい

たものを政令に關しては、昭和四十三年十勝沖地震とした、これも元号が非常に合理的だとい

一つの例だと思ふですね。それで元号問題についてはいかに佐藤さんらしく、佐藤首相は自分

がやめてからにしてほしいや、こんなむずかしい問題は。だから消極的だった。それでまたやみに

なつた。

一九七二年田中内閣が発足して、元号問題については慎重に扱ってほしいと余り乗り気じゃなかつた。消極的ですよ。

一九七四年、昭和四十九年になつて三木内閣が誕生して、これは源田実参議院議員の質問に答えて、政府は元号の事実たる慣習、元号の使用を国民に強制しようとするならば、皆さん強制しないと言つては、源田さんの質問主意書に對しては、こうはつきり答えてゐるのです。事実たる慣習である元号の使用を国民に強制しようとするならば法律を必要とすることは当然である、こう言つてゐるのです。強制するところとやらと源田さんの質問主意書には答弁なさつてゐるのじやないですか。どうなんですか、これは。こういう問題がある。こうなつて、三木内閣もいわゆる元号制度についてはなお慎重に検討する、こういう話をしてきてゐるわけですね。しかし、さらに、昭和の後の元号制度については、閣議決定による内閣告示で元号を存続すると答弁したのだ、参議院予算委員会でしたか、かつての西村総務長官が。

だが、先ほども指摘しましたように、福田内閣になると、どうも風向きが俄然変わるのですよ。

一九七七年、堀江正夫参議院議員の質問に答えて、政府は元号制のあり方については国民世論の動向を見て慎重に検討したい、そう言つておつたのだが、だんだんさつきの稲村総務長官との話の関連もあつて、積極的に法制化をする方向に変わ

つていくわけですね。こういうような大きな変化があるということ。七八年の十月十七日に昭和の後の元号問題については、従来の内閣告示方式を改め、法制化で存続すると閣議決定に至る。ここからが元号法制化が活発な意見として十分な国民間の内容の吟味とか、あるいは先ほど指摘しましたような問題がどうなつていくであらうかということも十分討論、議論されないままに今日に至つてゐるというこの経緯についてはぜひ御理解をいただかなければ、御理解というよりも指摘せざるを得ないですね。

そして、一九七九年一月二十五日の本国会の再開に当たつての施政方針演説で、元号存続法制化を初めて本会議において大平総理が述べるといふことになつてきたわけですよ。こういう経緯を見ても、どうもいまの時期にどうしても元号を法制化しておかなければいかぬという何か大きな裏があるような感じが私はしてゐるのではないのですよ。総務長官、絶対そういうことはありませんと

言つても、あるいは覚で決めてゐるんだとおしやいませけれども、何でもそんなに急がなければいけないかという疑問に對してはまだ説明していただけない、御見解があれば、お述べください。

○清水政府委員 大変長い沿革がございましたので、その点につきまして私から答弁させていただきますが、公式制度の検討は御指摘のとおり、途中余り活発でございましては検討を重ねてまいりました。このことは前にも御報告をいたしましたところでございまして。

それから、源田議員に對しまする政府の答弁書における表現でございまして、そのときの意味するところは、強制をしようとするならば法律が必要であるということが書いてあるということでございますが、それは、もしそういう法律をつくることとすれば、法律の中に元号によらなければならぬとか、したがつてまたそれに反した場合はどうなるとかいうような規定を入れる、それがつまり法律によつて強制するということを意味するわけで

ございまして、およそそのようなことであれば、法律であることが憲法の上から言ひましても絶対必要であるということとは当然のこととございまい

すが、私どもがいま提案してあります法律というのは、そういう角度的なものでは全くございせん

で、ただ存続を図る場合の基本的なルールにつきましては、国民に広く使われるという元号の性格

でもありますので、明確、安定にするという意味におきまして、いつ改元をするか、それが改元の

主体者になるか、つまり政府が決めるという点を国会の議決する法律でお決めをいただきたい、こ

ういうことでございまして、使用の点については、したがひまして全く法律に觸れておりませ

ん。そのことはすでに御承知のとおりでござい

ます。

それから、あと西村長官時代からの沿革について御指摘がございましたけれども、この点につき

ましては先般多少私も御説明申し上げましたが、政府内部におきまして、そのころからずっと検討を重ねてまいりまして、法制化という結論に達し、今度のような法案を作成するに至つたとい

うことでございまして、先生の御指摘の中でばかに突如としてというような御印象のお話もござい

ましたけれども、私どもにすれば、慎重に、あらゆる角度から検討を続けてきた結果であるとい

うことを申し上げたいのでございまして。

○上原委員 それは一つの経緯、流れですから、この重要な元号法案の審議に当たつて、われわれはそういうことも踏まえて現在法律化することは国民の全体的な声になつてゐないのじやないのかというところで、反対をする立場として政府の考

え方はどうであつたかも明確にしておく必要があると思つたので申し上げた次第です。

さらに、国民世論とかいろいろおっしゃいますけれども、これも私は指摘しておかなければいかぬと思うのです。各新聞の社説はどうなん

で、昨年は、多岐にわたる指摘はいたしません

が、昨年

は、この点を指摘をして、政府にもう少し慎重な態

の朝日「元号問題を考える」これからの日本を世

界史の流れの中でとらえてゆくには、とりわけ若

い世代が世界の多数国と共通の時代の尺度、つま

り西暦を使うことの意義は大きい。元号は国民

生活になじんでゐることは認めるけれども、さし

あつては併用が望ましい。しかし、「その場合

も、基本的には世界共通の尺度を取り入れてゆく

度が望まれているのじやなからうか。これは総務長官の方から御見解がありましたら、伺っておきたいと思うのです。

○三原國務大臣 御指摘の社説等については、私も読ませていただいておりますのでございます。

そこで、問題は法制化ということを中心論ぜられておるようでございますが、私も申し上げておるの、国民の大多数の方々が元号の存続を望んでおられる、その存続というのを考えてまいりますと、それは二つの道しか最終的には考えられない。それは何かと言うと、内閣告示か法制化かということになってまいるのでございませう。これをいまいくどと申し上げませうけれども、そうした場合に、国民の大多数の方に關係をし、生活に關係をする元号であるとするならば、最も民主的な方法はやはり法律によるべきではなからうか。基本的なルールが存続させるためにどうしても必要とするならば、その制度的な存続のルールだけでも決めることを内閣告示でやるか法律でやるかということになりますれば、やはり国民主権の立場から、そして民主的な立場から、国会で御審議願って法律によるのが最も選ぶべき道ではないか、そういうようなことに考えてまいったところでございませう。

したがって、私もいたしましては、内閣告示でもいいというのがそういう意見には出てまいっておりますけれども、やはり告示よりも、一方においては制度的な安定性あるいは明確性というようなことにもつながってくる。しかし、運用面で使用上の強制とか義務というようなものが法律には連想されるわけでございませうけれども、そういう点については、いままでどおりの元号の状態を変えようとは思っておりませんということも付加して申し上げておるところでございますので、その点につきましてはひとつ御理解を願いたい。国民に親切な、責任のある答えとしては、法律によるのが最もそれにこたえることになるのではないかと、そういう二つの線から、いま申し上げましたような処置に出たわけでございませう。

で、御理解を願いたいと思うのでございます。

○上原委員 私は、事実關係でそういうことを指摘をしていくわけですが、総務長官のいまの御答弁からしますと、いま一番問題になるのは、次の元号をどうするか問題になるわけでしょう。元号というのはその頻繁に変えるものではないです。行事ではないと思うのだ、仮に変えるということになるとしても、それであれば、何でもそんなに急ぐのかという疑問が出てくるのじやないですか。あなたのおっしゃることが一つの理屈、論理としても、それは法制化についてはどうもいまは早過ぎるという国民の大多数のそういう声であるなら、それを素直に受けて、なお法制化すべきか、あるいは事実たる慣習としてやるのか、内閣告示で――万一の場合はそういうことも考えて、こういう重要な問題については、なお国民の合意を得るという努力をやること、私はいまのあなたの御答弁の本当の趣旨にもかう思うのですよ。それをおやりにならないで急ぐところに他意があるのじやないかということを書いておるのです。

そこで、いろいろ言ひ分はあるでしょうが、進めたいと思うのです。これとの関連もありますが、文部大臣、どうも長いことお待たせしましたが、あなたの元号に対するお考えはどういう考え方を持っていますか。

○内閣國務大臣 お答えします。元号問題は、非常に日本に特色なものでございまして、すでに閣議でも決定いたしましたので、皆様に御審議をお願いしておりますので、一日も早く成立できますように御配慮を願いたいと思っております。

○上原委員 何かどこかのクラス会で校長先生の訓示を聞いたような感じがちよつと納得しかねるのですが、お考えはわかりました。

そこで、内閣文部大臣にお尋ねしたいのですが、一九七四年に文部大臣は戦没者等に対する国の表敬に関する法律案を編みおつくりになったことがございませう。現在もそれは必要だと思ひますか。

○内閣國務大臣 私は、いまそのことははっきり記憶がないのでございませう。

○上原委員 どうもそのせりふもどこかで聞いたような御答弁なんです、まあ、その議論じゃありませんから進めますが、後で記憶を思い出してみて下さいね。

じゃ、元号が法制化をされたと仮定した場合に、現在の教育制度といひますか、あるいは教育行政、教科書の検定問題等、どういふふうに関連していくのか。具体的に言ひますと何か変更があるのか。その点を明確にしたいと思ひます。

○内閣國務大臣 お答えします。

教科書の検定問題につきましては、著者の判断をできるだけ尊重するという考えでございませうが、ただ、日本史の場合につきましては、特に重要な問題については西暦と元号を併記するように文部省は指導しておりますが、この元号法案の成立によつてこの方針は変わることはないはずでございませう。

○上原委員 変わるはずはないでは困るのですね。変わってはいかないのですよ。

○内閣國務大臣 失礼しました。変わらないうつです。

○上原委員 それで、そうはおっしゃいますけれども、やはりこれも不安を持つ面が出てくるわけですね。

具体的にお聞かせをいただきたいのですが、なぜこの問題、関連していくかといひますと、これは昭和五十二年です、七七年の文部省の小学校学習指導要領が出されております。その中で百七ページですね「特別活動」の中で「指導計画の作成と内容の取扱い」について「国民の祝日などこれら祝日などの意義を理解せよ」とともに、国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望まれています。こういうことが指導要領の中に明記をされて

おつて、現在そういう指導をあるいはやつていらっしゃると思ひます。この委員会を通していろいろ議論をした中で「君が代」も目の丸もまだ国歌として、あるいは国旗としての法的根拠がないにもかかわらず、この指導要領の中に入っているのです。

これはどうしてこういうふうになったのかといひますと、お聞かせいただきたいし、法律の根拠がないものについて、こういうふう文部省がお出しになるのに、ましてや元号法が制定をされた場合にはやはり元号を使ひない、あるいは元号を先にしないと教科書の検定には合格しないと、まあ、造詣の深い内閣文部大臣はそういう反動的教育はやりたくないと思ひますが、もし変な――変なと言つたら失礼ですが、文部大臣で理解のない方がやると、そういう教科書の内容とか検定とかいろいろ締めつける可能性がないのかどうか、疑問を持つのですが、絶対ありませんか。また、この要領にはどうしてそういうものが入つたのですか。

○内閣國務大臣 御心配の点はないと私信じておりますが、昭和三十三年に第一回の指導要領の改定を行いました。そのときに、学校行事等においては国旗を掲げ「君が代」を歌うことを規定しまして、その中で「君が代」は小学校から必修として歌わせておるのでございませう。その点は、今度新しく「君が代」につきましては、国歌というところに変えたわけでございませうが、二十数年間ずっとやつてまいりまして、私も私としては「君が代」は国歌にふさわしい、先ほど来お話がございませうに、天皇は日本国の象徴ですから「君が代」は千代にやちよにさざれ石のいはほとなりて昔のむすまで、日本国が永遠に繁栄するのだということ、で「君が代」が国歌にふさわしいということ、いままで「君が代」としては、このたゞ国歌というふうな改めたわけでございませう。

○上原委員 御答弁の内容が多くなると、だんだん変な方向に行きそうなんです。

なされたという事は、文部大臣のお人柄ですから、考え方はわからぬわけじゃありませんが、教育勸諭については、どうお考えですか。

○内閣事務大臣 お答えします。

教育勸諭は、昭和二十三年に衆参両院で議案の決議がされたことを私もよく存じております。ただ、教育勸諭の中にも、道徳の基本に関するものが残っているわけです。たとえば一父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ、こういうようなことは、いずれの時代にも必要ではなからうか、こういう意味でありまして、教育勸諭が廃棄されたことはよく存じておりますが、しかし、道徳の基本というものは、昔もいまも変わらないのじゃなからうか、こういうふうに考えておるのでございます。

○上原委員 文部大臣と徳目論争をしてもなんでしょうが、教育勸諭にそういう内容の徳目があつたから昔もいまも変わらないのだ、そんな教育勸諭の文言みたいなことを言わねども、日常的に言っても、兄弟仲よくしなさいとか夫婦は協力しなさいとかいふのは、人間普遍のあたりまえのことですね。

問題は、文部大臣、なぜこういうことをわれわれが問題にするかと言うと、あなたはそういうふうにおっしゃいますけれども、教育勸諭、軍人勸諭、明治憲法、天皇、「君が代」、国歌というのは不離一体のものであったという事は、否定いたさないでしよう。その内容の部分的なところだけをとりえて評価をする、価値を論ずるという事は、私はやはり妥当性を欠くと思うのです。おっしゃっていることはわからぬでもありません。

○内閣事務大臣 あなたの御趣旨は、私もよくわかります。しかし、基本的なものは、時代が変わっても変わらないもの世の中にあるわけですから、全部が悪いというふうには、いまお話しのように、私も戦前の天皇制の復活なんか決して考えてないので、国会で廃止決議になったのはよく存じております。ただその中にも、今日に通ずる基本的なものがあるということを申し上げたい。

だけであります。誤解のないように願います。

○上原委員 そういたしますと、これはせんが、その委員会での質問との関連もありますので、法制局長官にちよつとお尋ねしておきたいのですが、法的根拠のないもの、こういうことなどもこの指導要領とかそういうものにどんどん活用していくということは妥当性があるのですか。簡単に答えてください。

○真田政府委員 国旗、国歌等につきまして一般的な法的根拠は現在ございませんが、元号と同じように事実上の慣習として国民の間に定着してあるという認識のもとに文部省として学習指導要領の中に御引用になったのだらうと思ひます。その限りにおいては、これは決して違法ではございません。特に学習指導要領の中では、国旗を掲げ、国歌を歌うことが好ましいというふうに書いてあるようでございますので、その点から見ましても、違法の問題は起きるわけはございません。

○上原委員 それは見解だけ承つておきます。それでは、この問題を好ましいというふうに指導要領の中に入れたのは、文部省の教育課程審議会では議論されたのですか。

○経理政府委員 教育課程審議会は、小、中、高等学校の教育内容の目標あるいは主な事項のいわば基本的な方針を審議していただく審議会でございますから、具体的に国旗とか国歌をどうするかという御議論までいただくことはございませんでした。

○上原委員 総務長官にお尋ねしますが、この国歌とか「君が代」を指導要領に入れてくれとか、あるいは学校で教えてくれと文部省に頼んだことございますか。

○三原国務大臣 お答えいたしますが、文部省にそういうことを頼んだことはございません。

○上原委員 それはちよつと疑問があるのですね。私いろいろ調べてみたのですが、いま御答弁もありましたように、文部省の教育課程審議会でも、この件については全く審議がなされていらない。審議しなくてもいいという御答弁はどうかと

思ふのです。これだけ重要な問題を法的根拠がないのにそういう指導要領に出したというのは、やはりもつと慎重に扱うべきじゃないかと思うのですよ。しかし、これが突如としてさつき指摘した指導要領に入つたいきさつは、調べてみると、こういう背景があつたといふことなんです。その件については全く審議されてない。しかし、その学習指導要領に入つたのは、当時の三原防衛庁長官の申し入れに基づいて文部省自身が書き込んだものなのである。その三原長官の文部大臣への働きかけについては、ある雑誌に三原長官がそういう申し入れをしたということが書いてある。

すなわち防衛を担当する者として、有事の問題とかそういうことで国内的に非常な不備な点がある、だから学校でそういうた国を愛する忠君愛国という心が愛国心を、忠君は別、愛国心をもちと教えないと、そのためには、文部省のそういうたどの教科書にもそれがないから入れなさいということ、あなたが防衛庁長官のときに、お顔はおとなしいけれどもずいぶんいろんなことをなさつたんだなと思つてゐるんです。そういう事実、ありませんか。

○三原国務大臣 お答えをいたします。防衛庁長官の時代に、自衛隊における国旗、国歌の取り扱い等について、事実たる慣習として使われておるわけでございますが、国歌、国旗等について、各方面で、学校等で国旗を掲揚せよ、あるいは国歌を歌いなさいと言つても、なかなかいろいろな反対等があるというふうなことも聞くが、この際、そういう点について明確にする必要がありはしませんかということ、当時の海部文部大臣と懇談をしたことはございます。その点は、私ははっきり文部大臣と懇談したということ、を申し上げたこともございますし、海部文部大臣が委員会等でそういうお話をなさつたことも承知をいたしておるところでございます。

○上原委員 さっきの御答弁とは違ふんじゃないですか、全くありませんなんて言つて。だから、

元号問題についても、われわれはそういった不安が残ると言ふんですね。

三原長官は防衛庁長官時代に、国歌、「君が代」に言及したことがあるんですよ。「国防」の一九七七年八月号にちゃんと書いてある、対談方式で。全部は読めませんが、

もう一つ付け加えますと、週日発表された文部省の教育指導要領ですか、それが決まる過程で、私はこういうことを申し述べました。それは、さきほどいいましたように、国を愛し国を守る気持ちを国民に抱いてもらうためには、まず立派な国を造り上げることが大事ですが、それとともにやはり教育の場で愛国心や国を守る意志についても教えてほしいということなんです。たとえば国旗とか国歌とかは、ぼつぼつ国民の間にある程度定着してきたのではないかと考えられるので、そういうものも教育の場で取り上げてもらいたいというふうなことです。

どの法律、どの教育指針をみても、国旗や国歌のことが取り上げられていないし、それが取り上げられなくても平和が続いていて非常に結構なことだとは思ひますが、やはり有事を考えると、平素から教育の場でそれらを教えることは必要なので、ひとつ教育指導要領に入れられないだろうか、ということをお願いしたわけなんです。

こういうことをやつたから、いまさつき指摘をした、指導要領に入つてきたというのをいみじくも自分をなさつてゐるんじゃないですか。私がここまで調べてない、皆さんは恐らくさっきの御答弁はあたりまえだと思ふかも知れぬ。

大要失礼な言い方かも知れぬが、国会の場で、政府のこれまでの憲法解釈、どうでしょう。憲法九条に対する考え方なりあるいは以前の栗栖発言の問題、どうでしょう。そういう一々の事実関係を考えた場合には、この元号法案が法律としてひたすら歩をする段階においては、基本法がない、こういう問題にさきこういふことをやるので、ますます、さつきから指摘をしてゐる諸問題、疑惑

○内閣國務大臣　ですから、元号と西暦とを両方あわせて教えろ、こう言っているのですよ。たとえば大化の改新とか建武の中興と言ったって、そ

そこで、こういうことを指摘をしておきたいと思うのです。結論として、文部大臣、先ほど御答弁があったのですが、素直な御答弁なり、いろいろありましたが、よくお人柄が出ていていると思うのです。今後、教科書の中で、歴史の本にしても、あるいはここに「政治・経済資料」というものもありますが、これなんか「一九七九年」ちゃんと西暦年号しか書いてない。こういうことについては、これを元号を使用しないというような指導をやるとか、あるいは現在どうしても内容として西暦しか先に使えない、その後に括弧書きで元号を使っている本もたくさんありますね。そういうのは、ひっくり返して、元号を先に持ってきて西暦を後に書きなさいとか括弧書きにしないさいとか、そういうことは一切やらないと断言できますね、内容を合めて。

○内閣事務大臣 そういうことはいたしません。ですから、いままでございまして、著者の意見を尊重します。ただ、大事な事件につきましては……（上原委員「ただからは要らぬ」と呼ぶ）いいですか。じゃ……

○上原委員 どうぞもうお引き取りを。ありがとうございます。御苦労さんでした。

次に、防衛庁長官にお尋ねしたいのですが、どうも先ほどの質問ともいろいろ関連をしていますが、軍人勲論に対しての御見解はこれまでいろいろ出ましたが、やはり納得しがたい面が多いわけですね。そういう意味で改めて、参議院での議論もないわけじゃありませんが、長官の、軍人勲論を容認するといいますが、是認するような御発言については、いささか問題がありますし、これもやはりもう少し、反対をするというか、あるいはそういうことに疑問を持っている人々の立場というものも理解をする必要があると私は思うのです。われわれだって、国民の、まあ一部とは言わぬが、国民に違いないですよ。何も自衛隊を認める、あるいはさっきの話ではありませんが、そういう元号を認めるという人々だけが国民じゃないと思うのだよ。

そこで、この防衛大学校での、まあいま問題の人、石田和外氏の御発言に対して、参議院で社会党の頼谷氏が取り上げたことではない議論をされておりますが、長官はこういうことをおっしゃっているのです。石田和外長官は軍人勲論を賛美したとは思わない、軍人勲論の中の五つの徳目を引用し普遍的なものとして話したのだ、自衛隊は天皇の軍隊ではないのだ、こういう言い方なすね。しかし、これだけでは、軍人勲論きょうそれを全部議論をする時間はありませんが、やろうと思えばできないこともないのですが、あの軍人勲論は日本の暗い時代をつくった一番根本になったものではないと私は思うのです。それを現職の防衛庁長官が是認をするという立場というの……

だから、こういう事例がたくさんあるわけですよ。教育勅語の問題、軍人勲論の問題、靖国神社参拝の問題。これはどうなんですか。

○山下国務大臣 参議院予算委員会におきますところの私の答弁については、ただいま御指摘のとおりでございます。

私は、繰り返し申し上げておりますとおり、軍人勲論はすでに衆参両院においてその効力を失う決議をされているわけでございますので、軍人勲論そのものを容認するとか、是認するということはございせん。ただ、その中にございす普遍的な徳目は、時代を通じて変わらぬものがあるというところは認めます、こういうふうに申し上げておるのでございまして、軍人勲論そのものを容認したり、是認しているものではございせん。

○上原委員 そうは言っても、あなたがそういうことをおっしゃるから、いろいろ問題が出てくる。昨年の栗栖発言だって、そうですよ。自衛隊は有事の際には超法規的行動をとるんだと、それが問題になった。かと思ふと、自衛官を勝手に護国神社に祭つたりして、合祀違憲判決なども七九年三月には山口地裁で出されている。こういうことを指摘をしておきたいし、その一つの例として、せんだって宮城県仙台において、東北方面

総監が建国記念奉祝大会に出席をされているわけですね、制服で。この件についてお調べになりましたか。

○山下国務大臣 ことしの二月十一日、仙台におきまして国民の祝日である建国記念日を祝うという会合がありまして、それは、主催者はたしか県会議長さんかどなたかと思いますが、多数の県民が出席せられましたので、案内を受けました東北方面総監がこれに出席したことは事実でございます。

○上原委員 それはどういう会合だったのですか。

○山下国務大臣 県民の多数の方が、国民の祝日である建国記念日を祝われる会合であります。

○上原委員 防衛庁長官、その内容のない御答弁じゃいけませんよ。

では、この内容に入る前にもう一言聞きたいのですが、あなたは、東北方面総監が制服でこういう趣旨の大会に出席したことは、自衛隊法にいう何ら問題はないという立場をとっていらつしやるのですか。

○山下国務大臣 自衛隊員は、制服を着用することは原則でございます。そして、国民の祝日である建国記念日を県民が祝われる会合に出席いたしますときに、自衛官として出席する場合、これは制服で参ることが当然であると思ふ次第でございます。

○上原委員 それは皆さんから言うのと、自衛隊だつて国会で法律ができて、政府の一機関だから、そういうお立場かもしれないが、大会なり集会の内容が問題じゃないですか、内容が。この大会はどういう大会だったか。あなた、そんな簡単なあれじゃないのですよ、この大会で決議されているのは。

私達は、本日茲に第十三回建国記念日を迎えるに当たり、山梨水明、風光明媚の我等が国土こそ日本民族永遠の運命を托すべきふるさとであることを銘肝し、この国土と国体を守り、国の名譽を益々高揚すると共に祖先の御恩に感謝

し、子孫の安泰と繁栄を図るべく祈念し、ここに次の決意を表明する。

一、明治以来の日本歴史が、新興諸國を独立に導いた奇蹟を發展させ利己を排し、責任尊重の醇風を恢復する。

一、民族永遠の生命の表徴たる一世一元制の法制化を促進する。

一、自主憲法を制定し、国民の権利、義務の基本を確立する。

一、安保体制と自由世界の信義を基とし我等の國は我等が守る。

一、靖国神社國家護持運動を推進する。

上記決議する。

こういう、明らかにこれは公務員としては一党一派に偏していますよね。こういう大会に自衛官の高官が制服姿で参加しても、何ら公務員法やその他の憲法理念に抵触するものでない、あなたはそのことに反省すべきであつたということを言っているんですよ、長官。あなた、このスローガンとか決議の内容をわからないわけじゃないでしょう、まさか。冗談じゃないですよ。それならまた別な話だよ。

○山下国務大臣 東北方面総監が、この国民の祝日である建国記念日を宮城県の県民の皆さんが祝賀される集会の御案内を受けて、それに参列したことは事実でございますし、それはもう私は御理解いただけたと思うわけでございます。そして、東北方面総監が出席いたしますときは、あくまでそういう趣旨のものであると承知して、出席いたしましたと私承知いたしております。

○上原委員 それは本人の釈明とは違うんじゃないですか。本人は大会場に行くまでそういうスローガンは掲げていないというのを言っているんですよ、あなた。本場にこれは問題ですよ。それじゃ納得いきません。

じゃ具体的に聞きますが、自衛隊法施行令八十七条にはどういふことが書いてありますか。

○夏目政府委員 お答えいたします。

自衛隊法施行令第八十七条を全部お読みしましたか。(上原委員「二項」と呼ぶ)「政治的目的のために寄附金その他の利益を提呈し、又は提呈せず、その他政治的目的を持つならんかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報酬として、任用……」

○上原委員 それは二項じゃないかあなた、何を讀んでるんだ。一項読みなさいと言うのに何で二項読む。

○夏目政府委員 「政治的目的のために官職、職権その他公私の影響力を利用すること。」

以上でございます。

○上原委員 あなた、そんなとほけるなよ。八十七条にちゃんと「政治的行為の定義」、第八十七條「法第六十二條第一項(政治的行為の制限)」に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。一 政治的目的のために官職、職権その他公私の影響力を利用すること。二 号から十七号まである。明らかにこれにことごといてるじゃないやせんか、これは。そういうことをぬけぬけとやって、しかもそれを、幾ら防衛庁長官として部下の問題だからと言っても、だからシビリアンコントロールが問題になるんですよ、あなた。本人さえも、その大会に行くまでそういうスローガン、政治的なスローガンがあることを知らなかったの、来年からは、もしそういう場合があるならば私は遠慮したいということを言っているのですよ、宮城県のこという反対をしている立場の方々に對して。それを公の場で、本人がそういう言っているにもかかわらず、防衛庁長官がいまさっきの答弁をやることは、防衛庁長官、これは納得いきませんね。これは法制局長官もいまの解釈はどうなのか。こういう高慢な態度がだめなんだよ。だから、われわれが憲法を大事にして問題にしようというのはいまはそこなんだ。

○山下国務大臣 私が申し上げておりますのは、東北方面總監が御案内を受けて参りました趣旨は、あくまで建国記念日を祝賀する県民の集會である、これに出席したことは、御理解賜れると

思いうわけでございますが、ただ、そうしたスローガンが掲げられておりましたことは、会場に入つて初めて承知したと聞いているわけでございます。率直に申しまして、まず何らかの政治目的がある大会であるということが明らかである場合には、その出席について慎重な配慮が必要であると思ひますが、この場合には、あくまで国民の祝日である建国記念日を祝賀する集會と承知して出席したと私は聞いていますので、これは納得しかねますが……

法制局長官、ちよつとお聞きになりましたか。

この自衛隊法施行令の八十七條の一項、こういう政治的目的が明らかであるわけですね。防衛庁長官、そうしますと、あなたは、こういう内容をさつきは知つていたと言つた。本人も反省をすると言つてゐる。やはりそれについては、こういう政治目的があるので行き過ぎがあつたということには認めるわけですね。今後、そういうことに対しては注意を与えて、自衛隊法なり自衛隊法施行令なり憲法というものを逸脱しないようシビリアンコントロールを確立いたしますか。

○山下国務大臣 いまの自衛隊では、シビリアンコントロールは確立されております。その原則に従つて私は努力いたしております。ただ、先ほど申しましたように、あくまで自衛隊法または法令の精神に従つて慎重な配慮をせねばならぬことは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、この場合に、東北方面總監は出席はいたしましたけれども、いまのようなスローガンを述べたり、積極的に採択に關与した事実はございせんので、したがうまい、そうした意味におきまして、この政治的行為をして、おとすは私も解釈いたしません。しかしながら、一般的に政治目的がはつきりしている大会の出席については慎重な配慮が必要であるというところは、かねがね申し上げておる次第でございますので、これはもうその方針を進めてまいりたいと思ふ次第でございます。○上原委員 これは防衛庁の関連法案もあります

ので、そのときもさらに継続しますが、長官、そういうすりかえではだめですよ。あなたが幾ら権力を持つてゐるからといって、そこまでこじつけするのは山下長官らしくもないし、やはりそこに問題があるのですよ、憲法の面からしても。あなた、なぜ私がこれを言うかという、ここには「二世一元制の法制化を実現しよう」、明らかに元号問題を推進するための大会なんですよ、これは建国記念日と言つた。ゆがめられた日本歴史の名譽を恢復しよう」とか「二世一元制の法制化を実現しよう」「自主憲法を制定しよう」「我々の國は我が國を守ろう」「靖國神社は國家で護ろう」、こういうことを自衛隊の制服が、総監がやつても、なお先ほど指摘した八十七條にも抵触をしないんだ、これについては訓告も戒告も注意も与えないということになると、納得しかねますよ、これは長官。問題があるんじゃないですか。

○山下国務大臣 總監が出席いたしましたのは、あくまで先ほど申し上げてゐる趣旨で出席いたしましたので、そのことについては御理解いただけたらと思います。ただ、その会場へ参りましたところが、いま御指摘のようなスローガンが掲げられてあつたことも事実でございますが、積極的にその採択に参加したとか、あるいは発言したとかいうことはございせんのです、それが、それはお認め願ひたいと思ふ次第でございます。ただ、私は繰り返して申し上げておるようでございます、私も、もしその政治的目的がはつきりしているような大会でありますならば、この場合はそのことが初めは国民集會という、県民のあつたものでございまして、一般的に言ひまして、政治的な目的がある大会につきましては、その出席については慎重な配慮が必要であることは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○上原委員 これはきょう議論を詰められませんでした。残念ですが、積極的に決議に参加しなかつた。しかし、大会で決議文をやる最後までおつたわけでしょう。また、アトラクションに自衛隊の音楽隊まで行つてゐるじゃないやせんか、国費を使つて。そういうことをやつても、なお自衛隊法施行令にも何も抵触しないんだ、おかしくないんだと言ふなら、これは合点いきませんよ。それなら謝りなさい、冗談じゃないですよ。それじゃ法制局長官に聞きますが、こういうスローガンの大会にどんな自衛隊の幹部が出てても何の問題もないですか。明らかに一党一派に偏しているじゃないですか。公務員の中立性を侵しているじゃないやせんか。そんないいかげんな答弁では納得いきません。

○山下国務大臣 私が先ほどから申し上げておりますのは、總監はあくまで国民の祝日である県民集會に出席する趣旨をもって出席いたしました。また、こう申し上げておるのでございます。また、また会場へ入りましたところが、そういうスローガンがありましたけれども、これについて積極的に発言したとか、あるいは採択に参加したとかいうことはございせんので、それだけは御理解いただきたいと思ふ次第であります。

○上原委員 あなた、軍人勲論の問題でも、たまに石田長官はそういう発言をしたんだとかいふことを言いますが、ぼくはそれじゃ納得しません、納得できませんよ。何がまたまたですか。会場に行けば大体わかるのです、そのくらのことはスローガンにちゃんと書いてあるんだから。それをのりくらり是認をして、時間かせぎをするようにとられたらこつちも絶対だめ、そういう答弁じゃ。しかも、本人はこの問題については反省をしてゐる。来年からはそういう趣旨の大会だつたら遠慮する。にもかかわらず、あなたが擁護をするということは、シビリアンである防衛庁長官は、制服組をコントロールできないという一つの証拠じゃないやせんか。そういうところに危険性があるんだよ。

○山下国務大臣 その点につきましては、私は繰り返して申し上げております。政治目的がはつきりする大会であるならば、その出席については慎重な配慮をするべきであるということを申し上げてお

ます。
○上原委員 ですから、今回のそれじゃ集会は、政治目的があったということはお認めになりますね。

○山下國務大臣 総監は、私はことさらに弁護するつもりはございません。ただし、総監が案内状を受けて、そのときの文面によりますと、国民の祝日である建国記念日を祝うんだ、主催者は県会議長であるとかあるいは有識の方々が出られるので、それで出席したのでございますから、それだけは御理解願いたいと思う次第でございます。
○上原委員 私が聞いているのは、先ほどから私は大会スローガンを読んで、決議文を読んだ。その大会はある政治目的を持った集会であるということとは間違いないですねということじゃないか。ないならいい、あるならあるとあなた答えればいいじゃないか。

○山下國務大臣 その大会は、そのようなことを決議せられておるならば、政治的な目的を持っておったと思います。
○上原委員 あなたを素直にするにはずいぶん時間がかかるよ。明らかに政治目的がこれはあるんじゃないですか。そういうことをなさるから、いろいろ問題が出てくるということ。きょうはもうこの程度にします、それはお認めになったのですから。防衛庁はもういいですよ、いずれまたたつぷりやりますから。そんな簡単な答弁ではだめですよ、みんな。納得できないのはできないんです。

外務省いらつしていますね。——外務省にお尋ねします。
せんたつても委員会の問題になりました。私は、この問題についてもかなりの時間を割きました。これは、実は天皇の国事行為の問題とも関連をしますし、沖縄にとつてはいろいろ重要な内容を持つ問題であります。「世界」の四月号でいろいろ指摘をされておるわけですが、要するに、戦後の沖縄の地位といいますが、をどう処置するかということについては、天皇のメッセージというものが重大な影響を与えたということが指摘をされて、先ほどそのメモも配られたのですが、それにも「世界」に出たようなことと大体同じ内容があるわけですね。これについては、外務省はどのように確認をなさったのか。また、この程度のものでないかと思うのです。もつとこれと関連する資料なり文書というものがアメリカ側にとつても必ずあると私は思う。改めてお答えをいただきたいと思う。

○被村説明員 ただいま御指摘の「世界」誌四月号に出ました進藤榮一筑波大学助教授の論文でございますが、これはただいま大体御指摘のございましたように、アメリカ側でも全面講和という線に進んでおった時期がある、しかしそれが多数講和、サンフランシスコ平和条約という方向に変わっていった経緯というものを論述しておられるわけでございます。その中でいわれる天皇陛下からのメッセージといいますが、伝言といふものがあつたんだ、それが一定の役割りを果たしたんだ、こういうことが言及されておるわけでございます。

私、この論文を拝見いたしましたして、事実の取り上げ方なり評価なりというものについて必ずしも納得しがたいところがあるように思うわけでございます。いさすけれども、これは専門の学者の方々に任せるといたしまして、事実関係ということから申し上げますと、第一には、一九四七年九月二十日付でシーボルトGHQ政治顧問がマッカーサー元帥にメモランダムを出しておるわけでございまして、これがアメリカの公文書館で最近極秘指定が解除されておるわけでございます。その内容につきましては、先生御指摘のとおり、「世界」に簡単に紹介されておるところと大体一致しております。

それから、同年十月十五日にジョージ・ケナンを長といたします國務省の政策企画部がロヴェット國務次官に報告を出しております、その中でいただいたのいわゆる陛下からのメッセージというものが重大な影響を与えたということが指摘をされた文書で確認いたしております。それから、当時このメッセージを伝えたときれおります寺崎英成さん、この方が宮内庁の御用掛をしておった、これは昭和二十六年八月二十一日に亡くなつておられますが、そのことも事実でございます。

それ以上に私もいたしましたが、実はこの「世界」の四月号が発売されたのは三月十日ごろでございますので、関心を持ちまして私も外交史料館でございましてとあるいは外務省文書課の記録でございましてとか、そういうところでは何らかのそういう手がかりといいますが、これに関連したような、たとえば寺崎さんのメモのようなものでもないかということも当たつたのであります。最近、国会でも御議論がありましたので、もう一度精査させたいわけでございます。ただ、そちらの方ではございせん。あるいはそういうこととに関連した資料というものは見出すことができなかった、こういうことでございます。

○上原委員 そういたしますと、またこの面については、さらに資料を入手すべきものもあるというふうに思ふ。
それと宮内庁、天皇にこのことを確かめることはできませんか。そういう事実があつたかどうか。○山本(徳)政府委員 宮内庁側におきまして、この問題につきまして、いろいろと資料等記録を調べたわけでございますが、実は覚書あるいはメモに至るまで一切残っていない。全然そういう意味では、ないわけでございます。

ただいまの御質問、陛下に直接伺うことができないかという御質問であるわけでございますが、陛下に、そういったような政治に関するといいますが、か、そういったような事項につきましての問題を直接お聞きするというようなことをやるべきかどうか。これは慎重に考える必要がある事項だと思ひます。
○上原委員 外務省、答弁してください。
○被村説明員 先ほど申し上げましたように、す

で三月月上旬ごろから、私もとしては調査してまいつたわけでございます。またその結果、それに該当するものは見つからなかつたということでございます。これはあるいは宮内庁の御用掛という資格でなさつたことで、本来私もの方にないというものが当然ということかもしれせんし、また当時は外交関係もない占領時代のことでございますので、私としましては、率直に申し上げて、これ以上精査いたしまして、何らかのものを私どもの方で見出すということはむずかしいんじゃないか。特に、いわゆるシーボルト・メモにもはつきりしてございまして、この寺崎さんがシーボルトから聞いたというのも口頭であるというところでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○上原委員 総務長官、この問題は、戦後の沖縄の歴史にとつて大変重要な問題なんです。日本の戦後史と重大なかわり合ひを持つておる。ああいう戦後の一時期の混乱期だからやむを得なかつたということであつたという問題じゃないですか。この問題の事実関係については、アメリカ側はすでに関連資料は公開しておるわけですから、十分政府全体として御検討いただいて御報告を願ひたい。よろしいですね。

○三原國務大臣 御指摘の点も以前にございましたので、事実について確かめてまいりましたが、事実不詳でございますので、私は、その際にも発言を遠慮いたしておりましたが、いまそういう事実をもつと調査をする必要があるぞという御提言でございますので、慎重に取り扱つてみたいと思ひます。
○上原委員 その推移を見て、さらにこの問題についてはお尋ねを、いづれかの機会にやりたいと思ひます。

そこで、もう時間も、まだかなり質問が残つておるのですが、いろいろほかの党の方の御意見もあるようですから、そろそろ締めますが、警察庁、おいでいただいておりますね。——私たちがこの元号問題を非常に重要視しておる、あるいは私

が幾つかの例を挙げてきたことについては、やはりいろいろな動きがあるわけですよ。

本委員会に出席をいただいた方についても現に脅迫状がある団体から送られてくる。お一人じやなくして、もちろん委員会に御出席をしない人じやないのだが、ほかに元号法案に反対する立場にある方々にそういう脅迫的な電話なりあるいは脅迫状と見られるものが送付されているという事実。さらにこれまでも、七八年五月二十七日には、歴史学研究会が日本大学で年次大会を開いておったところ、右翼系の学生と見られる十数人が会場に乱入して水をまき、石灰を投げたという事実。あるいは九月から十月にかけて家永三郎教授ら元号法制化に反対をする学者八人の自宅に押しかけている事実とか、七九年二月二十三日東京数寄屋橋で、元号法制化反対の街頭行動を行っていったキリスト者の皆さんに対して右翼グループが鉄棒を振り回した、そういうた妨害行為。いろいろあるわけですね、東京都知事選の四月七日、新宿でのあの太田薫候補に対しての行為とか。これはある面では大変な自由の侵害であり、精神的なプレッシャーになりますよ、関係者にしてみれば。国会周辺を見ても、私たちがデモとかいろいろやる場合は非常に警戒も厳しいけれども、こういう立場にある人々に対する警察の取り締まりなり実態というものが非常に中途半端、なまぬるいんじゃないのか。そういう疑問なり疑惑というものを率直に国民は受けると思はるのです。この種のことについてどういうふうにお取り計らいをいただくのか。

この件は総務長官、元号問題を預かる担当大臣としても、やはり政府全体の問題として、皆さんも人権を守ると言うなら、そういう立場に立たされてる人々も同等に守ってもらわなければいかぬ。国会でそういう国民の代表として切実に訴える者に対して、テロ行為で次から次へとつぶしていくというのは、これはまさに暗黒時代じやないですか、民主主義の否定じやないですか。私が先ほどから強調した点は、本質はそこにあるのだ。こういうことに対して、どのようにお考えなのか。

○三原国務大臣 先般も申し上げましたように、この平和憲法下とも言われるわが国において、そうした暴力行為によっていろいろな事態を発生するということは、最も遺憾な点でございます。御指摘のように、われわれもそういうような暴力行為が起らないように注意を払いたいと思ひます。

○岡村説明員 お答え申し上げます。警察は不偏不党の立場を堅持いたしまして、いかなる立場からするものでございまして、違法行為にわたる行為は絶対に看過しないという方針のもとに厳重なる取り締まりを行っております。右翼に甘いというようなことは断じてございしません。現に昨年中、違法行為を行なった者につきまして、二百六十八件、四百四十六人を検挙してるところでございます。

先生の御指摘になりましたこの種事態を敢行するおそれのある右翼に對しましては、今後とも視察、警戒を厳重にいたしまして、違法行為に出る動きがありました場合は注意あるいは警告を繰り返してまいりまして、事態の未然防止に今後とも努めてまいりたい、こう思っております。

○上原委員 ぜひ特段の関心をお持ちになって、手抜かりのない公正な法の適用を強く求めておきたいし、総務長官、改めてこれは内閣全体の問題とも関連すると思うのです。だから、今後の日本の民主政治の方向が問われていると思うのです。これは、私たちを含めての国民全体の問題でもあるでしょう。そういう面では、閣議なりそういうたしかりべき、総務長官お一人ということなくして、全体として、こういうた不穏当な動きについては対処をしていく、そういう御決意はありますね。

○三原国務大臣 御意見のとおり、私も重大な関心を持ち、決意をいたしておるところでございます。

○上原委員 自治省と法務省にきていただきましたが、戸籍法の問題でちょっとお尋ねしたかったのですが、この件については、すでに本委員会でも同僚委員の方から御指摘がありましたので、ぜひひとつ強制しないということをはっきりさせていたいただきたいということ、法的拘束力の問題についても議論があるところですが、法制局長官、公務員の服務規定は、最高裁の判決もあるのだというところをせんだったの委員会でも言ったのですが、われわれの調査の限りではそういうことはないのです。改めて、法的には強制もしない、義務づけもしない、窓口行政を含めて、現行と変わらないのだ、そういうことはお二人から確約できますね。

○真田政府委員 この前も私の席で釈明をいたしました。今度の法案が成立いたしましたとしても、そのことから直接に新元号の使用についての強制力は全く出てこない。だから、一般の国民の方に対して元号使用を強制するということとはあり得ない。ただ、公務員の場合には服務規律といえますが、国家公務員法の九十八条が適用されるので、法令の効果というところでなくて、九十八条に言う職務上の上司の命令があれば、もちろん合理的な理由がなければならぬことではございますが、合理的な理由に基づいて上司が職務上の命令を出せば、公務員たる者は当然それに従わなければならない、これは公務員法九十八条にあります。

その規定に明確に書いてございまして、地方公務員についても同じでありますし、国会職員法についてもやはり同じような規定がございします。

○上原委員 この議論はさらに続いていくと思ひますので、これ以上続けたい気持ちもありませんが、よく注意をしていきたいと思ひます。

そこで最後に、総務長官、きょういろいろな角度から私は主に事実関係を指摘をしながら、元号法案に対する社会党の立場あるいは考え方というものが若干取り入れながら疑問点を申し上げたわけですが、これは私が指摘したことは、オーバーな表現じゃないのです。いまの日本の社会環境、状況

の中にそういう芽生えというものが大きく出てきている。そのことはよく受けとめていただきたいと思うのです。

そこで、最後という表現はしたくございせんが、強制しない、義務づけをしないのだ、現行と変わらない、きょう教科書等に対してはかならずつけられた答えも出ましたが、そういうものを含めて、仮に法制化された段階でも、元号というのは国民に強制するものでないのだ、現在西暦なり年号なりを併用している、その状態と変わらないというような、政府としての、官房長官の談話とかある総務長官、担当者の、法的拘束力の問題とか、この法の国民生活に及ぼす効力というものの、そういうことについては何らかの見解をまとめて御発表する必要があると思はるのです。そういうことを含めて、今後検討していただきたいと思います。

○三原国務大臣 ただいま御指摘になりました使用上の注意と申しますか、そういう点については、この法令が制定をされ、政令等の準備をするというような段階において、篤と検討してみたいと考えておるところでございます。

○上原委員 終わりましたので、ちよつとひつかかるのです。ちよつとひつかかる。これは総務長官のあれだから別に揚げ足を取ったり、言葉じりをとらえる必要はありませんが、注意というものは、やはり権力作用があるのです。そうすると、それは強制になりますよ。義務づけになる危険性があるので、そういうことじやなくして、国会の議論を通して、皆さんは強制しない、義務づけはしません、現行どおりの使用です、併用です、ということを書き置いたおしやうなわけだから、もし素直であるなら、何か他に他意がないとするならば、そういう注意とかそういうことじやなくして、政府の統一見解的なものを御発表することを御検討いただきたいというのが私の提案であり、それに対して総務長官の御見解を求めているわけですが、もう一度そこいらを明確にさせていただきたいと思ひます。

○三原国務大臣 ただいま注意ということとは申し
ておりませんので、その事態になりましたら
ば、検討をいたしたいということを申し上げてお
るでございます。

○上原委員 終わります。

○村田委員長代理 上田卓三君。

○上田委員 一昨日も質問させていただいて、積
み残した部分をいまからさせていただくわけで
ございますが、大体三時間ぐらい予定しておた
わけでございますけれども、時間も経過してお
りますので、できる限り要点的に、またある部分に
ついては割愛したい、こういうふうに思っており
ます。

そこで、先日の発言で若干念を押すという意味
で、二御質問を、まず先にしたいと思います。

何回も申し上げたことでございますけれども、
政府の見解というものは、いわゆる国民の多数
は元号の存続を希望している、だからその希望
をかなえるために確かな方法として元号の法制
化をするんだ、こういうことでございます。しか
し、国民の大多数は、元号そのものの存続を希
望しているが法制化には賛成していないわけであ
りまして、数社の世論調査によりますと、何回も
出てくる問題でございますけれども、法制化すべ
きだというパーセンテージは、昨年七月の読売新聞の調
査で一五・一％、それから十二月の時事通信社で
二二・四％、それから三月の三月の毎日新聞で
二一・一％、同じく三月の東京新聞で二〇・一
％、日本世論調査会でも二二・三％、こういう
調査結果が出ておるわけでありまして、法制化に
賛成しているのは二〇％前後である、あとの五
〇％から六〇％の人々は、元号の存続は認めてい
ても、法制化には賛成していないわけでありま
す。

そこで、長官にまず、国民世論の多数が法制
化までは望んでいないというこの事実を事実と
してお認めになるのかどうか、その点ひとつ確
かめたいと思うのです。

○清水政府委員 世論調査の第一が、法制化に賛
成であるという回答がございまして、第二のグ
ループとして、存続は希望するが、その方法に
ついては法制化以外の方法でいいのではないか
という回答が御指摘のとおり五〇％程度ある
ということでございます。その第二の回答の方
々の御意見につきまして、あるいはお考えに
つきましては、政府としてこう考えますとい
うことを何回か申し上げたわけでございま
すが、簡単にもう一度要約して申し上げます
と、まず一つは法令でやたらいいじゃないか
という点があるわけでございまして、これは
何も法律上の根拠なしに直接単独に政令を定
めて物事をやるということ、現在の法制のも
とでは無理であるということでございます。

それからもう一つは、現在のうちに慣習的に統
けていくということではないかというお考えが
示されているわけでございまして、その点に
つきましては、現在の昭和という元号は、それ
自体が既に存在いたしまして、かつ、定着して
使われているので、これはこれでいいわけで
ございまして、問題は、昭和の後の元号もあ
る方がよいというのが存続ということの内容で
ございまして、必ずある時期には昭和の次の
元号をだれかが決めなければ、元号がなくな
ることになります。そこで、慣習的に使っ
ていけばいいということでございます。その
中では、じゃだれが次のものを決めるのか
というところまでは含まれていません。した
が、いままでのままではいけば、存続は希望
しておりますが、現実には元号がなくなっ
てしまうという事態が来るわけでございま
す。

そこで、政府としては、そうした国民の願
望を満たすためにはどういう方法があるか、
その辺につきまして種々検討を重ねてきた
わけでございまして、いまの第二のグルー
プの中にもう一つ、内閣告示でもよいの
ではないかという考えも示されているわけで
ございまして、この点につきましては、その
方法は方法として成り立たないわけでは
ございませんというところは申し上げていま
ございますが、しかし、やはりそれは内閣が
自分

の判断で単独におれがやるんだというふう
に物事を決めるよりは法律、つまり国民を代
表いたした国会の議決による法律の形で、内
閣がその法律に基づいて具体的な元号の決
定について委任をいたしたくという形の
今回の法律、これをお願いする方が筋道に
よりのかなっているというふうな政府とし
ては考えているわけでございまして、その
いう観点から申しますと、国民の多くの方
々が存続を希望しつつ、かつ、その方法に
ついて多少のそういう問題があるというこ
とでございます。これはひとつ政府として
の考えを国会に御提案申し上げまして、御
審議の場を通じてそのことを御理解を賜
りたい、かように存じておるわけでござ
います。

○上田委員 時間がないので、聞いてないこと
までべらべらしゃべらないでいただきたい
と思います。

要するに、国民世論の多数は、法制化を望
んでいないという事実を認めるのか認め
ないのかという点を聞いています。その一
点だけで結構ですから、長官答えてくだ
さい。

○三原国務大臣 いま申し上げましたように、
た問題は、国民の方に聞いていただかねば
なりません。政府委員がお答えしました
ように、われわれが願っておりますのは、
法制化ということを中心にして問題を解
決したいということではなくて、国民が
存続を希望しておられることを責任あ
る政府としてはどうしたならばいいか
という結果的に出てきたのが法制化の道
を選んだ方が二つの道がある。内閣告示
か、あるいは法制化かということに比べ
れば、法制化の道を選んだ方が国民に
こたえない、よりベターな道であらう
といたしました。

しかし、その点についていま政府委員から
お答えいただきましたように、確かにいま
御指摘のように、世論調査をやられた
数社の新聞社、NHKの場合は五七％賛
成でございまして、それらは過半数の人
がおられますけれども、それらの世論調
査の結果は、確かに御指摘のような結
果が出て

おりますということは、私どもも承知を
いたしておるところでございます。

○上田委員 長官のおっしゃった最後の
くだり、いわゆる数社の世論調査によると、
国民の多数は法制化までは望んでい
ない、これは非常に大事だと思
うのです。この点をやはり事実問題
として確認することが大事だと思
うのです。

そこで、あなた方が言うように、国民の
多数が元号の存続を希望しているとい
うこと、そういうことから飛躍して、だ
から元号の存続を安定的なものにする
ために、より確かなものにするため
に法制化をするんだ、こういうこと
になっているわけですが、片や各社の
世論調査では法制化まで望んでい
ないという結果が出ておるわけであ
る、やはりその数社のやられた世論調
査というものを、これも事実なんです
から、それは都道府県、市町村の決
議というものもありまして、しかしな
がらこの世論調査というものはやは
り同時に大事にしなければならぬの
ではないか。そういう意味で、国民に
対して法制化をすべきかどうかとい
うことが一番正しかったのではな
いだろうか、こういうふうに思
うのです。もう一度、念のために
ひとつお答えいただきたいと思います。

○三原国務大臣 いまその調査を
することが正しかったのではないかと
いう御指摘がございました。私も
それはいま申し上げましたように、
存続にいかなる形でこたえないか、
責任のあるこたえ方をしたいとい
うことであつたわけでございま
す。それについて法制化か、あ
るいは内閣告示かという道があ
る。それについて法制化というこ
とについては、こういうような問
題がございまして、あわせていま
この国会の論議の中で国民の方
々に訴えておるわけでございます
ので、いま御指摘のように、確
かにそのときに、具体的に法制
化をすればいいこととございま
すというようになことを広く国民
の方々に御理解願う処置をすべ
きであつたという

ことにつきましては、御指摘のとおりすべきであつたと思ひますが、しかし、こうした国会の論議の場では、いまだに法制化をしたかというようなことにつきまはしては国民の方々に御理解を願ひたい、協力を願ひたいということを申し上げておるところでございます。

○上田委員 長官は、やはり元号の存続を国民の多数が希望しているという前提に立つて、今度さらにその存続方法について国民の世論を問うというような形で、その具体的なあらわれとして法制化でどうだろうかというような調査をすべきであつた、こういうふうに思つておられるわけですか、簡単に言つてください。

○清水政府委員 こういうことだと思つてでございます。

この世論調査で、存続は希望するが法制化には賛成でないという方が一体どういう御理解なりお考えのもとでそういう選択をし、答えをされたかということが、その内容によつて示されたわけでございます。そのことがこの世論調査の非常に大事な成果だと思ひますが、そうするとその考え方は、それぞれを検討いたしますと、いずれも實際問題としてできない方法であるとか、あるいは十分でない方法だということがわかつてきたわけでございます。そこで政府がいたしまして、この国会にそれではどういう方法がよいかということで、法案の形で御提案申し上げた、こういうこととでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○上田委員 ということは、国民に対してもう一歩突っ込んだ形で存続方法についても世論調査をすべきであつた、こういうふうな政府自身は考えているが、しかしあえてそれをせずに国会の審議にゆだねた、こういうことですね。その必要性は認めておるんだけれども、時間的な関係とか、いろいろな事情で国会審議ということですね。

○清水政府委員 すべきであつたというお言葉でございますが、ちよつとそこは私どもは多少違つ

た気持ちがあるわけでございますが、いずれにいたしましても、国民を代表するこの国会の場でその点を十分御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存するわけでございます。

○上田委員 それでは元号法案について政府の立法説明では、国民の大多数が元号の存続を望み、そして法制化を要望しているから、こういうふうになつております。だから、前段の国民の大多数が元号の存続を望み、これはそれなりにいいと思うのですけれども、しかし法制化を要望しているから、これは恐らく四十六の都道府県なり千を超える市町村の議会決議をもとにして言われていると思うのですけれども、片や各社の世論調査の結果もあるわけですから、少なくとも立法趣旨説明の中にあるところの後段の法制化を要望しているからということとは事実誤認ですね。答えていただきたいと思ひます。これは言い過ぎじゃないですか。

○清水政府委員 いま私が見ておりますのは、元号法案の提案理由説明でございますが、ここにおきましては、元号は「国民の間に定着しており」、「大多数の国民がその存続を希望しております」で、政府としては、元号を将来とも存続させるべきであると考えております。しかしながら、元号制度については、これこれ「法的根拠はなかり、現在の昭和は事実たる慣習として使われている状態でありまして、したがって、元号を制度として明確で安定したものとするため、その根拠を法律で明確に規定する必要があると思ひます。」このような趣旨をたしか御説明申し上げておると思ひます。

○上田委員 元号の存続を希望しているというところから、もうすぐ飛び越えて、法制化まで国民が要望しているんだというふうな、そこにすりかえがあるわけですね。そうでしょう。国民が法制化に反対しているというものであれば、そういう認識の前提に立つならば、法制化するということは国民の要望に反するわけですね。だから、あなた方としては、存続を希望しているということは法制

化も望んでいるに違ひない、そういう前提に立つていないんじゃないですか、それは間違ひではないかということをおし言つておるのです。

○清水政府委員 存続を希望しておる国民の願望にいかにかたえるべきかという点につきまして、政府としてはいろいろ検討することが政府のむしろ当然の責任であらうというふうに考えるわけでございます。この点は大臣から何回か申し上げておるのとおりだと私は思ひます。そういう観点から、政府が責任を持って検討した結果として今回の法案をお願いするに至つておる、こういうこととでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○上田委員 いずれにいたしましても、国民は元号の法制化までは望んでいないということですから、政府の法制化というのはいささか先走りではないか、国民の世論を無視したものである、こういうふうに断ぜざるを得ないと思ひます。

もう一点を申し上げたいのですけれども、皇位の継承があつた場合に限り元号を改める、こういうことは、いわゆる一世一元制をあらわしておるわけでありまして、そこで、なぜ皇位の継承があつた場合に限り元号を改める必要があるのか、その必然性はどうかということとひとつ簡単に御説明いたしたいと思ひます。

○清水政府委員 二点を申し上げられると思ひます。

一つは、現在の状態から考えますと、昭和という元号がいつまで使われるのかということにつきましても、これは一般の国民の元号について持っているイメージと申しますか理解の内容としては、今上陛下の御在世中ということであらうと見なすのが一般的な見方かと思ひます。そういうふうな元号に対する国民の現在持つておりますイメージをむしろ前提として、そのまゝ法律の中でもそれを取り入れると申しますか、反映させるといふ考え方から、私どもとしては、この法案の改元の時期については「皇位の継承があつた場合」といたしたわけでございます。

○上田委員 こういうことですか、元号というものはもとと国民の理解では、皇位の継承があつたら元号が改まる、一世一元というものが国民の考え方ではないか、こういう意味のことではないかと思ふのですけれども、しかし、それは過去のケースといひますか、明治、大正、昭和というふうなケースから、あなた方は元号と言へば一世一元というふうな国民は理解しておると言ふわけですね。しかし、それは勝手な解釈とか、政府がそういうふうに解釈しているだけであつて、たとえば国民に対して政府が世論調査をやつたとき一世一元の元号について賛成か反対か――一世多元の時代もあつたわけですね。その方が歴史的に長いのです。一世一元というものはほんのわずかの期間であるわけでありまして、ただ単に元号は賛成か反対かというのじゃなしに、一世一元の元号は賛成か反対かというところまで調べたわけですか、その点どうですか。

○清水政府委員 この調査の設問自体は、明治、大正、昭和という元号は昭和の次の天皇の代になつてもあつた方がよいと思ひますか、どうですかというふうな聞き方でございます。したがって、ごく自然に現在の国民の認識に合つておる聞き方ではないかと思ひます。

それからもう一つ、補足的に申し上げたいと思ひます。元号の長い歴史の問題として考えてみますと、元号が変えられた代始め改元ということとでございます。そのほかには御在世中に幾つか改元のケースがございますが、これは吉凶禍福あるいは辛酉・甲子というふうな節によりまして改元でございます。その代始め改元以外のものは、明治以降におきましては、いわば省略されるというふうな考え方がございまして、そういう元号の歴史、それからその中で最後に集約されてきた形、そしてそれが明治、大正、昭和という約百年の間に国民の中に自然に抱かれておるイメージ、こうしたことが現在の国民の頭の中にある元号に対するイメージ

であろうと理解をいたすわけでございます。

○上田委員　元号の歴史あるいは伝統というものは、一世一元というのは浅い歴史なんです。長い歴史というものはそういうものでなかった。これは皆さん方の答弁の中でそういうことが明らかになっておるだろう、こういうふうに思うのです。それから、元号の歴史というものを考えた場合に、一世一元でないものの方が長い伝統を持っておる、こういうことだろうと思います。

そこで、もう一点ぜひとも聞きたいのです。

皇位の継承があったということで元号が変わるということをご想定した場合、今回の場合でもそうだと思いますけれども、当然皇太子が天皇になられるということになるわけです。年齢的な制限限があるわけですから、恐らく今度の新しい元号も三十年くらいですか、あるいは四十年くらいもつ

かどうかよくわかりませんが、常識的に見て、長くもって三十年、四十年というようなことになるわけです。そうすると、現在の二十代の青年たちにとつては、自分の生まれてから亡くなるまでの間に三つの元号を経験することになるわけですね。人によれば二つしか経験しないという場合もあるかも知れませんが、新しい天皇と同じくらゐに生きるとするならば、いまの若い世代は、人生七十年か八十年生きる間に、生まれたときと、そしてこれから変わるものと、それからまた変わるといふ意味では、三つの元号に生きなければならぬ、こういうことになるわけであります。

大體昭和の法的根柢は、二十年で新憲法発布によつてなくなつたといはうものの慣習として五十四年続いた、こういうやうなことで長く続いた、こういう考え方があつたと思うのですけれども、次の元号といふものを考えた場合に必ずしもそういう長いものでないといふことすから、今後の變わつていく元号については、そんなに——それは人の寿命ですからわからないかも知れません——が、そういうことも頭に入れて世論調査をやつていかなないと、私も一昨日申し上げましたように、元号の存続を望むかと言つたら、天皇が亡くなつ

でも昭和がそのまま続くのじゃないかと思つてゐる人も現実にあるということなんですね。だから、そういう点も含めて、やはりきつちりと一世一元の元号の存続を望むのかどうかというふうに国民に対して親切な設問があつてしかるべきであつたと思うのですが、その点どうお考えでしょうか。

○清水政府委員　世論調査の聞き方としましては、先ほどこちよつと触れましたように、次の天皇の代になつても元号はあつた方がよいかどうかと、というような聞き方をいたしておるわけでございまして、ただいま委員の御指摘の点には余り食い違つていないのではないかと思いますが、まあ一つの元号の具体的な長さということになれば、これは長いものもあり、短いものもあるだろうというふうに思います。

○上田委員　新しい天皇のもとでも元号があつていいか、そこにはばくはすりかえがあると思うのです。元号が改元されると思つていない人もおるんですよ。だから元号といった場合に、このまま昭和が続くと思つている人も、そういう問いがあれば必ずそういう答えも返ってくるだろうし、それからもう一つは、一世一元というふうに理解するんじゃないしに、まさしく、不況続きであつた、それを何とか景氣を回復しなければいかぬという意氣味で、こんな元号はやめてとか、吉凶にかかわるとか、そういう元号を望む方もあるだろうし、あるいはそれが元号と言えるのかどうかということ

○清水政府委員　総理府の世論調査の設問ではこ
になるかもわかりませんけれども、五十年置きに
元号をしたらどうか、百年置きでもどうかという
こともあるわけですから、要するに、天皇がかわ
つても、なお元号の存続を望むかということは、
そういう改元という形で必ずしも理解してない
のではないか、そういう面を私は言っているの
です。私の言ったことと同じだと言うけれど、
全然違うわけです。その差を私は質問している
わけですから、もう一度答えていただきたいと思
います。

うなっておるわけでございます。「次の天皇の代になつても、昭和とか大正というような年号制度はあつたほうがよいと思ひますか、それとも廃止した方がよいと思ひますか。」というようなことで選別肢が五つ、六つ並んでいるわけでございます。これはごく自然な聞き方だと私は思ひます。やはり、ここから出てくる意味合いといたしましては、昭和とか大正とかいうような年号が次の天皇の代になつてもと、こういうふうになっているわけでございますから、そこで変わるということとはかなりはつきり読み取れるのではなからうかというふうに思ひうわけでございます。

なおいまだいま委員がおつしやいました、先ほども私申し上げたことに關係いたしますが、元号の歴史というものから見ましても、代始め改元というところで改元があるということ、そのほか、に幾つかの吉凶禍福等の改元があるわけでございます。代始め改元以外の改元の方法というのが、過去百年間では整理されて、ないわけでございます。そうなりますと、元号が変わるということについて国民が考へるとすれば、恐らくそれは代始め改元で変わるというイメージが一般的に残っているのだらうというふうに言えるのじやなからうかと思ひます。

○上田委員　一世一元について、国民が抱いてい
るイメージとこの点ですか、感覚というのです
か、そういう場合に、必ずしも元号ということだ
けじゃないに、やはり過去の歴史の中で、戦前の
天皇制ファシズムとこの点ですか、そういうもの
を理解をしている場合だつて往々にしてあるわけ
です。そういう点で、ただ単に、国民が一世一元
というものを望んでいるんだ、そういう元号を望
んでいるんだという形で押しつけるのじゃないに、
私は、政府あるいは与党の皆さん方の勝手な
感覚ではないのかというように思うわけでありま
す。一世一元の元号の客観的な必要性というので
すか、そういうものを国民にもつとはつきりさせ
る必要があるのではないかとこのように思います
ので、この件に関して、もう一言答えていただき

たいと思います。

○清水政府委員　元号の問題につきましては、今後とも国民によくわかるように、私どもとしても、あらゆる機会に説明をするというような努力はいたしていくべきだろうと存じております。

○上田委員　一世一元の元号というのは全く非科学的で、今後の世代の使用にたえないという意味で、私は慣習として残っても、法制化までして残していくべきではない、こういうことを最後後に申し上げておきたいと思っています。

それで次の質問に移りたいと思います。

四月、日の本委員会、公選局長官の使員を拒否した場合でも、それは処分の対象とはならない、こういう答弁に対して、十一日には、真田法務局長官の答弁では、職務規律として、上司がそのような命令を出せば、公務員は当然それに従わなければならない。それまでの政府見解を百八十度転換する見解が出されたわけですが、この点について、もう一度統一した見解を示していただきたい、このように思います。

○真田政府委員 先ほど上原委員の御質問に対して、私、重ねて釈明を申し上げましたが、もう一回繰り返して申しますと、この法案が成立しました。でも、この法律の効果として、公務員であつても、直接に使用の義務が出てくるものではない、これははっきりしているわけなんです。

ただ公務員の場合には、たとえば統一のあるいは効率的な行政事務の運営というような合理的な必要があつて、上司が下僚に対して、公文書をつくる場合には元号を用いなきといふ職務命令を出した場合には、その職務命令に拘束されることは理論上あり得る、こういう趣旨でございます。で、百八十度転換したわけでも何でもなくて、事実はその前提となる問題の提起の仕方が違ふわけなうでございますから、そこは誤解のないようにお受け取り願ひたいと思ひます。

○上田委員 たとえ上司の職務命令といえども、元号の使用というものは表現の自由にかかわる問題ではないか。そういう意味で、そのような元号

を使用せよという職務命令を出すこと自体が、憲法第二十一条に規定された表現の自由に違反することになるのではないか、こういうふうには思わなければならない。表現の自由は基本的人権にかかわるものでありまして、年の数え方を元号で数えよう、また西暦で数えよう、それは自由であるべきではなからうか、こう私は思うのでございまして、たとえそれが公務員であったとしても、私はこの権利というものは保障されるべきだといふように思うのですが、その点どうですか。

○眞田政府委員 公務員でありまして、公文書をつくる際に、年を表示する方法として、元号を使うか、西暦なら西暦を使うかということは、表現の自由と無縁だとは私、思っておりません。無縁だとは思っておりませんが、公務員という特殊な公法関係に入つた以上は、合理的な理由があつて、そして上司の命令があれば、その程度の制限は、これは憲法の容認するところであらうといふふうに考えるわけでございします。

○上田委員 長官は十一日の日におっしゃつたわけですけれども、公務員の場合、基本的人権といえども、職務命令によつてある程度の制限はやむを得ないという最高裁の判例がある、こういうことがあつたかと思ふんですけれども、それはどういう判例ですか、言つていただきたいと思ひます。

○眞田政府委員 申しわけありません、日付まではちよつと記憶がありませんが、最高裁判所の判例で、基本的人権といえども、みずからの意思によつて放棄ができるんだという趣旨のことがあります。つまり、みずから公務員を志願して入つた場合には、そういう公務の必要性から上司の命令があれば、それに従わなければならないということはもちろん承知の上で公務員になるわけですから、一種の放棄に等しいわけなんです、そういう判例があることは確かなんです、そういう判例がありますよということを御紹介したわけでございます。

なお、ついでに申し上げますと、その判例では公務員というふうな公法上の関係じゃなくて、私

法上の私企業の場合も同じような論理が働くのだといふ趣旨の判例であつたはずでございします。

○上田委員 いずれにしても、そういう年の数え方というところで、特に元号が法制化されても元号を強制しないといふことでありますから、一般国民の場合は別だけれども、公務員の場合でもそういう上司の命令に背いた場合には云々、こういうことですから、こういう表現の自由といふすか、特に年の数え方というものの対して、わずかであつてもそういう権利を制限するといふことは大きな問題だらう、憲法に保障された表現の自由と違反する、私はこういうふうに考えるわけであります。

次の質問に移りたいと思ひます。

元号の使用は強制しない、こういうふうに説明をされておるわけですが、たとえば一般の国民が役所や郵便局などの公的な機関で出生届や婚姻届、その他いろいろ書類に年月日を記入する場合に、すべて元号で書かされるというふうなことはないかどうかといふことであります。そういうことは強制しない、しかしながら協力してほしいというふうな、こういうことであれば、その点について協力といふことの中で、やはり国民は強制として受け取るのではないか。それに役所の窓口で、これは元号で協力してください、法律でもこういうふうになつてゐるんです、こう言われたいときに、あえていひえ、私は西暦でしよと言ふような勇気のある人はやはり少なくなるのではないか、こういうふうに私は思うのですが、その点はどうですか。

○清水政府委員 私どもは、そこは国民の良識と申しますか、常識に信頼する問題だらうと思ひます。公務の立場から申しますと、これは一定の統一した事務の処理をするのはそれなりに当然と申します。そういう意味で事務の合理的な処理でございしますから、そういう意味で十分合理性がある話だと思ひます。

【村田委員長代理退席、委員長着席】
そういう立場から事務の円滑、効率的な処理とい

うことで、一般の国民の方に元号で書いていただくといふこと、これは言葉は協力といふことを、ほかに余り適当な表現がないのかも知れませんが、協力をさせていただくといふような言い方で申し上げてゐるわけですが、私は、そこは公務の統一な事務処理といふことで合理性がある問題だらうと思ひますし、それに対しては、国民の方の良識で対応が行われるものと思ひます。しかしながら、なおかつ西暦でいう場合にもそれはもちろん有効に受理をいたします、そういう基本方針であるといふことを申し上げてゐるわけでございます。

○上田委員 強制はしないといへども、協力してもらいたいといふことを窓口で言われますと、相当な権利自覚といふのですか、考え方を持たないで、人ではない限りそれに従わされるというふうな、結局は強制されたのと同じような効果を持つに違ひない、こういうふうに思ふのです。

それで私の提案といふのですか、その点についてお聞かせいただきたいのですけれども、公文書には、そういう出生届とか婚姻届などには、そういうたぐいの年月日の欄には、必ずいまの場合だったら元号が、明治、大正、昭和といふのがあつて、そのいずれかにマルするといふような形になつてゐるわけですが、この元号を外して年月日だけ印刷してあつて、あと届け出る人がそれを元号にしよと西暦でしよとどっちでもいいんだ、それは国民の自由意思に任せるといふことをすれば、私は、そういう意味での強制ではないのだと言ひながら、実質的に協力といふ名のもとで強制として国民に受けとめられることはなくなるのじゃないか、こういうふうに思ふのですが、その点はどうですか。

○清水政府委員 お答えを申し上げます。

役所側の事務といたしましては、整合性を持つた事務の処理をすべきことは当然でございまして、その場合に、現在ではもう慣習的に、原則として元号で年の表示をするといふことが確立をしてゐると私は思ひますが、そういう立場からの

窓口業務といふことでございします。現在も両方あると思ひますが、元号の昭和が入つて年月日となつてゐるものが相当あるといふことは、これは先ほど申しましたように、こちらの事務を合理的に処理するといふことから出てゐる現象だらうと思ひますし、そのことについては、一般の国民の方にその点を御理解いただいて、御協力をお願いしたいといふ立場であるといふことを申し上げてゐるわけですが、しかしながら、どうしてもあいが悪いといふ場合につきましては、それは西暦で記入していただいたものももちろん有効に受理をするといふことでございします。決して強制といふことではないと存するわけでございします。

○上田委員 いずれにしても、元号を印刷してあつても、それを消して西暦で書く人もそれは当然出てくるわけですから、そうすると提出された書類といふものはどっちかに画一はできないわけですね、結果的に。それじゃ初めからそういう元号といふ記入欄をやめて、年月日だけにするといふことが私は一番いいと思ふのです。だから、いまあなたが説明したのは私の言つてゐることに對して説明にはなつてゐない、私はそういうふうにして思ふのです。だからそういう点でやはり国民に對して年号に従わせよう、協力といふ名のもとで強制してゐるという下心があるからじゃないですか。だから幾らこの法律は強制しないと言つても、やはり強制されるのじゃないか。現実には法制化してない今日でも、もうすでに元号が記入されてゐて、そこでそれを消して西暦にするのになかなか勇気が要するといふような現状があるわけですから、法律化されればさらにそれが強まるというふうに思ふのはだれしも国民の思ふことではないか、こういうふうに思ふわけであります。

さらにその点についてもう少し質問申し上げますと、いわゆる在日外国人、たとえば在日中国人とか在日朝鮮人、韓国の方がおられるわけですが、これこれ百万人を超える方々が日本じゅうに住んでおられるのじゃないかというふうに思

うわけでありませうけれども、一世一元の元号が法制化されるということはこれらの在日外国人、とりわけ在日朝鮮人、韓国人、中国人の方々の立場を考えた場合に、本当にかつてのそういう絶対主義天皇制を利用したところの日本の軍国主義が、いわゆる大東亜共栄圏というスローガンで朝鮮やあるいは中国、東南アジアの国々を侵略し、天皇への服従をいいますか、あるいは忠誠を力強く要したことは、これは歴史的事実であるわけでありませうが、これらの人々が天皇制や、また天皇制の象徴であるところの元号というもののにどういった感情を抱いているか、決してよい感情を持っていないとは言えない、こういうふうには思っています。内外人平等の原則を定めたところの、いわゆる国際人権規約は、まだにこの批准がされていないわけでありませうし、在日外国人の人々に基本的な人権を満足に保障していない現在の日本で、やはりこれらの人々はさまざまな市民の権利といえますか、そういう権利が抑圧され、差別を受けて暮らしておられるわけでありませう、その上にさらに元号法制化で、恐ろしい思い出のある元号をこれらに在日外国人の人々にも事実上強制するということになる、そういう意味では本当に耐えがたい気持ちになるのではないかと、こういうふうには思いますが、その点について見解をお聞かせいただきたいと思います、また、外務省の方にもひとつその点をお願いしたいと思います。

○清水政府委員 たいだいまの人権規約とかそういう方向の問題につきましては、あるいは私以外の方からお答え申し上げる方が適当かと思ひます。それからもう一つ、第二点といたしまして、過去の云々という問題につきましては、私は、これはやはり問題が別だろつと思ひます。元号によつて年を表示することが公務の場合に原則になつておりませう、ということが現在の状態であり、私も、将来もそういう状態が続く、特にこれを変えなければならぬ合理的な理由とか支障があればそれはまた別だと思ひますが、そういうことがなければ、いまの状態が続いていくことを考えて

いるわけですが、そういう場合におきましては、日本人であらうと、あるいは在日の外国人であらうと、その点は、むしろもとより差別なしに考えておられるわけでありませう、公務の齊一的な処理に対して、日本におります日本人であれ、外国人であれ御協力をいただくということは、ひとしく期待していいところではないかと思ひます。

○枝村説明員 元号に関連する面につきまして、ただいま清水審議室長がお答えしたとおりでございますが、人権規約の批准の問題につきましては、すでにこの前の通常国会に人権規約A、Bとも御提出申し上げて、この国会ですべて衆議院外務委員会において御審議を願つておるところでございます。特に今月末、地方選挙の後の週には精力的にこれを御審議いただくという……

○上田委員 そのことを聞いてるんじゃないんですよ、いまは。人権規約のことを聞いてるんじゃないんですよ。外務省としては、私がいま発言したことに対してどう考えているかということなんです。

○枝村説明員 これは内外人無差別という原則、そういう点につきましては、ただいまの人権規約あるいはその他の面でもなるべくそういう方向で進めていきたいと思つておられますが、外務省の立場でございます。ただ、元号の問題とその関連につきましては、先ほど申し上げましたように、清水室長の御答弁で御理解をいただきたいと思います。

○上田委員 全然答えになってないですね。いわゆる在日外国人の方が、かつて絶対天皇制のもとでやはり多くの苦い経験をしてるわけだし、う。だから一世一元の元号というのは国民に親しまれておるとか定着しておるとか言つたつて、とりわけ、日本人でもやはりそういう一世一元の元号というのに対して必ずしもいいイメージだけではない、悪いイメージもあるわけですね。いわんや、この外国の人々は、とりわけ中国や朝鮮とか、そういう東南アジアの方々は、天皇と聞いた

だけで身ぶるいするような、やはりそういう考え方というのがあるわけですよ。そこへ、いろいろのいきさつで日本に住んでおられる方に、やはりそういうものを、この法制化によつてさらになじまない元号を、協力という意味で実質的に強制するということはいいかどうか。だから、そのことを言つておられるわけですから、天皇制が云々、どうのこうのということではなしに、在日外国人に対してもそういうような形をするのかどうかということと言つておられるわけですから、その点、答えていただきたいと思います。

○枝村説明員 先ほど来申し上げておりますとおり、外国人の取り扱いにつきましては、元号法案との関連でのお答えは総理府の方からしていただくのが適当と思ひます。私もアジア局に勤務しておりましたこともございませうし、かなりアジア関係の外交官あるいは新聞記者等との接触もございましたが、また最近の英字紙などに若干の投書なども見ておりますけれども、そういう関係で、特に元号との関係でそういう動きが自分たちにとつて不愉快であるという声は私自身は聞いておりませう、若干お答えする材料がないわけでございます。御勘弁をお願いいたします。

○清水政府委員 先ほど申しましたとおり、日本において生活をしてる方という意味におきましては、日本国民であられる方は在日の外国人であられる、私は、現在公務がこういう慣行なりという様式で行われている、そういうことが将来も続いていく、こういう問題でございまして、その元号による年の表示方法ということでございませう、これはひとしく御協力をいただくと、これを期待していいのではないかと、むしろそうでないとか、かえつて何か変な感じがするのではないかとすら思つておられるわけですが、そういう意味で、常識的な協力の期待、こういう趣旨であると思ひます。

○上田委員 納得できませんね。在日外国人の方であればあるほど、やはりこういう協力という名のもとであつたとしても、非常に強制というよう

に映るのではないかと、私はこういうふうに思ひます。

そこで、法制化する前でも、現在でも、そういうふうなこの元号の使用の強制というものがあるわけでありませう、特に問題にしたいのは、去る二月の二十三日に、午後一時過ぎでしたが、元号法制化反対キリスト教活動者全国会議実行委員会のメンバーの方々が、東京西銀座の教習屋橋で、元号法制化反対のビラまきあるいは署名活動を行つておられたわけでありませうけれども、そのとき大日本朱光会を名乗る右翼の方々約十名がこれに襲いかかつて、横断幕を引きちぎり、あるいはプラカードをたたき壊すというような事件があつたわけでありませう、二月二十六日、被害に遭つた森山憲牧師らが築地署に出頭して事情聴取を受けた後、被害調書を出す段階で、聴取に当たつた佐藤悦朗刑事から、書類を檢察庁が見るので、書式を統一するため、こういう理由で昭和の元号を書くことを強制された、こういうふうには訴えられておられるわけでありませう。森山牧師らは四層で記入したいと何度も申し入れたが、そうすれば調書受け付けはしない、こういうことで結局元号の使用を強制せられた、こういうふうには言つておられるわけでありませう。この点について、現在では元号は事実上の慣習で強制されるはずがないとわれわれは考えざるを得ないわけでありませうけれども、現実にはこのように築地署で強制されたということについて警察庁の説明を篤とお聞かせいただきたい、このように思ひます。

○岡村説明員 お答え申し上げます。先生おっしゃいましたように、この事件の被害者は、二月二十六日に所轄の築地警察署において被害届を出していらつしやるわけでございます。その際、御本人は昭和という不動文字の下に、書きづらいですがとおっしゃりながら、御自分で五十四と記入されておられ、御指摘のように被害届の受理を拒否したという事実はないというふうに聞いております。なお、御本人の被害調書でございませうが、これ

は御本人の供述どおり西暦ですべて記述しておる
と聞いております。

○上田委員 調書は西暦で言つてそのまま記載さ
れたという事は確かに事実です。ただ問題は、
書式を統一するという意味で、被害調書を出す段
階で、その調書に西暦を書くと言つただけだれど
も、何回となく問答があつて、書類を受け付けて
もらえなかつたら何にもならぬということでも結
局元号を書いたということであつて、恐らくその
佐藤刑事から聞かれたのかどうかわかりません
が、そちらの方がうそをついているのではない
か。この森山牧師が元号反対という立場からうそ
をついているというようには私は思ひたくないわ
けであります。そういう意味では、元号反対とい
うはつきりとした考え方を持っている人でさえ
も、被害調書を出す段階でそれを受け付けてもら
えないということの中から、やはり意見は意見に
して、とりあえずそれに元号を記入した。このこ
とを考えただけでも、あなた方が言うところの強
要でないのだ、協力だと言ひながら、結局はそれ
はもう強制になっているのだ、私はそこをはつき
りとしてもらいたいということを言つてい

す。
だから、年月日についても、そういう元号欄と
いうのじゃなしに、ただ単なる年月日だけにすれ
ば、年号を使う者は年号を使い、元号を使う者は
使う、西暦を使う者は西暦を使うということにな
るのではないかと私は言つてい

は別途明らかにする必要があると思ふのですが、
そういう用意があるのかどうか、そういうことも
含めてひとつお答えをいただきたい、このように
思ひます。

○三原国務大臣 かねて申し上げておりますように、
法制化が成りましても現行と同様でございますし
て、取り扱ひは、使用上の制約もいたしません
し、義務づけもいたしません。しかし、いま御指
摘のありましたようなことは、私は、国民の良識
と英知によつてお互いが話し合へば解決する問題
だと実は一般的には思つておるわけございま

す。
なお、行政事務の統一的な処置上ひとつ元号を
お使ひ願ひたいとか、あるいは西暦をお使ひ願ひ
たいとかいふようなことをお願ひする場合があ
ろうと思ひますが、そういう点について、たつてそ
ういふところをお願いしても、おれは元号はいや
だ、西暦でと言われれば、西暦でお出しただい
でもやむを得ないと思つておるところでございま

す。
したがつて、いま築地署管内でできたこと云々
につきましても、警察庁関係が見えておりますの
で、そこからお答え願つた方が妥当であらうと思
うのでございまして、私は重ねて言うようです
が、現状どおりの使用、運用で結構でございま
す、そういったしますと申すことを申し上げてお
るところでございまして、現地の事実問題につい
ては、ひとつ警察庁の方でお答えを願ひと思ひ
ます。お許し願ひます。

○岡村説明員 そのときの状況をやや具体的に御
説明申し上げたいと思ふのでございまして、
被害届の提出に先立ちまして、被害調書をとら
せていただいたわけでございますが、これは先ほ
ど申し上げましたとおり、御本人の供述どおり全
部西暦で記述したわけでございます。ただし、供
述調書に不動文字の箇所がございまして、その中
に昭和何年という文字があるわけでございます。

御参考までに申し上げますと、右の者は昭和何
年何月何日どこにございまして本職に就任意次の

とあり供述したという欄でございまして。この被害
者の方は、昭和何年となつておりますけれども、
私はいつも西暦を使つてゐるんですが言われま
したが、刑事訴訟法に基づいた様式が決まつてお
りまして、しかもこの箇所は調べに当たつた警察官
が記載する箇所でありまして、この御説明し
たところ、御了解いただいたというふう聞いて
おります。

この供述調書を取り終えた後、先ほど申し上げ
ました被害届の提出をいただいたということござ
いまして、その際、元号で書かなければ受理を
拒否するといったような事実はないというふう
に報告を受けておりますし、私は佐藤巡査部長の言
を信じておるところでございます。

○上田委員 それはもう大きな食い違いがあるわ
けであります。三原長官の発言を含めて私は納
得ができません。
次に、元号が法制化され、使用が協力という名
のもとで強制されるということをご想定して、特に
そのマイナス面といひますが、そういう点につい
て若干申し上げたいと思ひます。

統計の実務の上で支障はないか、こういうこと
であります。統計はあらゆる自然現象あるいは
社会現象、人口とか、あるいは地理とか気温と
か、あるいは商工業、農業、交通、財政、金融、
教育あるいは犯罪といったことを数字であらわ
すものであるわけでありまして、単に数字であらわ
すだけではない、その数字相互間の関係も明らか
にするのが統計であります。そこで、統計を有効
に利用するためには時間の変化による比較がどう
しても必要になるわけでありまして、それも五十
年とか百年といった長い時間の変化をとらえるた
めに必要であります。これを元号で統計の各年
表示をすればどうしても複雑な問題が生じる、こ
ういふように思ふのであります。

元号は昭和が五十年以上の長きにわたつて続い
ておるわけでございますが、天皇の在位期間で年
を区切る、そういう必要上から結局そう長く、百
年も二百年もということにはならないわけござ

いまして、そういう意味で五十年、百年のいろ
んな変化を見る場合、非常に多くの数字を何度も
足し算したり引き算したりする、めんどろになる
のではないかと、こういうふうにも思ふわけであり
ます。また、西暦と併用したとしても、統計実務上
は大変な手間がかかると思ふわけでありまして、
その点について政府はどう考へておるのかお答え
いただきたい、このように思ひます。

○清水政府委員 統計の問題につきまして御指摘
のようなことが言われているということは、私も
よく承知をいたしております。
ごく簡単に申し上げますれば、統計といひま
すのは、結局、現実にわれわれが生活をしてゐる活
動したり、まず業務を営んでゐるという実態があ
ると思ひますが、その実態の方につきまして、私
どもの慣習として、主として元号による年の表示
でいろいろの記録がなされてゐる、これは生の
データであると思ひますけれども、ただ、そういう
ものを統計的に整理をいたす方々の場合におきま
して、確かに、たとえば百三十年も前のようなも
のが仮に元号で生のデータがあつた場合に、それ
を一連の統計にする場合には、百三十年前の元号
の時代を西暦に換算してやるという作業が一人
は必要かと思ひますけれども、それはそう大きな
負担をかけるものではないんじやないか、もちろ
ん負担がないとは申しませんが、したがつて、
まして、そのような現実には日々の活動してゐる
という場合に使われる短い尺度としての便利性的
ある元号という問題と、長期に分析的な作業をし
ようとする場合に、一連的な表示としては長い尺
度の西暦が便利であるということとは、事柄が一
応別だといふように思ひますし、決してそう大きな
不便がある問題ではないと思ひます。現に最近に
おきましては、そのような統計に用いられるよう
なデータのものにつきましては、データの段階で
もかなり西暦表示でいろいろのものが収集されて
いるといふようなことも間々あるわけございま
して、私どもとしては、統計の問題についてはそ
ういふに理解をするわけでございます。

○内閣委員長 本日は、この程度にとどめ、明二十日金曜日午前零時五分から委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後十一時五十三分散会

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の二」を「第十三条」に改める。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ局」を「北米局」に改め、同条第二項中「調査部」を「調査企画部」に改め、「情報文化局」に文化事業部を「を」を削る。

第六条第六項中「アジア局及び」を削り、「各一人」を「一人」に改める。

第七条第二項中「調査部」を「調査企画部」に、「前項第十一号、第十三号及び第二十七号」を「前項第二十七号」に改める。

第九条の見出し中「アメリカ局」を「北米局」に改め、同条中「アメリカ局」を「北米局」に改め、「及び中南米の」を削る。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。（中南米局の事務）

第九条の二 中南米局においては、次の事務をつかさどる。

一 中南米諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二 中南米諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

第十三条第二項を削る。

第十四条中「外務省大阪連絡事務所」を削る。

第十六条を次のように改める。

附則

この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

理由

中南米諸国との外交関係の重要性にかんがみ中南米局を新設するとともに、情報文化局文化事業部を廃止する等外務省の組織について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二に次の一項を加える。

2 教育に關し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育を受けるのに相当な経費を要する地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、年少子女一人につき、同項の額に次のいづれか少ない額を加算した額とする。ただし、その加算される額は、同項の額の百分の百に相当する額を限度とする。

一 学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。次号において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外公館の所在する地において標準的であると認める額と前項の額との差額に相当する額

二 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額と前項の額との差額に相当する額

別表第一の一 大使館の表中中南米の項中「在チリ日本国大使館」

「在サンティアゴ」に改め、同表大洋州

「在チリ日本国大使館」

「在サンティアゴ」

「在サンティアゴ」

の項中「在オーストラリア日本国大使館」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「在オーストラリア」

「チリ」	440,000	400,000	364,000	338,000	299,000	260,000	221,000	195,000	379,800	332,200	288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000			
「ドミニカ」	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100	316,600	273,300	241,500	413,100	365,500	317,800	270,100	233,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000			
169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000	「ニカラガ」 同表大津州の項中「オーストラ															
212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100	「ニカラガ」 同表大津州の項中「オーストラ															
「リ」	570,000	460,000	435,800	413,100	365,500	317,800	270,100	238,400	206,600	900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	「ハンブルグ」 「フランクフルト」			
190,700	174,800	158,900	143,000	127,100	「オーストラリア」 「ソロモン」 「トンガ」				570,000	460,000	435,800	520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600
413,100	365,500	317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600		
478,900	440,100	387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	162,500	144,400	「ニカラガ」									
478,900	440,100	387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	162,500	144,400	「ニカラガ」									
127,100																					
166,100																					
166,100																					
別表第二の三	領事館の表ハシンの項中																				
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29	6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29	6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29	6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29	6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	396,400	346,100	29

379,800	332,200	288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000
413,100	365,500	317,800	270,100	233,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000
115,600	「ハンブルグ」								
127,100	「フランクフルト」								
900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400	「ハンブルグ」	
520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600
520,000	469,400	415,300	361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600
162,500	144,400	「スラバヤ」							
162,500	144,400	「メダン」							
別表第二の三 領事館の表ハシンの項中									
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	「スラバヤ」	
6,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000	「メダン」	

附則
この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在「ドミニカ」在「ソロモン」及び在「トゥヴァル」の各日本国大使館並びに在「広州」在「ボストン」及び在「フランクフルト」の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由
在外公館として在「ドミニカ」日本国大使館、在「広州」日本国総領事館等を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定めるほか、特定の在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当の加算について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年五月七日印刷

昭和五十四年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局